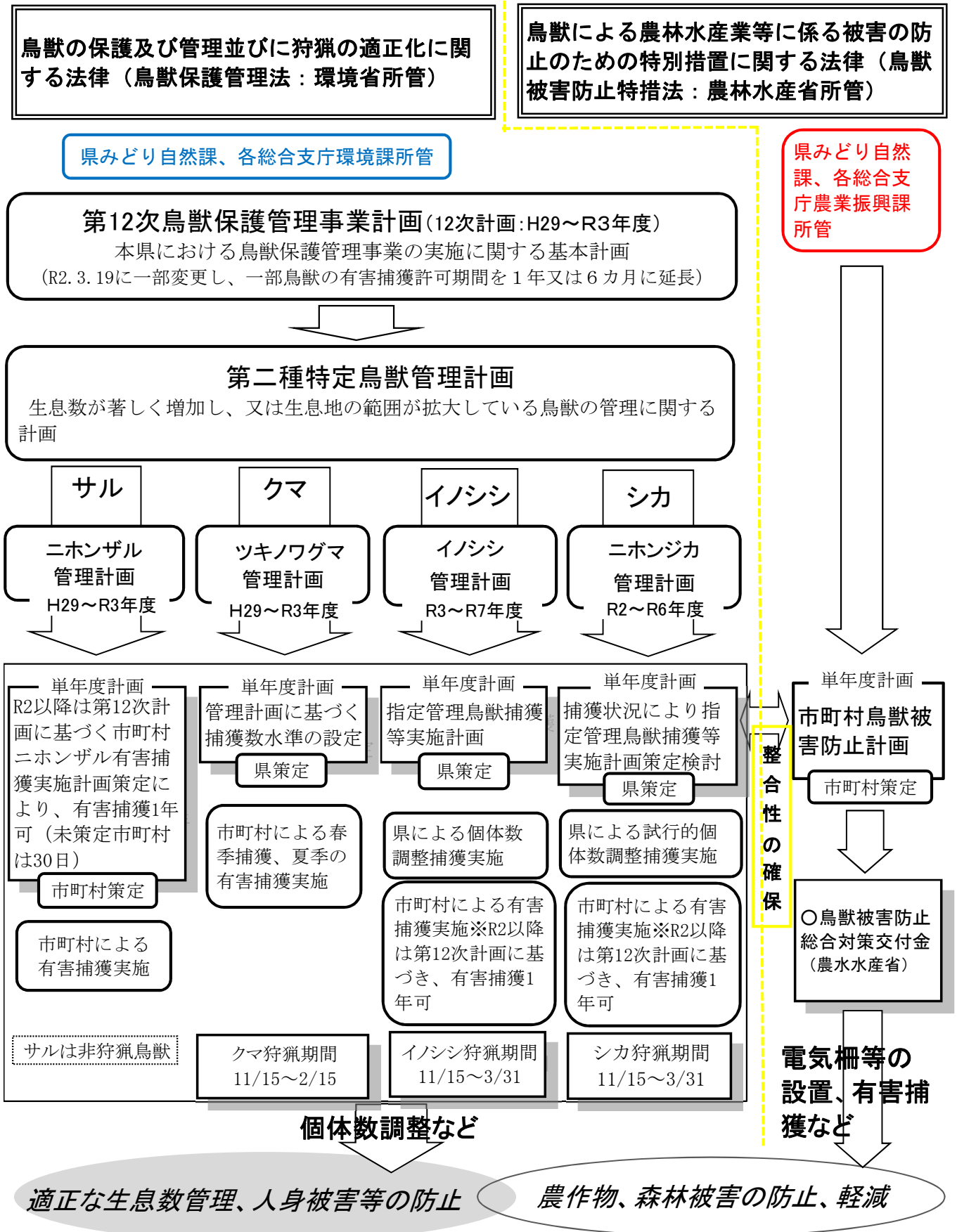


## 山形県における鳥獣被害防止・軽減のための施策体系図



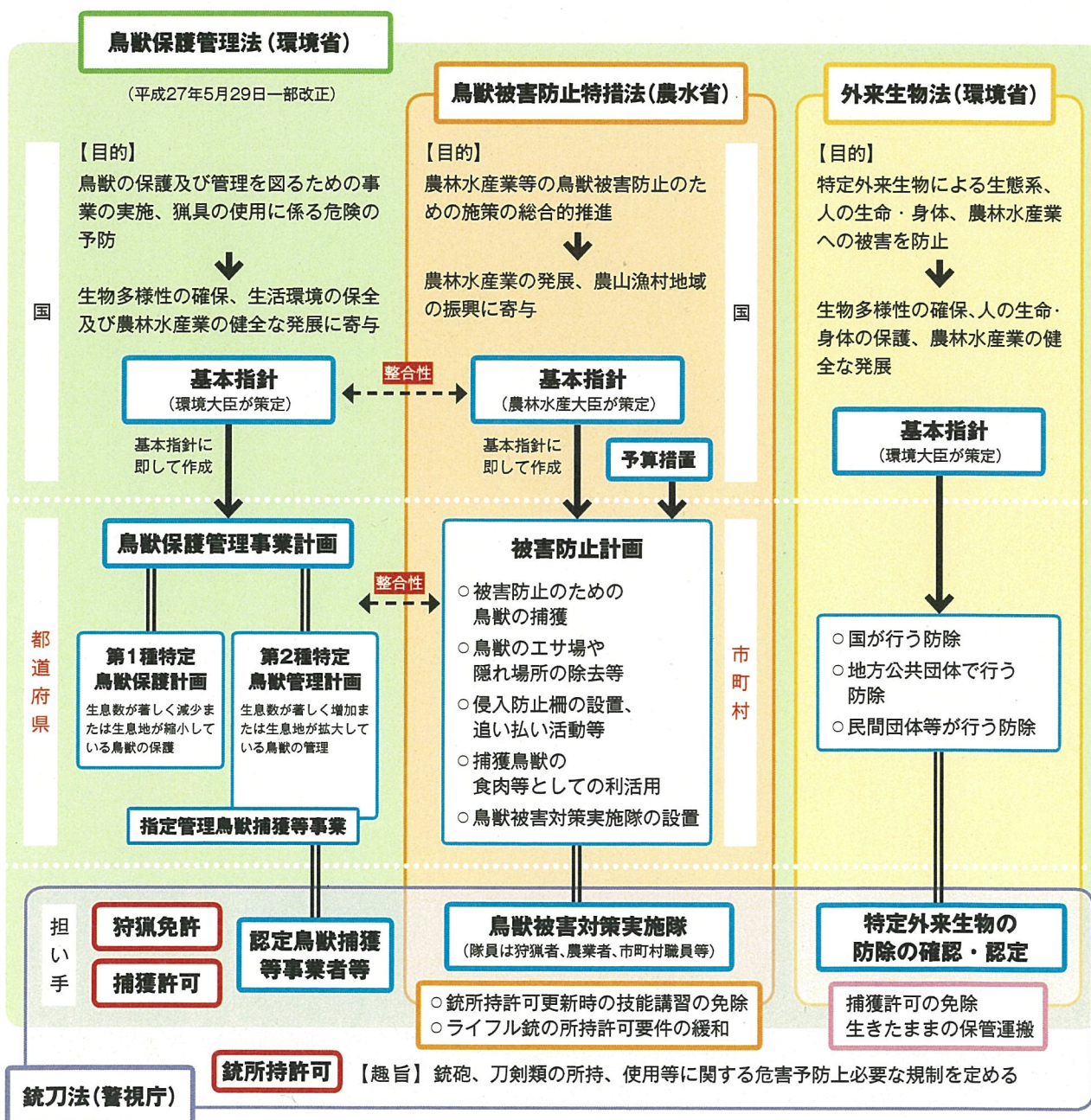
# 他法令との関係

## 【鳥獣保護管理法、鳥獣被害防止特措法、外来生物法 銃刀法の関係】

### ● 各法律の範囲

野生鳥獣を捕獲する際に必要となる狩猟免許や捕獲許可に関しては、鳥獣保護管理法により定められ、都道府県知事にその権限がある。しかし鳥獣被害防止特措法に定められる被害防止計画を作成した市町村が希望した場合には、許可捕獲に関する権限を都道府県から委譲することもできる。また、捕獲にあたって猟銃を使用する場合には、銃所持許可が必要になるが、これは銃刀法により定められている。また特定外来生物においては外来生物法に基づいた防除も可能である。

鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法、外来生物法、銃刀法の関係



## 山形県第 13 次鳥獣保護管理事業計画等策定スケジュール（案）

時期	第 13 次鳥獣保護管理事業計画策定（次期クマ、サル計画策定も並行作業）	
	みどり自然課	各総合支庁環境課
R 3. 4.19	○担当者会議（参集者：各総合支庁環境課担当） ・ 策定内容、スケジュール等の説明	○担当者会議（参集者：各総合支庁環境課担当）
5.21	○各総合支庁環境課あて鳥獣保護区等の計画書作成依頼（公文） ・ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画書等の提出依頼（保護区等区域内の鳥獣生息状況、地元住民活動状況、農用地、国有林、河川区域資料も含む指定計画書、区域図） ○第 12 次計画検証と第 13 次計画で取組むべき要点整理、改定方針素案検討（～8 月） ○現行クマ、サル計画検証と次期計画改定の要点整理、改定方針素案検討（～8 月） ○環境省基本方針確認	○総合支庁環境課ごとに関係機関等と調整（会議、個別打合せ等） ・ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の地元調整（市町村、各地区猟友会、農協等との事前意見聴取、調整） ・ 鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に国有林がある場合は、各森林管理署と区域・林班等突合や事前調整 ・ 市町村等の意見を十分に聴き、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域への振替指定も検討 ・ 指定計画書、区域図の作成（区域図は最新の国土地理院地形図で調整） ※各機関等から公文で意見書（同意書）徴取
7.8-9	○第二種特定鳥獣管理連絡協議会	○第二種特定鳥獣管理連絡協議会 ※7 月から狩猟免許更新業務本格化（9.14 まで）
9.2	○第 1 回特定鳥獣保護管理検討委員会 ・ 第 13 次計画、クマ、サル計画改定方針素案	○指定計画書、区域図等のみどり自然課あて提出期限（8 月 24 日まで）
9.14	○県環境審議会第 1 回自然環境部会 ・ R 3 年度の鳥獣保護区・特別保護地区指定等 ・ 第 13 次計画、クマ、サル計画改定方針案 ○鳥獣保護区等の指定計画について、東北森林管理局と事前調整・協議 ○県関係部局、その他国関係機関（東北農政局、東北地方整備局）と事前調整	
10	○各総合支庁に第 13 次計画案、クマ、サル計画案の最終内容確認依頼、市町村への事前意見照会（提出期限：10 月末ごろ）	○各総合支庁及び市町村の確認・回答等期限（提出期限：10 月末ごろ）
11	○第 2 回特定鳥獣保護管理検討委員会 ・ 第 13 次計画素案、クマ、サル計画素案	
12	○環境審議会第 2 回自然環境部会 ・ 第 13 次計画案、クマ、サル計画案諮問・審議	
R 4.1	○第 3 回特定鳥獣保護管理検討委員会 ・ 第 13 次計画案、クマ、サル計画案	
2	○環境審議会第 3 回自然環境部会 ・ 第 13 次計画案、クマ、サル計画案審議・答申 ○第 13 次計画案、クマ、サル計画案議会報告等 ・ パブコメ実施（期間：約 1 ヶ月） ・ 市町村、県関係部局、国関係機関等協議	
3	○第 13 次計画、クマ、サル計画策定（計画期間：R 4.4～R 9.3） ・ 環境大臣に策定報告、関係団体に送付・公表	

※ 第 13 次計画の鳥獣保護区等は第 11 次計画を基に調整、その他事項は第 12 次計画を基に精査

※ 第 13 次計画とクマ、サル計画の協議先は同一でない



山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第1 計画の期間</p> <p>◎平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とする。</p>		<p>◎令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。（＝次期計画期間（R4～8度））</p>
<p>第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項</p> <p>1 鳥獣保護区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定（89,213ha）、国指定（30,253ha）、合計119,466haと県土面積の約13%を占める。</li> <li>・ イノシシによる農業被害、クマ出没の増加に伴い、生息地の鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められている。</li> <li>・ 指定方針（全体、指定区分ごと）…新規指定は20年等</li> <li>※指定区分…森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地</li> <li>・ 鳥獣保護区の新規指定計画、既指定鳥獣保護区の変更計画（H29～R3度）</li> </ul> <p>2 特別保護地区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定（5,568ha）、国指定（4,600ha）、合計10,168haと鳥獣保護区指定面積の約9%を占める。</li> <li>・ 指定方針（全体、指定区分ごと）…新規指定は20年等</li> <li>・ 特別保護地区の指定計画、既指定特別保護地区の再指定計画（H29～R3度）</li> </ul> <p>3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定方針と指定計画（H29～R3度）</li> </ul> <p>4 休猟区の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に休猟区はなく、第10次計画以降指定していない。</li> </ul> <p>5 鳥獣保護区の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な巡回により鳥獣の生息状況の把握、標識類等の管理を行う。</li> <li>・ 管理施設の整備状況等</li> </ul>	<p>○現行計画期間中においても、イノシシの生息域の拡大やその他鳥獣を含めた被害地域の拡大や被害額増加に伴い、地元住民等の鳥獣保護区の必要性に対する理解が低下していることから、鳥獣保護区の新規指定や拡大、更新が困難になってきている。</p> <p>○このため、県では、鳥獣保護区の縮小、廃止だけではなく、保護規制を少し弱めた狩猟鳥獣捕獲禁止区域への指定振替を含めた弾力的な見直しを推奨している。</p>	<p>■更新</p> <p>○時点修正を行う（鳥獣保護区の面積の修正等）</p> <p>○A地元市町村との意見調整を踏まえ、次期計画期間（R4～8度）の内容に更新する。 ※個別の鳥獣保護区等の見直し内容は次回委員会で提案する。</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○上記Aに同じ</p> <p>○上記Aに同じ</p> <p>○上記Aに同じ</p>
<p>第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項</p> <p>1 鳥獣の人工増殖（略）</p> <p>2 放鳥獣（略）</p>		<p>■継続</p>

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形県希少鳥獣（県レッドリスト等）、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣及び一般鳥獣の保護及び管理</li> </ul> <p>2 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可に当たっての条件の考え方、わなの使用に当たっての許可基準</li> <li>鉛中毒が生じる蓋然性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</li> </ul> <p>3 学術研究を目的とする場合（略）</p> <p>4 鳥獣の保護を目的とする場合（略）</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合</li> <li>鳥獣による生活環境、農林又は生態系に係る被害防止を目的とする場合</li> </ul> <p>個体数調整の許可基準の設定 有害捕獲許可基準の設定、被害発生予察表の作成</p> <p>6 その他特別の事由の場合（略）</p> <p>7 捕獲許可した者への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲物又は採取物の処理等及び情報の収集、<b>錯誤捕獲の指導</b></li> </ul> <p>8 許可権限の市町村長への移譲（略）</p> <p>9 鳥類の飼養登録（略）</p> <p>10 販売禁止鳥獣等の販売許可（略）</p> <p>11 住宅集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項（略）</p>	<p>○現行計画期間中に県レッドリストの一部改定がなされている</p> <p>○現行計画期間中にニホンジカ管理計画を策定</p> <p>○県の鳥獣被害防止対策としては、市町村が被害防止計画に基づき実施する被害防止活動を支援し、被害防除対策、生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせた、住民主体の集落単位による総合的な取組みを推進し、優良取組事例を県全体へと波及させていきたい。</p> <p>○鳥獣特別措置法の一部改正により、「新たな広域的な捕獲対策」が実施可能となった。</p>	<p>■更新</p> <p>○最新の県レッドリストの内容にあわせて更新</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、鉛中毒に関する記載の拡充を検討</p> <p>○ニホンジカ管理計画の策定に伴う追記 ○市町村イノシシ管理計画の記述の削除</p> <p>○予察表の内容（加害獣、被害発生地域等）の改定 ※次期計画期間（R4～8度）の内容に更新</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、鳥獣被害防止対策として、被害防止計画に基づく被害防止対策の実施について記載</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、広域的な捕獲の強化について記載を検討</p> <p>●国の基本指針改定にあわせて、錯誤捕獲の防止の記載を拡充</p>
<p>第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項</p> <p>1 特定猟具使用禁止区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定猟具使用禁止区域の指定計画及び内訳（H29～R3分）</li> </ul> <p>2 特定猟具使用制限区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定計画なし</li> </ul> <p>3 猟区設定のための指導（略）</p> <p>4 指定猟法禁止区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉛散弾を使用する猟法で指定されているのは2箇所</li> </ul>		<p>■更新</p> <p>○上記Aに同じ</p>
<p>第6 第一種特定鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項</p> <p>1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針（略）</p> <p>2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の第二種特定鳥獣保護管理計画の作成方針と施策の方針（ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）</li> <li>県計画に係る市町村の実施計画（ニホンザル、イノシシ）</li> </ul>	<p>○現行計画期間中にニホンジカ管理計画を策定</p>	<p>■更新</p> <p>○ニホンジカ管理計画の策定に伴う追記 ○各県計画の期間の更新 ○市町村イノシシ実施計画の記述の削除</p>

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定の方向性（案）について

●は国の基本指針改定に関連すること、○はその他のこと

第12次鳥獣保護管理事業計画の概要	課題及び検討を要する事項	策定の方向性（案）
<p>第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項</p> <p>1 基本方針（略）</p> <p>2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣生息分布調査、第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査（H29～R3度）など</li> </ul> <p>3 法に基づく諸制度の運用状況調査</p> <p>4 放射性物質検査</p>		<p>■更新</p> <p>○次期計画期間（R4～8度）の内容に更新</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○時点修正を行う</p>
<p>第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>1 鳥獣行政担当職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針、設置計画、研修計画</li> </ul> <p>2 鳥獣保護管理員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針、設置計画、活動計画、研修計画</li> </ul> <p>3 保護及び管理の担い手の育成及び確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方針、研修計画、狩猟者の育成</li> </ul> <p>4 鳥獣保護センター等の設置（略）</p> <p>5 指導</p> <p>6 必要な財源の確保</p>	<p>○地域において、鳥獣被害対策を先導して推進する「鳥獣被害対策リーダー」の育成と、その方を支援する行政関係職員のスキルアップが必要である。</p> <p>○認定鳥獣捕獲事業者が位置付けられていない</p>	<p>■更新</p> <p>○課題を踏まえた時点修正を行う</p> <p>○身分変更を踏まえた時点修正を行う</p> <p>○一般的な狩猟者の育成に関する時点修正のほか、認定鳥獣捕獲等事業者の位置付けなどを行う</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○時点修正を行う</p>
<p>第9 その他</p> <p>1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題</p> <p>2 狩猟の適正管理</p> <p>3 傷病鳥獣救護の基本的な対応</p> <p>4 感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高病原性鳥インフルエンザ（連絡体制等）</li> </ul> <p>5 普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛鳥週間ポスターコンクールの実施計画、愛鳥週間行事等の計画</li> <li>他に、野鳥の森等整備、安易な餌付けの禁止、小中学生を対象にした普及啓発、法令の周知</li> </ul>	<p>●本県でも令和2年度のクマの目撃件数が過去最高となり、人身被害は5件発生したほか、イノシシの山形市中心市街地の出没事案も発生し、人身被害防止の対応が求められている</p>	<p>■更新</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、捕獲の担い手の確保・育成に関する記載を拡充</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>○高病原性鳥インフルエンザの連絡体制等について時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、豚熱、アフリカ豚熱等の対策について大幅に記載</p> <p>○時点修正を行う</p> <p>●国の基本指針改定に基づき、クマ、イノシシ等の市街地出没時の対応について記載</p>
<p>附属資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ツキノワグマの錯誤捕獲事例、県内のイノシシ捕獲状況、ニホンジカの目撃位置・情報 など</li> </ul>		<p>■更新</p> <p>○時点修正を行う</p>

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき

講ずべき措置について

答申（素案）

令和 年 月 日

※本資料は、今後の審議等を踏まえ、修正・変更等がありうるものとなります。

目 次

1		
2		
3		
4		
5		
6	1. はじめに	○
7		
8	2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題	○
9	(1) 鳥獣の生息状況	○
10	(2) 鳥獣による <u>農林水産業及び生態系等への影響被害の現状</u>	○
11	(3) 鳥獣の保護及び管理を取り巻く社会状況の変化	
12	(4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題	
13		
14	3. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき今後講ずべき措置	○
15	(1) 鳥獣の管理の強化	○
16	① 第二種特定鳥獣管理計画	○
17	② 指定管理鳥獣	○
18	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業	○
19	④ 認定鳥獣捕獲等事業者	○
20	(2) 鳥獣の保護の推進	○
21	① 希少鳥獣	○
22	② 鳥類における鉛中毒の防止	○
23	③ 錯誤捕獲の防止	
24	④ 鳥獣への影響が懸念される捕獲・調査等への対応	○
25	(3) 鳥獣保護管理の人材育成	○
26	(4) 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応	○
27	(5) その他	○
28	① 外来鳥獣対策の推進	○
29	② 市街地出没等における円滑な対応の推進	○
30	③ 鳥獣の保護及び管理におけるデジタル化の推進	○
31		
32	※ ページ番号は最後に記入。	
33		



1 1. はじめに

2 近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣において、急速な個体数増加  
3 や分布域生息地の拡大が生じており、農林水産業や生活環境への被害、生態  
4 系への影響が深刻な状況となっている。このため、環境省と農林水産省では、  
5 2013（平成 25）年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、2023  
6 （令和 5）年度までに 2011（平成 23）年度比でニホンジカ及びイノシシの個  
7 体数を半減することを目標（以下「半減目標」という。）として掲げた。

8 その後、2014（平成 26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律  
9 （平成 14 年法律第 88 号）」の一部が改正され、「鳥獣の保護及び管理並びに  
10 狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」が 2015（平  
11 成 27）年 5 月に完全施行された。

12 鳥獣保護管理法においては、鳥獣の「保護」（生息数の増加もしくは生息範  
13 囲の拡大または生息数、生息範囲の維持）及び「管理」（生息数の減少または  
14 生息範囲の縮小）が法律上で定義されるとともに、生息数が著しく増加し、  
15 又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣については積極的な捕獲による個  
16 体群管理等を行い、生息状況を適正な状態に誘導するための「鳥獣の管理」  
17 のための施策を強化することとなった。これは、1999（平成 11）年の鳥獣保  
18 護法改正により創設された特定鳥獣保護管理計画制度を充実させ、直面する  
19 管理の課題に対する対応の強化を図ったものである。従来の狩猟に伴う危険  
20 の防止や鳥獣の保護に重点を置いた施策から、鳥獣の管理も含めた積極的な  
21 対策に重点を置いた政策体系へ転換したという点で大きな意味を持つもので  
22 あった。

23 具体的には、法律の題名や目的等の改正に加え、特定鳥獣保護管理計画を  
24 都道府県知事が定める第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画  
25 の 2 種類に整理し、環境大臣が定める希少鳥獣保護計画制度及び特定希少鳥  
26 獣管理計画制度が創設された。また、集中的かつ広域的に管理を図る必要が  
27 あるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は  
28 国の機関が捕獲等をする「指定管理鳥獣捕獲等事業」が創設されるとともに、  
29 指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手としても期待される、一定の安全管理体制、  
30 技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業者を都道府県が認定する「認定鳥獣捕  
31 獲等事業者」制度が創設された。また、近年、住宅地等に出没する鳥獣に対  
32 応するため、従来禁止されてきた住居集合地域等における麻酔銃猟について、  
33 原則としてニホンザルを対象として都道府県知事の許可により実施すること  
34 が可能とされたほか、高校卒業後に新規に就農した者、地方公共団体や農業  
35 組合等で鳥獣被害対策を担当する者等が早期に狩猟免許を取得できるように、  
36 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる  
37 など、鳥獣の保護及び管理の担い手確保のための改正が行われた。

38 本改正に基づく鳥獣保護管理事業が都道府県等で実施された結果、ニホン  
39 ジカ及びイノシシの捕獲数の合計は 2014（平成 26）年度の約 111 万頭から 2019  
40 （令和元）年度には約 124 万頭に増加した。また、半減目標の達成に向けて

1 はさらなる取組が必要であるが、両種の個体数についても、2014（平成26年）  
2 度をピークとして減少傾向が続いていると推定されているなど、一定の成果  
3 が現れてきていると考えられる。さらに、認定鳥獣捕獲等事業者についても、  
4 2021（令和3）年6月時点で158事業者が認定され、鳥獣保護管理の担い手  
5 でもある狩猟免許所持者（種類ごとの狩猟免許所持者数の合計値となる。以  
6 下同じ）は2014（平成26）年度の約19.4万人から2017（平成29）年度には  
7 約21.0万人に増加している状況にある。

8 一方で、鳥獣管理においては、不確実性を前提として、モニタリングを行  
9 い、目標の達成状況を評価し、その評価を踏まえ次期計画を見直す順応的  
10 管理が基本となるが、都道府県によっては、第二種特定鳥獣管理計画を策定し  
11 ていても、適切な目標設定がなされていない場合や、目標は設定されてい  
12 ても順応的管理が実態を伴っていない場合があるなど、計画の実施に当たって  
13 のしかしながら、都道府県によっては、鳥獣の管理を図るために第二種特定  
14 鳥獣管理計画を策定しているものの、目標設定がなされていない又は設定さ  
15 れていても目標を達成できていない場合があるなど、計画的な鳥獣の管理に  
16 必要な目標設定、目標に沿った事業実施、実施結果の評価及び見直しという  
17 執行管理上の課題も浮き彫りとなっている。また、ニホンジカやイノシシの  
18 管理の強化に伴う錯誤捕獲（意図しない鳥獣種の捕獲）の増加や、鳥獣の保  
19 護及び管理を担う十分な捕獲技術を有した人材が不足しているなど、鳥獣の  
20 管理の強化に伴う課題も生じてきている。さらに、2018（平成30）年には、  
21 我が国では26年ぶりとなる豚熱（CSF）の発生が国内の農場で確認され、野  
22 生のイノシシにも感染が拡大するなど、鳥獣の保護及び管理における感染症  
23 への対応についても重要性が一層高まっている。このように、鳥獣の保護及  
24 び管理を取り巻く社会状況は大きく変化しつつある。

25 このため、これからの鳥獣行政においては、科学的かつ計画的な鳥獣の保  
26 護及び管理を実現するための計画の確実な執行管理、管理の強化に伴い生じ  
27 る鳥獣の保護上の課題解決のための取組、鳥獣の保護及び管理を担う人材の  
28 育成・確保、鳥獣の保護及び管理における感染症への対応といった施策を着  
29 実に実行していくことが求められている。

30  
31 今般、これらの状況と併せ、2015（平成27）年に施行された鳥獣保護管理  
32 法が施行後5年を経過したことを受け、環境大臣より鳥獣の保護及び管理並  
33 びに狩猟の適正化につき講ずべき措置について諮問が行われた。中央環境審  
34 議会自然環境部会では、「鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会」を設置  
35 して詳細な検討を行い、本答申をとりまとめた。

## 36 37 38 2. 鳥獣の保護及び管理をめぐる現状と課題

### 39 40 (1) 鳥獣の生息状況

1 我が国には、700種以上の鳥獣哺乳類及び鳥類が生息している。また、2020  
2 (令和2)年3月に公表された環境省レッドリスト2020では、哺乳類34種、  
3 鳥類98種が絶滅危惧種として掲載されており、鳥獣保護管理法に基づく希少  
4 鳥獣としての捕獲規制及び鳥獣保護区による生息地保全に加え、特に対策を  
5 講じる必要がある種については、種の保存法等により保護が図られている。

6 一方、昭和50年代以降、ニホンジカ、イノシシなど一部の哺乳類やカワウ  
7 といった鳥類については、個体数の増加や分布域の拡大が生じており、1999  
8 (平成11)年の特定鳥獣保護管理計画制度の創設、2018(平成26)年の指  
9 定管理鳥獣捕獲等事業の創設等により、全国で鳥獣の管理に関する取組が進  
10 められてきている。

11 特に指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについては、全国的な生  
12 息状況の動向を把握するため、統計手法を用いた個体数の推定等を2013(平  
13 成25)年度より実施している。2019(令和元)年度末における本州以南のニ  
14 ホンジカの推定個体数は、中央値で約189万頭(90%信用区間:約142万~  
15 260万頭)、イノシシの推定個体数は、中央値で約80万頭(90%信用区間約  
16 58万~111万頭)とされ、両種ともに2014(平成26)度をピークに減少傾  
17 向が継続していると考えられている。一方、分布域については、1978(昭  
18 和53)年度から2018(平成30)年度までの40年間で、ニホンジカは約2.7倍  
19 に拡大、イノシシは約1.9倍に拡大している。2014(平成26)年度と2018(平  
20 成30)年度を比較しても、ニホンジカ及びイノシシの分布域はそれぞれ約1.1  
21 倍に拡大している。特に、ニホンジカについては、東北、北陸、中国の各地  
22 方で、イノシシについては、東北、関東、北陸の各地方で分布域が拡大して  
23 いる。

## 24 25 (2) 鳥獣による農林水産業及び生態系等への影響被害の現状

26 近年、鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、生態系や生活環境など  
27 広範に及んでいる。

28 農作物の被害総額は、2010(平成22)年度には239億円にのぼり、その  
29 後は減少傾向がみられるものの、2019(令和元)年度は158億円と依然とし  
30 て高水準にある。被害を及ぼす鳥獣種の内訳については、ニホンジカ、イノ  
31 シシ、ニホンザルによる被害が全体の約7割を占めている。また、2019(令  
32 和元)年度の森林の被害面積は、全国で約5千haとなっており、このうち、  
33 ニホンジカによる被害が約7割を占めている。

34 鳥獣による被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林  
35 の下層植生の消失等による土壌流出など、被害額として数字に現れる以上に  
36 農山漁村等に深刻な影響を及ぼしている。また、これらの被害を防止するた  
37 めには多くの予算や労力が投じられているなど、社会が直接的な被害額以外  
38 のコストも負担していることに留意することが必要である。さらに、ニホン  
39 ジカの採食圧がもたらす植生の劣化・消失が森林の持つ水源涵養や国土保全  
40 等の公益的機能を低下させるといった懸念も指摘されている。

1 生態系への影響については、ニホンジカによる被害が特に深刻であり、樹  
2 皮の食害等による樹木の枯死や下層植生等の消失、ニホンジカの嗜好性が低  
3 い植物のみの単純な植生への変化など、森林や草地等の衰退が起きている。  
4 これは、単に植物への直接的な影響だけでなく、改変を受ける植生に依存す  
5 る多くの生物の生息環境も劣化・減少させることを意味し、生物多様性の維  
6 持にも影響を及ぼしうる。実際にニホンジカが高密度で生息する地域では、  
7 過度の採食圧により、植生や土壌、様々な動物種に負の影響を与えているこ  
8 とが確認されている。~~例えば、1978（昭和53）年度と2003（平成15）年度~~  
9 ~~の調査で連続してニホンジカの出現記録のある地域では、植生への影響が特~~  
10 ~~に大きい傾向があること、ニホンジカの分布が確認されて極めて短期間のう~~  
11 ~~ちに、植生への影響が激しくなることも示されている。さらに、ニホンジカ~~  
12 ~~が分布を拡大（回復）した地域では、採食耐性の低い希少植物等への影響も~~  
13 ~~確認されている。国立公園においても、全34公園のうち24公園で生態系へ~~  
14 ~~の影響が確認されており、高山帯のお花畑が消失したり、森林内の下草が消~~  
15 ~~失したりしている。~~

16 また、近年はクマ類による人身被害件数が増加傾向にあり、2020（令和2）  
17 年度には140件を超えるなど、鳥獣が集落や市街地に出没し、住民にけがを  
18 負わせる事故が増加しているほか、鳥獣と列車や自動車との衝突事故も発生  
19 するなど、鳥獣による被害は農林水産業のみならず、日常生活に密接に関わ  
20 る問題となってきた。

### 23 (3) 鳥獣の保護及び管理を取り巻く社会状況の変化

24 ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による被害が深刻な状況となっていること  
25 を踏まえ、2014（平成26）年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」  
26 の一部が改正されて以降、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護管理事業が国及  
27 び都道府県において実施されてきた。

28 また、野生鳥獣に関する社会問題としては、上述のように、2018（平成30）  
29 年に我が国では26年ぶりに発生したとなる豚熱（CSF）が、国内の農場で発  
30 生し、その後、野生のイノシシにおいても感染が確認された。2021（令和3）  
31 年5月12日現在、24都府県において野生のイノシシでも陽性が確認されて  
32 おり、感染の収束には至っていない。加えて、2020（令和2）年から2021（令  
33 和3）年にかけては、高病原性鳥インフルエンザの発生が各地で確認（野鳥  
34 18道県58件、家きん18県52件）されたほか、ニホンジカ等に寄生するマダ  
35 ニが媒介するSFTS（重症熱性血小板減少症候群）など、人間社会に大きく影響  
36 する野生鳥獣に関する感染症への関心が高まっており、人、動物、環境とい  
37 った各分野にまたがる問題として認識されるようになってきている。

38 さらに、人口減少及び高齢化等による中山間地域での人間活動の衰退など、  
39 様々な社会環境の変化等を背景として、人と自然との関わり方が変化してい  
40 る。その結果人口減少等の社会環境の変化等を背景として、人と自然との関



1 わり方が変化し、人の生活圏と野生鳥獣の生息域の境界が不明瞭になってき  
2 ていること等により、近年、市街地等にクマ類やイノシシ等の市街地出没が  
3 大型獣類が出没する事案が増えてきている加しているなど、人と鳥獣の軋轢  
4 が以前にも増して大きくなっている。加えて、この軋轢を解消していくため  
5 の課題に対応する人材も不足している鳥獣の市街地等への出没が地域社会の  
6 大きな問題となっている。

#### 8 (4) 鳥獣保護管理事業における制度運用の現状と課題

9 鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施す  
10 るとともに、猟具の使用に係る危険の予防が図られているところ、鳥獣保護  
11 管理法の施行状況と鳥獣の保護及び管理に関わる社会状況の変化を踏まえ、  
12 論点毎に制度の現状と課題を以下のとおり整理した。

##### 14 ① 鳥獣の管理の強化

15 1999（平成11）年に創設された特定鳥獣保護管理計画制度は、2014（平成  
16 26）年の法改正により、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計  
17 画に整理され、各都道府県では、鳥獣の種ごとに生息状況等を勘案した科学  
18 的・計画的な保護又は管理を進めている。これまでのところ7種を対象とし  
19 て、47都道府県で計156計画が策定されている（2021（令和3）年4月現在）。

20 指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシについては、ニホンジカは45  
21 都道府県で、イノシシは44府県で第二種特定鳥獣管理計画が策定されてい  
22 ますが、計画の目標設定がされていないか又は設定されていても達成できてい  
23 ない計画も存在している。今後は、第二種特定鳥獣管理計画の目的を達成す  
24 るため、可能な限り、数値等によるで具体的に評価が可能な目標を設定すると  
25 ともに、中長期的な管理の目標に加えて、年度ごとの施策目標等を設定する  
26 必要がある。また、目標に沿って事業の実施体制を整え、第二種特定鳥獣管  
27 理計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、計画の適切な評  
28 価、見直しを行い、確実な執行管理を行っていくことが求められている。ま  
29 た、捕獲事業等を実施する地域についても、これまであまり捕獲が行われて  
30 こなかった県境部等における広域的な捕獲を進める必要がある。

31 指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手として創設された認定鳥獣捕獲等事業者  
32 については、44都道府県で158事業者が認定を受けている（2021（令和3）  
33 年6月現在）。地域によって認定鳥獣捕獲等事業者数に偏りがあり、鳥獣の管  
34 理の担い手が依然として不足していることも踏まえ、認定鳥獣捕獲等事業者  
35 が鳥獣の管理の担い手としてさらに活用されるよう、引き続き、認定鳥獣捕  
36 獲等事業者の育成及び質の向上を図っていくことが求められている。

##### 38 ②鳥獣の保護の推進

39 希少鳥獣については、絶滅のおそれを低減させるために保護対策を行うこ  
40 とが基本である一方で、局所的に被害が生じており、被害防止目的で捕獲さ



1 れている種が希少鳥獣に指定される可能性もあることから、当該種の当該地  
2 域における被害状況及び生息状況の実態に応じた、保護管理の推進が求めら  
3 れる。なお、希少鳥獣以外の鳥獣については、都道府県の区域内において生  
4 息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣がある場合  
5 は、第一種特定鳥獣保護計画の策定の必要性について検討が必要である。

6 また、ニホンジカ及びイノシシの捕獲が強化される中で、わなによる錯誤  
7 捕獲の増加が懸念されており、錯誤捕獲に関する情報収集及び防止対策、錯  
8 誤捕獲が起きた場合の体制整備についての検討が必要である。

9 鳥類における鉛中毒については、1998（平成10）年以降、北海道及び本州  
10 での規制のきっかけとなった、を開始した1998（平成10）年当時のような多  
11 数の鉛中毒症例は確認されていないが、鳥類における鉛中毒の発生自体は確  
12 認されており、特に本州以南では鳥類の鉛中毒及び鉛汚染に関する科学的知  
13 見を蓄積させる必要がある。

14 そのほか、これまであまり問題とされてこなかった、狩猟でのむそう網や  
15 調査でのドローンの利用など、鳥獣の捕獲方法や調査方法、さらには狩猟対  
16 象となっている外来鳥獣の放鳥獣について、その影響を懸念する指摘がある。

### 17 18 ③人材育成

19 鳥獣保護管理事業を支える人材として重要な役割を果たしている狩猟免許  
20 所持者は、1970年代以降減少傾向にあったが、近年は下げ止まっており、約  
21 20万人程度で推移しているとともに、若い狩猟免許所持者も増加傾向にある。  
22 ただし、増加した狩猟免許所持者の多くはわな猟免許所持者であることや、  
23 狩猟免許を所持しているものの、狩猟者登録を行っていない者が約6万人存  
24 在するなど、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟者によって支えられている  
25 状況にある。このことから、銃猟及びわな猟のそれぞれについて、免許所持  
26 者の確保とともに知識及び捕獲技術の向上を図る仕組みづくり、従事者の負  
27 担軽減が求められている。特に第一種銃猟免許所持者の確保は喫緊の課題と  
28 言える。また、都道府県・市町村においてける専門的な知見を有する職員を  
29 確保・育成し、継続的に配置するとともに、捕獲等を担う人材との連携を強  
30 化する必要がある。

### 31 32 ④鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

33 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応としては、鳥獣への影響や社  
34 会的及び経済的な影響が大きい高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）とい  
35 った特定の感染症への対応を中心に進めてきた。引き続き、高病原性鳥イン  
36 フルエンザのサーベイランスや豚熱対策としてのイノシシの捕獲強化、防疫  
37 措置の徹底を図っていく必要がある。一方、我が国に生息する鳥獣について  
38 は、これら以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知られているが、  
39 その実態に関する情報は不足している。

40 今後は高病原性鳥インフルエンザや豚熱といった特定の感染症以外の感染

1 症も含め、野生鳥獣に関する感染症についての情報を広く収集し、鳥獣の保  
2 護及び管理へ反映することが求められる。

### 3 4 ⑤外来鳥獣対策の推進、市街地出没等における円滑な対応の推進等

5 外来鳥獣については、現在9種が狩猟鳥獣として指定されているが、自由  
6 な狩猟により、外来鳥獣の生息状況を攪乱することで、計画的な管理を阻害  
7 する懸念があるとの指摘がある。また、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可に  
8 当たっては、捕獲後の措置を示すこととされているが、捕獲後の措置に関し  
9 て、外来鳥獣の放獣を禁止する規定は設けられておらず、放獣によって被害  
10 が拡大又は拡大するおそれがある。特に、鳥獣保護区の特別保護地区に生息  
11 する外来鳥獣については、積極的な対策を保全事業の中に位置づけて実施す  
12 ることが望まれる。また、アライグマなど鳥獣保護管理法及び外来生物法等  
13 の他法令の適用を受ける鳥獣の捕獲等の手続についても、住民等がわかりや  
14 すい形で情報提供等を行っていくことが求められる。

15 近年増加している大型獣類の市街地等への出没に関しては対応に当たって  
16 は、人と鳥獣のすみ分けを進めるとともに、状況に応じた追い払いや捕獲等  
17 の対応が必要となる。そのため、これらの獣類を市街地等へ出没させないた  
18 ための環境管理、周辺住民への情報提供を含む監視体制の強化及び追い払い、  
19 周辺住民への情報提供が求められている。特に、出没時には迅速な対応が求  
20 められることから、行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針  
21 を定めておき、人員の配置や連絡体制を整備することが重要であり、鳥獣を  
22 市街地等へ出没させないための環境管理技術や人材の育成も重要性が増して  
23 きている。

24 また、近年、鳥獣の保護及び管理の現場においてもデジタル化が進められ  
25 ている。行政においても、情報システムのオンライン利用が促進されている  
26 もの、鳥獣の捕獲情報の収集は紙媒体が多い状況であり、鳥獣の保護及び  
27 管理にも有効に活用できる捕獲情報を効率的・効果的に収集する仕組みの構  
28 築・改善と情報の見える化といった動きを加速化していくことも求められる。

## 29 30 3. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化につき今後講ずべき措置

### 31 32 (1) 鳥獣の管理の強化

#### 33 ① 第二種特定鳥獣管理計画

34 第二種特定鳥獣管理計画は、都道府県が生息数が著しく増加し、又はその  
35 生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を行うために都道府県が策定する計  
36 画であり、国が策定する基本指針に即して、都道府県が定める鳥獣保護管理  
37 事業計画に基づき、策定することとされている。特にニホンジカ及びイノシ  
38 シによる農林業等への被害は各地で継続しており、管理（生息数の減少又は  
39 生息域の範囲の縮小）の強化が引き続き求められていることから、国は各都  
40 道府県の状況に応じた適切な管理目標の設定や評価手法、管理手法について、

1 引き続き技術的支援を行う必要がある。ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、  
2 ツキノワグマ、カワウなど、都道府県境をまたいで広域的に移動・分布する  
3 鳥獣については、全国レベルでの生息状況の把握を行い、管理の進捗状況等  
4 についての評価を行うとともに、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を策定  
5 する際に参考となる情報を整備することも重要である。特に、今後も管理の  
6 強化が必要なニホンジカについては、適切な生息状況の把握を行い、優先的  
7 に対策を行うべき地域を抽出し、捕獲事業等の効果を検証する必要がある。  
8 また、全国的な生息数の推定が困難なイノシシについては、密度指標等に関  
9 する最新の知見等を都道府県へ提供することが求められる。

## 11 ② 指定管理鳥獣

12 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥  
13 獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣の  
14 うち、当該鳥獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第  
15 二種特定鳥獣管理計画の実施状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を  
16 図る必要がある鳥獣を、環境大臣が指定管理鳥獣として指定することとなっ  
17 ており、現在、ニホンジカ及びイノシシが指定されている。ニホンザル及び  
18 カワウについても、管理強化の観点から指定管理鳥獣に指定すべきとの意見  
19 もあるが、例えばニホンザルについては、単に捕獲を強化するだけでは群れ  
20 の分裂による被害の拡大をまねくおそれがあるという指摘もあり、これらの  
21 鳥獣については、それぞれの種の特性に応じた管理技術を確立させ、計画的  
22 な対策が必要であることから、引き続き、指定管理鳥獣としての指定に関す  
23 る検討を進めつつ、技術的支援による管理の強化を推進していくことが求め  
24 られる。

## 26 ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

27 指定管理鳥獣捕獲等事業は、指定管理鳥獣に関する第二種特定鳥獣管理計  
28 画に基づき、生息数の減少又は生息域の範囲の縮小を行う必要がある場合  
29 において、被害状況や鳥獣の生息状況、個体数の推定といった科学的知見を踏  
30 まえて計画的な捕獲等を推進することで、第二種特定鳥獣管理計画の目標達  
31 成に寄与することを目的とした事業である。

32 しかしながら、第二種特定鳥獣管理計画の目標が達成できていない場合が  
33 あること等から、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成に資するような指定管  
34 理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成や適切な評価、見直しを行うよう、都道府  
35 県等を指導する必要がある。指定管理鳥獣捕獲等事業については、他事業等  
36 との役割分担・すみ分けや連携を図りながら、高標高地等の捕獲困難地や鳥  
37 獣保護区など、登録狩猟及び有害鳥獣捕獲が実施されていない場所を中心に  
38 捕獲が実施されるなどしてきている。おり、引き続き、第二種特定鳥獣管理  
39 計画の目標達成に向け、より効率的に捕獲等を進めるため、ICT技術の導入及  
40 び普及や生息状況の調査結果等に基づく最新の知見を提供等していくことに

1 より、都道府県等の取組を促していくことも重要である。

2 また、狩猟期間を中心に県境等をまたぐ広域的な捕獲についても強化する  
3 ことが求められており、関係する都府県等で構成する協議会の設立や広域的  
4 な捕獲等に対する支援等について、関係省庁等とも連携しながら推進してい  
5 く必要がある。

#### 6 7 ④ 認定鳥獣捕獲等事業者

8 認定鳥獣捕獲等事業者制度は、指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく鳥獣捕獲  
9 等事業を第二種特定鳥獣管理計画の下で、体系的に実施するための受け皿と  
10 して、技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有する事業者を認定  
11 するものであり、将来的には鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリン  
12 グ及び評価等にも関与する等、地域における鳥獣の管理の担い手となること  
13 を目指している。一方で、鳥獣の管理の担い手は依然として不足しており、  
14 認定鳥獣捕獲等事業者が存在しない都道府県もあるなど、地域的な偏りがあ  
15 る。このことに加え、認定鳥獣捕獲等事業者の質の評価と継続的な技術の向  
16 上を図るとともに必要があること、高標高地等の捕獲困難地での捕獲技術の  
17 向上と担い手の確保・育成を図る必要も生じている。があること、認定鳥獣  
18 捕獲等事業者は全国で活躍可能な鳥獣捕獲等事業の担い手として期待される  
19 がものの、認定した都道府県以外の都道府県においては、認定鳥獣捕獲等事  
20 業者の実績や能力に関する情報を十分に把握できないといった課題が生じて  
21 いる。このため、国においては、都道府県における認定鳥獣捕獲等事業者の  
22 育成に向けた取組を引き続き支援することが必要である。また、認定鳥獣捕  
23 獲等事業者の質の向上を図るための研修等の充実を図るとともに、全国の認  
24 定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう、都道府県間での情報共有の  
25 仕組みを構築することも重要である。

### 26 27 (2) 鳥獣の保護の推進

#### 28 ① 希少鳥獣

29 環境省レッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB、Ⅱ類に該当する鳥獣、  
30 又はこれらに該当していないが保護を進める必要がある鳥獣については、鳥  
31 獣保護管理法第2条第4項に基づき、希少鳥獣として指定することとされて  
32 おり、現在135種が希少鳥獣として指定されている。ただし、局所的に被害  
33 が生じており、従前から被害防止目的で捕獲されている種も希少鳥獣に指定  
34 される可能性もあることから、当該種の当該地域における被害状況及び生息  
35 状況の実態に応じて、希少鳥獣の保護管理を科学的・計画的に進めていくこ  
36 とが必要である。

37 希少鳥獣のうち、ゼニガタアザラシのように局地的に生息数が著しく増加  
38 又は生息地の範囲が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼし  
39 ている鳥獣であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業  
40 の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の安定的な維持を図りつつ、計画的



1 な管理を図る必要がある種又は地域個体群については、2014（平成26）年の  
2 法改正により創設された特定希少鳥獣管理計画に基づく取組等を引き続き進  
3 むる必要がある。

#### 4 5 6 ② 鳥類における鉛中毒の防止

7 本州以南における鳥類での鉛中毒の発生実態に関する科学的知見は十分蓄  
8 積されてない状況にあることから、その実態を把握するため、全国的なモニ  
9 タリングを実施しつつ、鉛中毒による鳥類への影響評価について検討を進め  
10 るとともに、国内外における鳥類での鉛中毒の防止に関する取組状況等につ  
11 いて情報収集を進めていくことが重要である。また、鳥類での鉛中毒の発生  
12 要因や発生状況、鳥類への影響評価等を踏まえ、指定猟法禁止区域の追加指  
13 定等に関する鳥類の保護の考え方について整理を進める必要がある。また、  
14 非鉛製銃弾への切り替えに向けての課題等についても整理を進めていくこと  
15 が求められる。

#### 16 17 ③ 錯誤捕獲の防止

18 ニホンジカ及びイノシシの管理の強化に伴い、錯誤捕獲の増加が懸念され  
19 ており、クマ類やカモシカ等が錯誤捕獲された場合に安全な放獣が実施でき  
20 ず、事故が発生しているほか、錯誤捕獲の発生状況等に関する情報収集も必  
21 ずしも十分ではない。このため、錯誤捕獲の発生防止に向けて、情報収集の  
22 仕組みを構築するとともに、専門家等の協力も得ながら、ICT技術等も活用し  
23 つつ、選択的に対象種を捕獲するための手法等について検討を行っていくこ  
24 とが求められる。

25 また、錯誤捕獲の防止のためのくくりわなの直径規制については、2007（平  
26 成19）年の規制開始時とわなの使用状況等が変化していることを踏まえ、見  
27 直しについて検討を行う必要がある。

28 こうした取組に加え、わなによるニホンジカ等の捕獲を行う場合には、ク  
29 マ類やカモシカ等の生息状況を把握し、錯誤捕獲した場合の放獣体制を事前  
30 に構築するなどの取組も必要である。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種  
31 を保護する観点で重要であるだけでなく、捕獲等対象種の効率的な捕獲にも  
32 有効であることについても普及啓発する必要がある。

#### 33 34 ④ 鳥獣への影響が懸念される捕獲・調査等への対応

35 大型のむそう網によるカモ猟において、鳥獣の保護に支障が生じていると  
36 の指摘もあることから、その使用状況と捕獲の現状について実態把握を進め  
37 ることが求められる。また、ドローン等の新たな技術を活用した鳥獣の調査  
38 等を推進していくことが求められているが、それに伴う鳥類への影響も勘案  
39 しつつ、効果的に活用を図っていくことが重要である。



1 (3) 鳥獣保護管理の人材育成

2 捕獲等の担い手となる人材の確保にあたっては、これまで狩猟免許所持者  
3 の増加に主眼を置いた取組が進められ、若い世代を含む狩猟免許所持者も増  
4 加するなど一定の効果が現れてきていると考えられる。一方で、銃猟の狩猟  
5 免許所持者は減少傾向が続いており、また、現場の捕獲活動は引き続き高齢  
6 の熟練狩猟者によって支えられている状況にある。今後は、銃猟及びわな猟  
7 のそれぞれについて狩猟免許取得促進のための取組を継続することに加え、  
8 特に第一種銃猟免許所持者の確保に努めるとともに、狩猟免許所持者が鳥獣  
9 の管理を支える人材として重要な役割を果たしていけるよう、十分な知識及  
10 び捕獲技術を持った次世代の狩猟者育成のためのプログラム開発や体制を構  
11 築する。

12 さらに、認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用も含め、個体群管理・生息環境  
13 管理・被害防除対策といった鳥獣の管理を総合的に担うことができる人材・  
14 団体の育成・支援が必要である。また、捕獲等の担い手となる人材の確保へ  
15 の効果を検証しながら、経済的な負担軽減策についても検討を行うとともに、  
16 狩猟免許事務の効率化・柔軟化の検討も必要といえる。

17 なお、地域によっては、狩猟免許有効期間の延長を求める意見もあるが、  
18 狩猟に伴う事故のリスクが増加する可能性もあることから、狩猟免許有効期  
19 間は現行のとおりとしつつも、捕獲等の担い手となっている狩猟免許所持者  
20 の負担軽減のため、狩猟免許更新者講習のデジタル化を進めることなど、柔  
21 軟な運用を進めていく必要がある。

22 また、従前より指摘されている都道府県・市町村における鳥獣保護管理の  
23 専門的な知見を有する人材の確保・育成については、今後、大学等と連携し  
24 た人材育成プログラムの検討を進めるとともに、同プログラムの履修者の活  
25 用方策についても検討を行う必要がある。さらに、鳥獣保護管理を担う人材  
26 の育成・確保については、関係省庁・関係団体等が連携を図り、体系的に進  
27 むていくことも重要である。また、人材育成を含む鳥獣保護管理事業の推進  
28 にあたっては、海外の鳥獣保護管理に係る制度及び取組の情報収集等も実施  
29 しながら進めていく必要がある。

30  
31 (4) 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

32 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応としては、鳥獣への影響や社  
33 会的及び経済的な影響が大きい高病原性鳥インフルエンザや豚熱 (CSF) とい  
34 った特定の感染症対策を中心として進められてきた。一方、わが国に生息す  
35 る鳥獣については、これら以外にも様々な感染症の病原体を保有することが  
36 知られているが、その実態に関する情報は不足している。鳥獣に関する感染  
37 症は、希少鳥獣や個体群の保全、生物多様性の確保並びに人の生活や家畜の  
38 飼養等への広範な影響を及ぼすことから、鳥獣の保護及び管理にあたっては、  
39 感染症対策の観点を広く取り入れ、必要な対応を行っていくことが求められ  
40 る。このため、これまでも実施してきた高病原性鳥インフルエンザのサーベ

1 イランスや豚熱（CSF）・アフリカ豚熱（ASF）に関する防疫措置の徹底、豚熱  
2 （CSF）の感染拡大防止及び早期収束に向けたイノシシの管理の強化等の取組  
3 を継続・改善していくことに加え、鳥獣に関する感染症についての情報収集  
4 や鳥獣での感染状況等に関する調査等をより広範に実施していく必要がある。  
5 また、鳥獣に関する感染症による様々な影響をできる限り抑制又は低減す  
6 るため、人と動物との共通感染症によるリスクを評価するとともに、できる  
7 限り早期に発生を確認し、迅速に対応を図るための監視や発生が確認された  
8 場合の対応など、鳥獣における感染の拡大防止及び早期収束のための措置等  
9 に関する体制整備等を進めていく必要がある。これらの取組を進めていく際  
10 には、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の担当部局等と連携・情報  
11 共有を図り、実施することが重要である。

## 12 13 (5) その他

### 14 ① 外来鳥獣対策の推進

15 狩猟によって外来鳥獣の計画的な管理を阻害することのないよう、外来鳥  
16 獣を狩猟鳥獣として指定する際には、計画的な管理への影響の有無等につい  
17 ても考慮の上、指定の適否を検討する必要がある。また、許可捕獲において  
18 捕獲した外来鳥獣については、外来鳥獣による被害拡大を防止するため、捕  
19 獲者が放獣しないよう、許可を行う地方公共団体において指導していくこと  
20 が求められる。

### 21 22 ② 鳥獣の市街地出没等における円滑な対応の推進

23 クマ類やイノシシ等の大型獣類が市街地等に出没した場合には、迅速な対  
24 応や高い技術力が必要となる。出没時の円滑な対応を可能とするためには、  
25 地方公共団体が中心となり、関係者間の連絡体制をあらかじめ構築しておく  
26 とともに、各関係者の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要があ  
27 り、こうした体制の整備・構築を進め、実効性のあるものとしていくため  
28 には、国による支援も重要といえる。

29 また、市街地等への出没そのものを減少させるためには、希少種保護等を目  
30 的としたものを除く安易な餌付けの防止や、生ごみや未収穫作物等の適切な  
31 管理等に関する普及啓発を進めるとともに、市街地等に接する里地里山等の  
32 環境管理も重要となる。今後も人口が減少し、少子高齢化が進展する経済社  
33 会においては、従前と比較して省力的な方法により環境管理を実現するた  
34 めの技術開発や人材・団体の確保と育成が不可欠である。また、市街地等へ  
35 の出没の可能性を検知するために ICT 技術などを活用した監視体制を構築し、  
36 出没リスクに応じて住民へ適切に情報提供を行う必要がある。

37 なお、2014（平成 26）年の法改正によって、市街地等の住居集合地域等  
38 における麻醉銃猟が可能となったが、原則としてニホンザルを対象としている  
39 ことから、今後はニホンザル以外の鳥獣を市街地等において麻醉銃で捕獲す  
40 るための技術的な検討も必要といえる。また、住居集合地域等における銃猟

1 の実施については、銃猟に伴う住民等の生命又は身体への危険性、クマ等による住民等への危害防止の緊急性、捕獲等に携わる従事者の安全性の確保、  
2 万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在等の様々な観点から、慎重に  
3 検討を進めることが求められる。  
4

### 5 6 ③ 鳥獣の保護及び管理におけるデジタル化の推進

7 情報システムを取り巻く環境は急速かつ著しく変化している。行政におい  
8 ても、各種手続きにおけるオンライン利用が推進されているものの、現在、  
9 鳥獣の捕獲情報の収集は紙媒体に基づくものが多く、その収集・整理が行政  
10 担当者等の負担となっており、収集される捕獲情報も第二種特定鳥獣管理計  
11 画等の作成・評価に有効な情報として必ずしも十分に活用されていない場合  
12 もある。計画的かつ科学的な鳥獣の保護及び管理を一層推進していくため  
13 には、必要とする情報を整理し、狩猟及び許可捕獲における捕獲情報の報告の  
14 仕組みについて見直しを図る必要がある。地方公共団体等で活用されている  
15 捕獲情報収集システムについても、データ入力の手簡易化、民間のアプリ等の  
16 活用、鳥獣の目撃情報や人身被害に関する情報を収集する機能の追加等につ  
17 いても検討していくことが求められる。

18 とりまとめられたデータについては、関係省庁や都道府県等と共有化する  
19 とともに、一般市民にも理解、活用しやすいよう見える化するなどして、情  
20 報をわかりやすく提供していくことも重要である。また、鳥獣の保護及び管  
21 理に係る手続きに関する情報についても、住民等に分かりやすく伝えていく  
22 ことが求められる。

23 さらに、ICT 等を活用した捕獲技術や調査技術等も導入又は普及しつつあ  
24 り、今後も新たな技術を活用した鳥獣の保護及び管理に関する取組等を支援  
25 していくとともに、技術情報の提供や技術開発を進めていくことが求められ  
26 る。

27  
28 (以上)

# 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 (案)

## 目次

1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8	I	鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項..... 1
9	第一	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方..... 1
10	第二	関係主体の役割の明確化と連携..... 4
11	1	関係主体ごとの役割..... 4
12	2	関係主体の連携..... 6
13	第三	科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施..... 8
14	1	科学的情報の収集..... 8
15	2	特定計画制度の推進..... 9
16	3	鳥獣保護区の指定及び管理..... 9
17	4	狩猟の適正化..... 11
18	5	鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項..... 11
19	第四	鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施..... 12
20	1	制度上の区分に応じた保護及び管理..... 12
21	2	鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方..... 15
22	第五	人材の育成及び配置..... 17
23	1	鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置..... 17
24	2	研修等による人材育成..... 18
25	3	認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用..... 18
26	第六	その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項..... 18
27	1	国の鳥獣捕獲許可の許可基準..... 18
28	2	輸入鳥獣の取扱いの適正化..... 18
29	3	愛玩飼養の取扱い..... 19
30	4	傷病鳥獣救護に関する考え方..... 19
31	5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護..... 20
32	6	鳥獣の保護及び管理における感染症への対応..... 20
33	7	鳥獣への安易な餌付けの防止等..... 20
34	8	国際的取組の推進..... 21
35	9	鳥類の鉛中毒の防止..... 22
36	II	希少鳥獣の保護に関する事項..... 22
37	第一	希少鳥獣の保護及び管理..... 22
38	第二	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項..... 23
39	1	計画の対象とする鳥獣..... 23
40	2	計画の期間..... 23
41	3	計画の対象区域..... 23
42	4	保護又は管理の目標..... 23
43	5	保護事業及び管理事業..... 24
44	6	計画の記載項目..... 25
45	7	計画の作成及び実行手続..... 25
46	8	計画の見直し..... 26
47	9	計画の実行体制の整備..... 26

1	III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項.....	27
2	第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間.....	27
3	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	27
4	1 鳥獣保護区指定の目的と意義.....	27
5	2 鳥獣保護区の指定方針.....	27
6	3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準.....	28
7	4 特別保護地区の指定.....	30
8	5 特別保護指定区域.....	31
9	6 休猟区の指定.....	31
10	7 鳥獣保護区の整備等.....	31
11	第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項.....	32
12	1 鳥獣の人工増殖.....	32
13	2 放鳥獣等.....	32
14	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	33
15	1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項.....	33
16	2 目的別の捕獲許可の基準.....	35
17	2-1 学術研究を目的とする場合.....	35
18	2-2 鳥獣の保護を目的とする場合.....	37
19	2-3 鳥獣の管理を目的とする場合.....	38
20	2-4 その他特別の事由の場合.....	41
21	3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	43
22	3-1 捕獲許可した者への指導.....	43
23	3-2 許可権限の市町村長への委譲.....	45
24	3-3 鳥類の飼養登録.....	45
25	3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可.....	45
26	3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項.....	46
27	第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項.....	46
28	1 特定猟具使用禁止区域.....	46
29	2 特定猟具使用制限区域.....	46
30	3 猟区.....	47
31	4 指定猟法禁止区域.....	47
32	第六 特定計画の作成に関する事項.....	48
33	1 計画作成の目的.....	48
34	2 対象鳥獣の単位.....	48
35	3 計画期間.....	48
36	4 対象区域.....	48
37	5 計画の目標.....	49
38	6 保護事業又は管理事業.....	49
39	7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	50
40	8 計画の記載項目及び様式.....	50
41	9 計画の作成及び実行手続.....	51
42	10 計画の <b>評価</b> ・見直し.....	52
43	11 計画の実行体制の整備.....	52
44	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項.....	52
45	1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	53
46	2 法に基づく諸制度の運用状況調査.....	53
47	3 新たな技術の研究開発・ <b>普及</b> .....	54
48	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項.....	54
49	1 鳥獣行政担当職員.....	55
50	2 鳥獣保護管理員.....	55



1	3	保護及び管理の担い手の育成及び配置.....	55
2	4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備.....	56
3	5	取締り.....	56
4	6	必要な財源の確保.....	57
5	第九	その他.....	57
6	1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題.....	57
7	2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い.....	57
8	3	狩猟の適正化.....	57
9	4	傷病鳥獣救護への対応.....	58
10	5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護.....	59
11	6	感染症への対応.....	59
12	7	普及啓発.....	60
13	IV	指定管理鳥獣の管理に関する事項.....	62
14	第一	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項.....	62
15	1	目的.....	62
16	2	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目.....	62
17	第二	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項.....	62
18	1	背景及び目的.....	63
19	2	対象鳥獣の種類.....	63
20	3	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間.....	63
21	4	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域.....	63
22	5	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標.....	63
23	6	指定管理鳥獣捕獲等事業の内容.....	64
24	7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制.....	65
25	8	住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項.....	65
26	9	その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項.....	65
27	第三	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続.....	66
28	1	関係地方公共団体との協議.....	66
29	2	利害関係人の意見の聴取.....	66
30	3	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告.....	67
31	4	国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続.....	67
32	5	国の機関が実施する場合の手続.....	67
33	第四	指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方.....	68
34	1	委託先の考え方.....	68
35	2	委託契約のあり方及び考慮すべき事項.....	68
36	3	従事者証の交付.....	68
37	第五	夜間銃猟の実施に関する作業計画.....	69
38	1	夜間銃猟の委託と作業計画の作成.....	69
39	2	夜間銃猟の実施手続.....	70
40	第六	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価.....	70

41  
42  
43  
44  
45

## I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

### 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、~~それ国民の暮らし~~を豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。我が国は、高度に経済を~~発達させながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有している。このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことは世界に対しても誇り得るものである。~~

~~しかし、今日、種によっては全国的又は地域的に生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定が発達しながらも、多様な鳥獣が生息する自然を有しており、このような豊かな生物の多様性を将来に渡って保全していくことが求められる。現在、我が国では、絶滅のおそれがある鳥獣が存在する一方、生息数の増加や生息域の拡大によって各種被害をもたらしている鳥獣も存在する。また、近年は野生鳥獣に関する感染症への積極的な対応も求められるなど、人と鳥獣との適切な関係の構築を通じて、両者の軋轢の最小化を図り、これらの問題の解決を目指すことが求められている。我が国における鳥獣の科学的・計画的な保護管理は、平成 11（1999）年の鳥獣保護法改正によって創設された特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）制度に基づき、実施されてきた。特定計画の多くは、個体群管理等を目的としたものとして、一定の成果を上げてきたが、鳥獣によっては、農林水産業や生活環境、生態系に係る被害が深刻な状況にある。全国的に人口減少・高齢化が進行し、中山間地域を中心に人間活動が縮小していく中で、これらの鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっている。~~

特に、~~近年、ニホンジカやイノシシ等においては、急速な生息数の増加と生息分布や分布域の拡大が生じており、多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの、生態系、農林業等により、農林水産業や生活環境への被害、生態系への影響が深刻な状況となって影響が続いている。これらの種による被害については、保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策では限界がある。広域化する農林業被害や生活環境被害、加害個体を特定しにくい生態系被害に対しては、直接対象とする鳥獣のみならず、他の野生生物種の保護や生態系全体の保全をも考慮した積極的な個体群管理が不可欠である。~~

~~そこでこのため、環境省及び農林水産省では、平成 25（2013）年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、~~を取りまとめ、令和 5（2023）年度までに平成 23（2011）年度比でニホンジカ及びイノシシの~~当面の捕獲目標として生息数を 10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減すること~~を目標と~~して掲げた。~~また、両省が平成 26（2014）年 4 月に示した「被害対策強化の考え方」において、10 年後（平成 35 年度）までに、ニホンザルは加害群の数の半減、カワウは被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すことを目標としており、~~当該目標を達成するため、侵入防止柵の設置や追い払い等によりし、~~群れやねぐら・コロニーの加害度を低減

1 させることを含めた取組を実施することとした。  
2 こうした状況に対応するためまた、平成 26 (2014) 年に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
3 法律（平成 14 年法律第 88 号）が改正され、平成 27 年 5 月に完全施行された。改正に伴い、法律  
4 の題名は、「が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法鳥獣保護管理  
5 法」という。）に改められるとなった。なお、従前より、直接対象とする鳥獣のみならずその他  
6 の種も含めた種の保存や生態系全体の保全の観点から、必要に応じて個体群管理とともに、鳥獣の  
7 「保護」及び「管理」が法律上で定義された。また、特定計画が、第一種特定鳥獣保護計画及び  
8 第二種特定鳥獣管理計画の 2 種類に整理され、生息数が著しく増加し、生息地が拡大している鳥  
9 獣については積極的に捕獲を進め、生息環境管理、被害防除対策等の様々な介入を行い、当該鳥  
10 獣種の個体群、及び当該個体群と人間との関係状況を適正な状態に誘導することを広く「管理」  
11 等と呼んでいた。一方、法上は、鳥獣について使用する場合に限定して、ための「鳥獣の管理」  
12 とは「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生  
13 息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義され、  
14 「鳥獣の保護」とは、「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る  
15 観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息地を適正な範囲に拡大させること  
16 又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」と定義されており、従前の意味で  
17 の「管理」を図るための具体的な手段を示す用語として、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」を  
18 位置付けている。本指針においては、「鳥獣の保護」及び「鳥獣の管理」は法上の用語と同義の  
19 ものとして使用するのための施策を強化することとなった。これは、従来の特定計画制度を基礎  
20 として、現在、鳥獣行政が直面している管理の強化という喫緊の課題に対する制度的な対応で  
21 あった。

22 また、全国的に深刻な農林水産業被害等に対応するためには、法に基づく新しい制度の運用に  
23 加えこれらの施策により、近年のニホンジカ及びイノシシの捕獲数は合計 120 万頭程度で推移し  
24 ており、この 10 年で 2 倍以上に増加した。また、両種の個体数は、ニホンジカ（本州以南）は約  
25 189 万頭、イノシシは約 80 万頭（いずれも令和元（2019）年度末時点）とされており、平成 26  
26 (2014) 年度をピークにそれぞれ減少傾向に転じていると考えられている。しかし、依然として、  
27 農林業等への各種被害が生じており、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措  
28 置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく被害  
29 防止計画等対策との一層の連携強化が必要である求められている。

30 鳥獣の管理を強化する必要がある一方で、鳥獣の保護や安全の確保の観点も併せて進めていく  
31 必要がある。今後、指定管理鳥獣を中心として、積極的な管理が進む中で、鳥獣の保護の観点で  
32 は、例えば、鉛製銃弾等による鳥類への影響や、おなの使用数の増加による国際的又は全国的に  
33 保護を図る必要があるものとして、鳥獣保護管理法に基づく希少鳥獣に指定されている鳥獣も多  
34 く、これらの種については、鳥獣保護管理法に基づく第一種特定鳥獣保護計画や希少鳥獣保護計  
35 画、鳥獣保護区等の各種制度を通じて、適切に保護を図っていくことが重要である。また、鳥類  
36 の鉛中毒の防止や、意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の増加等が懸念され  
37 る。これらに対しては、指定猟法禁止区域制度の適切な活用等、法に規定されている既存の規制  
38 的手法を、より一層的確に運用することが求められるの防止等に努めることも必要である。

39 さらに、クマ類やイノシシ等の大型獣類の市街地等への出没も地域社会の喫緊の問題となりつ



1 つある。大型獣類の市街地等への出没を抑制して被害を軽減するとともに、個体群の維持を図っ  
2 ていくためには、人と鳥獣のすみ分けを図るための区分分けを行い、区域毎に設定した管理目標  
3 のもとに施策を実施していくゾーニング管理に取り組むとともに、市街地等へ出没させないため  
4 の環境管理、ICT 技術を活用した監視体制の強化、周辺住民への情報提供等の対応が必要である。  
5 このような鳥獣の市街地等への出没時の対応には迅速性や高い技術力が求められるが、それに対  
6 応可能な人材及び体制が十分ではない場合も多い。鳥獣の市街地等への出没による事故の発生を  
7 防止することが重要であることから、行政機関が中心となって、あらかじめ出没時の対応方針を  
8 定めておき、人員の配置や連絡体制を整備するとともに、出没させないための環境管理とそれを  
9 担う人材及び団体の育成を進める必要がある。

10 安全の確保の観点では、平成 26 (2014) 年の法改正により 指定管理鳥獣捕獲等事業に限り可能  
11 となった夜間銃猟やとともに市街地での麻醉銃猟をはじめが可能としてなり、これまで捕獲活動  
12 が行われなかった時間帯や場所での捕獲が行われることに伴う可能となったが、事故の発生が懸  
13 念される。これらの実施に当たっては、事故が発生しないよう、行政機関防止においては、これ  
14 まで以上に、関係者間の合意形成、現場に即したきめ細かな計画及び地域での慎重な調整一層努  
15 めていく必要が求められる。一方、ある。捕獲作業に従事する者には、猟具の使用に係る技術の  
16 向上だけでは当然なく、錯誤捕獲へのことながら、対応も含めた捕獲作業における安全管理の徹  
17 底が求められる。

18 これら野生鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣をはじめとする野生鳥獣の個体群の保全を含む生  
19 物多様性の確保並びに人の生活や家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、公衆衛生や家  
20 畜衛生、生物多様性の保全等に関する各分野にまたがる問題として認識されるようになってきて  
21 いる。これまでの対策は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱 (CSF) といった特定の感染症への対  
22 応を中心として進めてきたが、我が国に生息する鳥獣では、これ以外にも様々な感染症の病原体  
23 を保有することが知られている。このため、国内における野生鳥獣に関する感染症についての情  
24 報を広く収集し、感染症対策の観点からも鳥獣の保護及び管理に取り組んでいくことが一層重要  
25 である。また、その際には、公衆衛生や家畜衛生、生物多様性の保全等に関する各分野がこれま  
26 で以上に連携して取り組むことが求められる。

27 これらの取組を進めていくためには、科学的かつ計画的に実施するためには、な鳥獣の保護及  
28 び管理に係る体制の整備が不可欠である。まず、国、都道府県、市町村、民間の団体等は、それ  
29 ぞれの役割を明確にし、その役割を果たした上で、必要な連携を図る必要がある。また、その本  
30 指針に基づく役割を果たすためにも、とともに、各主体間相互の調整と連携に一層努めていくこ  
31 とが求められる。

32 また、鳥獣の保護及び管理を進める行政機関においては、科学的な情報の収集と計画的な事業  
33 目標の実施設定、事業の実施、そして評価の仕組みが不可欠である。さらに、これを事業の確実  
34 にな実行するのために、鳥獣の保護及び管理に関わる専門的な知見を有する人材の確保及び育成  
35 と適所への継続的な配置及び活用が求められる。

36 これらの取組は、全国的に都市化と過疎化が同時に進行し、多くの人にとって鳥獣と人の生活  
37 との関係が希薄になっているとともに、市街地等への鳥獣の出没等の問題も発生しているという  
38 社会背景の中で行われることとなる。人と鳥獣の関係はどうかを将来的な課題として検  
39 討するためには、都道府県域をまたぐ広域的な視点、集落管理を含めた地域的な視点のほか、鳥



1 獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含めた広い視野が必要である。この観点  
2 からは、狩猟のあり方、鳥獣の愛玩飼養の考え方、傷病鳥獣（傷病により保護を要する鳥獣をい  
3 う。以下同じ。）救護の進め方も捉え直す必要があると考えられる。

4 鳥獣の保護及び管理の現場を支える人材として、狩猟者をはじめとした捕獲の担い手とともに、  
5 生息環境管理や被害防除対策の担い手の確保及び育成も必要である。狩猟免許所持者の減少は平  
6 成 24（2012）年度以降下げ止まり、近年は若い狩猟免許所持者も含め増加傾向にあるが、増加し  
7 ているのはわな猟免許所持者であり、銃猟免許所持者は減少傾向にある。また、狩猟免許所持者  
8 であっても狩猟者登録をしていない者も多数存在しており、捕獲活動は引き続き高齢の熟練狩猟  
9 者によって支えられている。そのため、銃猟を始めとした狩猟免許取得促進のための取組を継続  
10 することに加え、捕獲技術の向上を図り、継承していくための仕組みづくりと捕獲事業等に取り  
11 組む従事者の負担軽減が重要である。また、認定鳥獣捕獲等事業者は全国で 150 団体程度となっ  
12 ているが、引き続きその育成・確保を進めていくことも必要である。さらに、捕獲だけでなく、  
13 個体群管理・生息環境管理・被害防除対策といった鳥獣の管理を総合的に担うことができる人  
14 材・事業者を育成し、支援する仕組みが求められている。

15 なお、本指針では、鳥獣保護管理法に基づき、「鳥獣の保護」とは「生物の多様性の確保、生活環境の  
16 保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその  
17 生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」、  
18 「鳥獣の管理」とは「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点か  
19 ら、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」と定義して使  
20 用する。

## 22 第二 関係主体の役割の明確化と連携

### 23 1 関係主体ごとの役割

24 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、関係主体は以下の点に留意し、それぞれの役割を果た  
25 す。

#### 26 (1) 国の役割

27 国は、関係省庁間の連携を強化しつつ、法、基本指針により、国全体としての鳥獣行政の方  
28 向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する。また、国は、鳥獣の保護及び管理  
29 の状況の変化並びに社会的変化に応じて、5年ごとに基本指針を見直す。

30 具体的には、国際的、全国的な鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定及び適切  
31 な管理、希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく希少鳥獣の保護及び管理、渡り  
32 鳥保護等のための国際協力及び人材の育成を行う。また、科学的・計画的な鳥獣の保護及び管  
33 理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、指定  
34 管理鳥獣等の特に重要な鳥獣については、全国的な分布域の調査や生息数の推定、個体群管理  
35 や捕獲等に関する技術の開発及び普及、国が管理する区域等における捕獲事業等を実施するほ  
36 か、希少鳥獣の基礎的な知見の収集を図るとともに、各都道府県の生息状況調査等の取組の促  
37 進や技術的な助言を行う。さらに、法に基づいて行う制度の運用の概況に関する情報を鳥獣関

1 係統計として集計する。加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県等が実施  
2 する指定管理鳥獣捕獲等事業を支援するとともに、国が管理する区域等における捕獲事業等を  
3 実施する。

4 広域の鳥獣の保護及び管理については、国と都道府県が連携して広域指針の作成に努める。

## 5 (2) 地方公共団体の役割

### 6 ア 都道府県

7 都道府県は、国の策定する基本指針に即して鳥獣保護管理事業計画を作成し、当該都道府  
8 県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、当該計画に基づく施策を実  
9 施する。

10 具体的には、地域の鳥獣の保護及び管理の見地から、鳥獣保護区の指定、鳥獣保護管理員  
11 の資質向上を含めた人材の育成・配置を行う。また、捕獲等に係る技術の開発及び普及を行  
12 い、市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う。

13 また、必要に応じて、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画を作成し、対  
14 象とする鳥獣の保護又は管理の目標を設定する。そしてとともに、達成状況を評価し、見直  
15 しを行う。また、当該都道府県内において、各主体が実施する取組の調整を行うとともに、  
16 目標達成のために必要な施策を主体的に実施する。特に、指定管理鳥獣の管理については、  
17 都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて各都道府県における生息数の推  
18 定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定するとともに、当該計画の  
19 目標達成のために必要な指定管理鳥獣捕獲等事業を積極的に実施する。さらに、捕獲数、生  
20 息状況及び被害状況等の情報を収集し、国に提供する等、国の施策との連携・協力に努める。  
21 とともに、複数の都道府県にまたがって広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護  
22 又は管理に当たっては、関係する都道府県との連携の確保に努める。

23 さらに、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が、鳥獣保護管理事  
24 業計画並びに第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」とい  
25 う。）との整合が取れたものであるかを確認してするとともに、市町村が行う被害防止対策  
26 のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合には、関係市町村との連携を図  
27 りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努める。

### 28 イ 市町村

29 近年、条例や鳥獣被害防止特措法に基づき、鳥獣の捕獲許可の権限の一部を都道府県から  
30 委譲されているほか、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づく施策を実施する等、  
31 市町村の役割が増大している。

32 鳥獣の捕獲許可の権限を委譲された市町村は、都道府県知事の定める鳥獣保護管理事業計  
33 画に基づき、適切な捕獲許可の運用を図る。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策  
34 定した市町村は、都道府県及び近隣市町村と連携し、被害防止計画に基づく施策を実施する。  
35 具体的には、被害防止計画に基づいて、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に係る  
36 地域ぐるみの取組を実施する。また、捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎  
37 情報となることから、定期的に、都道府県に報告する。

## 38 (3) 事業者、市民、民間団体、専門家等の役割

1 ア 事業者

2 事業者は、鳥獣の保護及び管理を行う際には、行政との連携を十分に図る。また、特に、  
3 認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする鳥獣の捕獲等を行う事業者においては、安全確保を確  
4 実に行うとともに、従事者の技能・知識の維持向上と育成・確保を図る。

5 また、開発活動等、生態系に影響を与える経済活動を行う事業者においては、事業の計画  
6 や実施に際し、鳥獣の保護及び管理に与える影響に十分配慮するとともに、農林水産業に関  
7 わる事業者においては、鳥獣を誘引する未収穫農作物の除去等、地域の被害防止活動への積  
8 極的な参画に努める。

9 鳥獣を観光等に利用する事業者については、地域の鳥獣の生息状況等保護及び管理に影響  
10 を与えるような餌付け等の行為を行わないように努める控えることとする。

11 エコツーリズム事業者をはじめとする自然体験活動事業者においては、鳥獣の生息してい  
12 る良好な自然環境の持続可能な利用を図りつつ、鳥獣の適切な保護及び管理にも役立つよう  
13 な資する自然体験活動の普及及び定着に努める。

14 イ 市民、民間団体（NPO、NGO）、専門家等

15 市民は、人と鳥獣との適切な関係の構築について関心を寄せ、理解を深め、鳥獣の保護及  
16 び管理に関わる活動に自主的、積極的に参加することが期待される。特に鳥獣の管理の必要  
17 な地域においては、地域住民が一体となって、生ごみや未収穫作物等の適切な管理や追い払  
18 いの徹底等による鳥獣を誘引しない取組を進める。

19 専門的な知識及び技術等を有している団体や、自然とのふれあいに関する民間団体等は、  
20 各団体の専門性等に応じて、調査活動をはじめとした鳥獣の保護及び管理に関する調査活動  
21 関わる活動への参画、評価、提言、普及啓発、人材育成を行うことにより、行政と市民との  
22 情報の橋渡し等の役割を担うことが期待される。

23 専門家及び関係学術団体は、各主体に対して、鳥獣の保護及び管理に関し、科学的な観点  
24 から適切な助言・指導を行うことがうとともに、捕獲等に係る技術の開発及び普及を図るこ  
25 とが期待される。

26 また、近年、狩猟者は、鳥獣被害対策等への協力も含め、地域における鳥獣の保護及び管  
27 理の担い手として重要な役割を果たしてきている。このため、地域社会としても狩猟者の社  
28 会的役割を理解し、支援していくことが求められる。

29

30 2 関係主体の連携

31 (1) 関係主体間の横断的な連携

32 鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、国、地方公共団体、事業者、市民、民間団体、専門  
33 家等の関係主体は、互いの役割を認識した上で、各主体が連携する。

34 また、鳥獣保護管理事業を効果的に実施するため、都道府県の鳥獣行政部局は、都道府県内  
35 の他の関係行政部局、地方公共団体、市民、民間団体等の関係者間の連携の中心的な役割を担  
36 うとともに、都道府県や市町村をまたぐ広域的な連携の確保に努める。

37 ~~(2) 地方公共団体の情報と取組方針の共有~~



1 ~~地域間の取組方針の違いや連絡調整の不足により、鳥獣保護管理事業が適切に実施できない~~  
2 ~~場合がある。例えば、無計画な捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大~~  
3 ~~等が生じないように、特に、捕獲作業や追い払いを行うことによる個体の拡散や被害の拡大等~~  
4 ~~が生じないように、隣接する地方公共団体間で、情報と取組方針の共有を図る。~~

### 5 (32) 鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

6 これまで、「有害鳥獣捕獲」と呼んできた鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係  
7 る被害の防止の目的での捕獲は、平成 26 (2014) 年の法改正により、第二種特定鳥獣管理計画  
8 に基づく数の調整の目的での捕獲と合わせて、鳥獣の管理の目的での捕獲と整理された。

9 この管理の目的での捕獲のうち、鳥獣の個体数を適正な水準にまで減少させる目的での捕獲  
10 と、個別の被害を防止する目的での捕獲とでは、求められる体制は異なる。

11 特に、指定管理鳥獣については、集中的かつ広域的に管理を図る必要があることから、都道  
12 府県等が行う指定管理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲等及び市町村が行う捕獲等は、第二種特定  
13 鳥獣管理計画の下で、体系的に実施される必要があるとともに、これらの捕獲等に当たっては、  
14 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・活用が期待される。

15 山林の奥地や山城等奥地等、これまで十分な捕獲圧がなかった地域において、新たに指定管  
16 理鳥獣捕獲等事業に基づく捕獲体制を構築する場合は、認定鳥獣捕獲等事業者をその活用も含め  
17 て、その場所に最適な捕獲方法の検討・選択及び体制の構築を行う必要がある。

18 市町村がこれまで編成してきた鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第 9 条第 1 項に規  
19 定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）等の捕獲隊は、隊員数全国では隊員数は増加  
20 しているもの減少、現状維持の地域も見られ、高齢化がも進んでいる。捕獲隊員等の選定につい  
21 ては、技術の優れた者意欲と能力を有する多様な人材を捕獲隊員に選定する、市町村の境界を  
22 越えた広域の捕獲隊を編成する、又は農林業者を交えた地域ぐるみの捕獲隊を確立する等、新  
23 たな捕獲体制を早急に確立する必要がある。その場合でも、被害等の発生地域の地理及び鳥獣  
24 の生息状況を把握している者が含まれる必要がある。

25 ~~個別の被害を防止する目的での捕獲の中で、~~

### 26 (3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

27 近年、クマ類やイノシシ等、ニホンザルなどの大型獣類鳥獣が市街地を含む人里に出没する  
28 機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、  
29 地域個体群を安定的に維持していくためには、緩衝帯の整備など環境管理による人と鳥獣のす  
30 み分けが重要である。

31 市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地  
32 等への出没の可能性を検知するために ICT 等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応  
33 じた住民への適切な情報提供が必要である。また、クマ類などの鳥獣が市街地等に出没した場  
34 合には、迅速な対応にあっては、求められる迅速性や高い技術力は高く求められる。出没  
35 時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体を中心となり、対応  
36 できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を予め計画的に準備しておく明確化し、対  
37 応方針を定めておく必要がある。



さらに、市街地周辺での麻酔銃猟や空砲による追い払いや捕獲等、特殊には専門的な技術が要求される場合もあることから、都道府県及び市町村は、これらの技術を持った団体等との連携を強化・事業者等との連携の強化を進めることも重要である。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と市民への普及啓発も併せて検討する必要がある。

#### (4) 地域に根ざした取組の充実

鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分である。関係主体が連携して、生息環境の適切な保全管理や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。都道府県が特定計画を作成する際にも、市町村ごとの保護及び管理の目標を具体化・明確化し、地域的な共通認識の醸成を図りながら、その内容を集落レベルまで周知していく必要がある。

また、都道府県及び市町村等においては、鳥獣やその生息環境を重要な地域資源として認識し、市民、民間団体等の協力を得ながら、関係行政部局と連携しつつ、地域振興にも資するよう適切な活用を図る。

### 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

#### 1 科学的情報の収集

##### (1) 順応的な計画の作成と目標の設定

鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を対象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画的な目標の設定を行い、これを順応的に見直していく姿勢が重要である。

この目標は、適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づいて設定することが必要となる。ここでいう科学的な知見については、生態学的な考え方や鳥獣保護管理事業の実施結果の客観的な情報だけではなく、農林水産業に関する情報、社会科学的な知見も重要である。これらの膨大な多岐にわたる情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施しする必要がある。また、これにより得られた知見を、事業結果の評価に活かすことが不可欠である。

##### (2) 収集すべき情報とその活用

科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理を推進する上で収集すべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定等に必要な捕獲情報及び生息密度情報並、市街地への出没等の情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする。捕獲等に係る情報については、法令に基づく情報（捕獲場所、鳥獣種別の捕獲数等）のほか、必要に応じ、捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）別、捕獲努力量、目撃数等の情報とし、情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）、捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲される全ての鳥獣種としする。なお、これらの情報をは、法に基づく権限

1 者や事業実施者ごとに収集する。

2 都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管  
3 理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画につい  
4 ては、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得ら  
5 れた情報は、関係者間において共有する。

6 国は、国土全体の都道府県等における鳥獣保護管理事業の状況も踏まえながら、科学的な鳥  
7 獣の保護及び管理の状況を把握推進するため、最低限に必要な情報の種類・項目を整理し、収  
8 集すべき情報の全国的な規格化（標準化）を進め、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等、特に重要な  
9 鳥獣種に重点を置きつつ、進める。なお、最も基礎となる情報の一つである捕獲される全ての  
10 鳥獣種の捕獲情報等に係る情報を、政府が整備及び収集し、一元的に管理を行う情報シス  
11 テム等で収集するの体制の整備を図る。また、鳥獣の保護及び管理が抱える課題を解決するた  
12 めには、一般市民の理解・協力が不可欠であることから、収集した情報については、行政等の  
13 関係者のみならず一般市民も活用出来るよう、得られた情報のオープンデータ化を推進すると  
14 ともに、情報を可視化するなど、わかりやすい形の提供に努めていく必要がある。

15

## 16 2 特定計画制度の推進

### 17 (1) 特定計画に基づく施策の着実な実施

18 都道府県及び市町村は、特定計画の効果的着実な目標達成に資するため、必要に応じて特定  
19 計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な特定計画に基づく施策を適切に  
20 実施するための年度別の実施計画（以下「年度別実施計画」という。）を作成する等し、個体  
21 群管理・被害防除対策・生息環境管理を総合的に推進する。のそれぞれの観点から、必要な対  
22 策を講じていく。なお、都道府県は、関係市町村が年度別実施計画に基づき捕獲を許可する場  
23 合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限  
24 数を超過しないように必要な指示を行う。

### 25 (2) 技術ガイドライン等の整備

26 国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を  
27 行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取  
28 組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術  
29 ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、概ね5年ごとに見直し、情報の更新  
30 に努める。

## 31 3 鳥獣保護区の指定及び管理

### 32 (1) 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

33 鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整  
34 備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施し  
35 た上で、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る等、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に  
36 努める。

## 1 ア 鳥獣保護区の指定及指定・更新及び管理の考え方

2 国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点  
3 から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づい  
4 て必要があると認められる場合には、計画的に指定・更新を行う。また、鳥獣の保護のモデ  
5 ルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を推進する。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び  
6 特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策につ  
7 いて、その記述内容に準じて実施する。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣第二  
8 種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の個体数調整数の調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこ  
9 と等の必要な取組を進めること等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による  
10 農林水産業等に係る被害の軽減も図る。

11 湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区  
12 については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、  
13 ラムサール条約湿地の指定に努める。

14 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観  
15 点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要  
16 があると認められる場合には、計画的に指定・更新を行う。

## 17 イ 保護に関する指針の充実

18 近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生  
19 じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿  
20 地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理  
21 が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣をはじめとした自然とのふれあいを通じた  
22 環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲  
23 での適正な利用の推進が求められている。

24 こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区の保護に関する指針及び特別保護地区  
25 の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努める  
26 とともに、当該指針には、Ⅲ第七２（１）の対象となる地域で行った鳥獣の生息状況、生息環  
27 境、被害等の調査結果を反映する。また、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特  
28 性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める。

## 29 (2) 鳥獣保護区における保全事業の推進

30 保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該  
31 鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認  
32 めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。指定者  
33 である国又は都道府県は鳥獣の生息環境の保全及び整備を図る観点から、積極的に保全事業を  
34 行うものとする。

35 保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関  
36 係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関  
37 する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

38 また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全

1 事業の実施計画を作成し、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得る。  
2 なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努  
3 める。

### 4 (3) 環境教育等の推進

5 鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所  
6 に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。  
7 また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発  
8 信等を行うよう努める。

## 4 狩猟の適正化

10 登録狩猟は、許可による捕獲や鳥獣捕獲等事業による捕獲とは異なり、狩猟者登録を行った  
11 者の自由な意思で行われる。その一方で、狩猟制度に基づく捕獲が、鳥獣の計画的な管理に貢  
12 献し得るものであることを踏まえ、登録狩猟の意義を社会で広く共有することが期待される。  
13 また、狩猟者は、今後も鳥獣保護管理事業の重要な担い手として社会から信頼を得て、市民の  
14 理解を得ていくことが必要である。

15 登録狩猟においては、重大な事故や錯誤捕獲等が発生し得る。猟具の使用による危険の予防  
16 等は、登録狩猟を行う上で、最も基礎的で重要な事項の一つである。狩猟の適正化のため、狩  
17 猟者にとっては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも  
18 含めて遵守することも求められている。

19 一方で、全国的に狩猟者の減少・高齢化が続いているため、いっている中、捕獲技術等を十分  
20 に有した狩猟者の人数の育成及び確保が喫緊の課題であることからとなっている。このため、  
21 狩猟の役割について普及啓発を行うや第一種銃猟免許をはじめとした狩猟免許取得を促進する  
22 ための取組を一層進めるとともに、狩猟者確保のための免許取得後の狩猟者の知識及び技術の  
23 向上等に向けた方策をについても充実させるよう努める。

## 5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

### (1) 鳥類の鉛中毒の防止

26 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例の  
27 増加等が懸念されているが、特に北海道を除く地域において鉛中毒の発生実態に関する科学的  
28 知見は十分蓄積されていない。

29 国及び都道府県は、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛の汚染の現状を科学的に把握するため、  
30 効果的なモニタリング体制を構築する。鉛製銃弾による影響が懸念され、かつ、水鳥又は猛禽  
31 類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や  
32 鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進す  
33 るため代替弾に関する情報について把握及び周知に努めるとともに、捕獲した鳥獣を山野等へ  
34 放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについて普及啓発を図る。

### (2) 錯誤捕獲の防止



1 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念さ  
2 れる。国及び都道府県は、この現状を科学的に把握するため、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業  
3 においては、わなの使用に伴ってをはじめとする鳥獣捕獲等事業においては、錯誤捕獲される  
4 鳥獣の種類、数、処置等の情報を可能な限り収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した  
5 際の対応のための対策に活用する。処置、わなの使用状況等の情報を収集し、錯誤捕獲の防止  
6 及び錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用するとともに、錯誤捕獲の防止に効果が  
7 見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じるとともに、市町村は、  
8 都道府県の依頼に基づき各市町村内で実施している被害防止目的の捕獲における錯誤捕獲の情  
9 報を都道府県に報告する。また、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でクマ類やカ  
10 モシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとと  
11 もに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に  
12 努める。事業実施者はクマ類やカモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合に、  
13 これらの動物を錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整理・構築しておくなど、  
14 安全な放獣体制の整備に努める。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種の保護の観点で重要と  
15 なるだけでなくであるだけでなく、捕獲等の対象種の効率的な捕獲にも効果がある点について  
16 有効であることにも留意する。

#### 17 (32) 捕獲個体の適正な処理及び活用の促進

18 鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、地域の実情に応じて、減容化  
19 等の取組を進めるとともに、食肉への活用等の有効利用を促進する。

#### 20 (43) 地域住民の理解と協力

21 鳥獣の管理の実施では鳥獣の捕殺を伴うことからもあり、国民の理解を得るためには、鳥獣  
22 の生息状況及び被害状況並びにそれらを踏まえた対策の必要性及び科学的根拠を丁寧に説明す  
23 ることが必要である。

24 また、今後、指定管理鳥獣等については、近年、捕獲数の増大が見込まれる中増加している  
25 が、捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や  
26 豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られていることへの感謝の念や理解を深めてもらう  
27 ことは重要である。

## 29 第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施

30 以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣の保護及び管理を進める。

### 32 1 制度上の区分に応じた保護及び管理

#### 33 (1) 希少鳥獣等

##### 34 ア 対象種

35 希少鳥獣には、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に

1 該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧 I A・I B類又はII類から外れたものの、保護又は管理の  
2 手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管  
3 理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるものとする。国は、レッドリスト  
4 の見直し又は適切な保護若しくは管理の手法が確立した段階で対象種を見直す。

5 また、都道府県は、鳥獣保護管理事業計画において、都道府県希少鳥獣を示すことができ  
6 るものとし、都道府県希少鳥獣は、都道府県のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされ  
7 ている鳥獣を対象とし、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直す。

8 なお、絶滅のおそれのある地域個体群についても、必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。

## 9 イ 保護及び管理の考え方

10 環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等  
11 の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行う。

12 さらに、必要に応じて、国が希少鳥獣保護計画又は特定希少鳥獣管理計画を作成し、保護  
13 又は管理に努める。なお、希少鳥獣等に関する地域における取組について、必要に応じて、  
14 都道府県が任意に地域の計画を作成することは妨げない。

15 特に絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関  
16 する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植  
17 物種に指定し、同法に基づく取組を実施する。

## 18 (2) 狩猟鳥獣

### 19 ア 対象種

20 狩猟鳥獣は、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

21 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。

22 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響  
23 を及ぼさないもの。

24 ① 当該鳥獣の保護の観点

25 ② 生物多様性の確保の観点

26 ③ 社会的・経済的な観点

27 この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、  
28 地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への農林水産業又は生態系等に係る  
29 被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が  
30 狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

31 国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見  
32 直しを行う。

### 33 イ 保護及び管理の考え方

34 国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて  
35 狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッド  
36 リスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利  
37 用が可能となるよう保護を図る。

38 ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の

1 観点での保護の取組は行わない。

### 2 (3) 外来鳥獣

---

#### 3 ア 対象種

4 外来鳥獣は、我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入  
5 された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、人為的に過去又は現在の自  
6 然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、生態系や農林水産業又は生態系等に係  
7 る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

#### 8 イ 管理の考え方

9 農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害  
10 の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内  
11 の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定  
12 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来  
13 生物法」という。）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を実施する。

### 14 (4) 指定管理鳥獣

---

#### 15 ア 対象種

16 指定管理鳥獣は、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している  
17 鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、当該鳥  
18 獣の生息状況及びその将来予測、当該鳥獣による被害状況、第二種特定鳥獣管理計画の実施  
19 状況等を勘案して、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）と  
20 して、環境省令で定めるものとする。

21 国は、全国的に生息数が増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の生息状況、当該  
22 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等について、都道府県の調査結  
23 果から情報を収集し、動向を把握し、全国的な観点から評価を行い、指定の必要性を判断し  
24 て、適切な時期に指定管理鳥獣の指定及び見直しを行う。

#### 25 イ 管理の考え方

26 指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続にはに配慮しつつもしつつ、必要な  
27 捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。

28 都道府県は都道府県は、第二種特定鳥獣管理計画を作成し、捕獲数等の数値目標の設定と  
29 捕獲等による目標達成状況の評価に努める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を積極  
30 的に作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。また、  
31 都道府県は、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣被害防止特  
32 措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のための捕獲対策及び捕獲  
33 目標頭数等の目標との整合を図る。

34 国は、全国的な視点から指定管理鳥獣の管理の目標を設定する。また、国の機関が、自ら  
35 が管理する区域内で、自らの業務の遂行上必要があると認める場合においては、国自ら捕獲  
36 等を行うこととし、必要に応じて、都道府県が作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に  
37 基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

## 1 (5) 一般鳥獣

### 2 ア 対象種

3 希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

### 4 イ 保護及び管理の考え方

5 全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系  
6 に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準  
7 じた対策を講じる。例えば、地域的に著しい被害を及ぼしているニホンザル、ニホンカモシ  
8 カ等については、科学的・計画的な保護又は管理を実施するため、特定計画に基づく保護又  
9 は管理を図る必要がある。また、全国的な観点からは希少鳥獣には指定されていないが、地  
10 域的に絶滅のおそれのある個体群がある場合や、各都道府県のレッドリストに掲載されてい  
11 る種については、捕獲許可の基準の設定や鳥獣保護区の指定の際に、きめ細かく配慮してい  
12 く必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。

## 14 2 鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方

### 15 (1) 広域的な鳥獣の保護及び管理の考え方

16 3以上の都道府県にまたがり広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に  
17 当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性並びに被害の発生状況により、単独の都道府県に  
18 よる特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場  
19 合がある。この場合には、国は、都道府県と連携して、これまでの広域的な鳥獣の保護又は管  
20 理に係る取組事例を踏まえ、以下のとおり、広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下  
21 「広域指針」という。）の作成に努める。

#### 22 ア 広域指針の作成及び見直し

23 広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域  
24 に関係する行政機関、団体等が連携して、広域協議会を設置して作成及び見直しをする。

25 広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計  
26 画が作成されるよう努め、適切な鳥獣保護管理事業を実施する。

#### 27 イ 広域協議会の設置

28 広域指針の作成に当たって設置する広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係  
29 する都道府県、関係省庁、利害関係者、自然保護団体等の鳥獣保護管理事業の実施に必要な  
30 関係機関及び関係者により構成されるように努める。なお、行政機関については、鳥獣行政  
31 部局だけでなく、農林水産行政部局のほか、必要に応じて河川行政部局等も参加する。

32 ただし、カワウ等のように、行動域が広く、地域個体群の分布域を示すことが難しいもの  
33 については、各地方ブロック等を広域協議会設置の単位とする。

#### 34 ウ 科学的及び順応的管理の推進

35 広域協議会は、対象地域個体群の動向等についての科学的知見を集積し、特定計画等の実  
36 施成果等を踏まえて必要に応じて広域指針の見直しを行う。

37 広域協議会は、必要に応じて、鳥獣の生態や保護及び管理、生息環境、鳥獣被害対策等に  
38 関する専門的知見を有する者で構成された科学委員会を設置する。科学委員会は、関係都道



1 府県や研究者等により集積された対象種の地域個体群に関する情報を整理し、地域個体群の  
2 鳥獣の生息状況や被害状況等に大きな変化が生じた場合には、広域協議会の行う広域指針の  
3 作成及び見直しについて助言を行う。

#### 4 エ 広域指針の記載項目

5 広域指針には、以下の項目を必要に応じて記載する。

- 6 1) 広域的な保護又は管理の目的及び背景
- 7 2) 保護又は管理すべき鳥獣の種類
- 8 3) 広域指針の期間
- 9 4) 広域指針の対象地域
- 10 5) 広域的な保護又は管理の目標（~~①現状、②保護又は管理の目標、③目標を達成する~~  
11 ~~ために必要な広域的かつ整合の取れた連携施策の考え方、④②~~対象地域内における区  
12 域ごとの目標設定（ゾーニング等））
- 13 6) 広域的な保護又は管理における特定鳥獣の保護又は数の調整に関する事項
- 14 7) 広域的な保護又は管理における生息地の保護及び整備に関する事項
- 15 8) 広域的な保護又は管理における被害防除対策
- 16 9) 広域的な保護又は管理におけるモニタリング及びフィードバック
- 17 10) その他広域的な保護又は管理のために必要な事項（①広域的な実施体制（広域協議  
18 会の体制等）、②特定計画及び都道府県協議会について、③普及啓発、④その他）

#### 19 (2) 保護について特に配慮が必要な鳥獣

20 半島、離島等の地理的条件等地理的条件や生息環境の変化等により生息分布が隔離している  
21 鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、国による希少鳥獣保護計画及  
22 び都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。

23 オオタカについては、これまでの種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通につい  
24 ても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカ  
25 を種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通  
26 動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助  
27 長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。

#### 28 (3) 管理について特に配慮が必要な鳥獣

29 半島、離島等の地理的条件等により地理的条件や生息環境の変化等により生息地の分断や縮  
30 小が生じ、生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が多い又は増加しているものについ  
31 ては、その維持に留意すべきであるが、当該鳥獣により生活環境、農林水産業又は生態系に係る  
32 顕著な被害が生じている場合には、地域個体群の維持を図りつつ効果的に被害の軽減を図るた  
33 め、都道府県による第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施すること等により、きめ細かな管  
34 理に努める。

35 また、餌の豊凶等の要因により、年によって被害状況及び集落等への出没状況の大きく異な  
36 るツキノワグマ等の種鳥獣については、捕獲数が大きく変動する傾向にあることから、長期的  
37 な視野をもった管理に努める。

1 (4) 渡り鳥及び海棲<sup>せい</sup>哺乳類

2 ア 国境を越えて移動する渡り鳥は、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上  
3 に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により生息  
4 状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。我が国に渡来する渡り鳥  
5 の保護については、我が国は、米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条  
6 約・協定を締結し、韓国とも日韓渡り鳥保護協力会合において、同条約・協定の締結に向け  
7 て取り組んでいる。国は、これらに国は、これら二国間協力の枠組に加え、渡り性水鳥保全  
8 の多国間の国際協力枠組である東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシ  
9 ップに基づき、引き続き、渡り鳥の保護に関する施策や調査研究に係る情報交換や国際的な  
10 共同研究等を進める。国内においては、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進め、  
11 渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、必要に応じて保全事業を実施する。また、渡り鳥  
12 の飛来経路やその重要な繁殖地等の情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機  
13 等を使用した調査を進める。さらに、鳥インフルエンザ対策の一環として、野鳥における高  
14 病原性鳥インフルエンザウイルスのサーベイランスを実施し、高病原性鳥インフルエンザウ  
15 イルスの早期発見と発生時の円滑な対応に努める。その際には、家畜衛生担当部局等との連  
16 携を図る。

17  
18 イ 法の対象となる海棲<sup>せい</sup>哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況  
19 や地域個体群の動向、漁業への影響等を踏まえ、必要な保護又は管理の方策を検討し、種及  
20 び地域個体群の存続を図る。なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であって  
21 海棲<sup>せい</sup>哺乳類に属するものについては、他の法令による適切な保護又は管理が図られないと認  
22 められるときは、速やかに適用除外種の見直しの検討を行う。

24 第五 人材の育成及び配置

25 1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

26 鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育  
27 成し、適所に配置又は活用する必要がある。特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理に  
28 関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として継続的に配置し、技術的な  
29 面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。さらに、狩猟の社会的  
30 な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、  
31 狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

32 国は、各都道府県において鳥獣の保護及び管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政  
33 担当職員に適切に配置されるよう技術的助言を行うとともに、都道府県ごとの専門的職員の配  
34 置状況について把握し、毎年公表する。また、このような人材の育成・確保を図るため、大学  
35 等と連携した鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知識を有する人材を育成・確保する体制の  
36 整備、活用ための体制整備に向けた検討・支援を図る進めるとともに、都道府県や市町村等が  
37 鳥獣の保護及び管理に関する事業を行うに当たって、専門的な知識や技術に基づく助言を行う

1 等の支援を行う。

## 2 研修等による人材育成

3 鳥獣保護管理事業の実施には、幅広い知識や技術が求められる。国においては、関係省庁が  
4 連携して、全国的な視点からの鳥獣の保護及び管理に関する制度、全国的な鳥獣の生息状況及  
5 び被害状況等を踏まえた鳥獣の保護及び管理に関する研修を実施する。都道府県においては、  
6 当該都道府県での鳥獣の生息、被害や保護及び管理の状況、全国的に見た当該都道府県の鳥獣  
7 の生息状況等を踏まえた地域的な視点からの研修を実施する。

8 研修内容は、鳥獣の保護及び管理に係る制度、順応的管理のあり方、鳥獣保護管理事業の柱  
9 である個体群管理・生息環境管理・被害防除対策の考え方、計画の作成、モニタリング及び計  
10 画の評価、見直し等に関する内容等、鳥獣の保護及び管理に関する最新の知見、先進的な実施  
11 状況等を含めるとともに、地域的な鳥獣の生息状況の変化に合わせた研修の実施を図る。また、  
12 内容を評価し、適切な見直しに努める。

13 なお、研修を受ける対象者が行政の職員と民間の技術者とでは、求められる技能や知見が異  
14 なることから、対象者に合わせたカリキュラムの提供が求められる。そうしたことを踏まえ、  
15 国、都道府県、大学、民間団体の提供する研修や講座等において連携を進め、鳥獣の保護及び  
16 管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討を進める。

## 3 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

18 認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わ  
19 ることに加え、個体群管理・生息環境管理・被害防除対策等の多岐にわたる鳥獣の保  
20 護及び管理の担い手となることが期待される。また、将来的には、鳥獣の生息状況の調査や計画  
21 策定、モニタリング及び評価等にも関与していくことが期待されている。国は、各都道府県におい  
22 て必要な認定鳥獣捕獲等事業者が確保できるよう、交付金を活用した認定事業者の育成の取組  
23 を引き続き支援する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待される。

24 国又は都道府県は、鳥獣捕獲等事業者に対する技能知識講習や安全管理講習等の機会を通じ  
25 て、その従事者に対する技術の向上を図り、認定鳥獣捕獲等事業者の技能知識・安全管理の維  
26 持及び向上を図るため、必要な情報を提供する。また、最新の知見も踏まえた研修等の実施に  
27 努めるとともに、全国の認定鳥獣捕獲等事業者の実績等を把握できるよう都道府県間での情報  
28 共有の仕組みについて検討する。

29 なお、国は、制度の運用状況を踏まえ、鳥獣捕獲等事業の認定に係る基準を必要に応じて見  
30 直す。

31

## 第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

### 1 国の鳥獣捕獲許可の許可基準

34 全国的、国際的な鳥獣の保護及び管理の見地から、Ⅲ第四の内容に準じて定める。

### 2 輸入鳥獣の取扱いの適正化

## 1 (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方

2 特定輸入鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年  
3 環境省令第 28 号。以下「規則」という。）第 27 条に定める輸入規制対象種を踏まえつつ、原則  
4 として、以下のアからウまでに示す要件をすべて満たす種であって、国内で違法に捕獲された  
5 個体が、輸入された個体とすり替えられるおそれが高い種であることとする。

6 ただし、飼養に対する需要が高い等、特別な理由があるものについては、ア及びウの要件に  
7 該当することをもって指定する。

8 ア 輸入実績のある鳥獣の種のうち、我が国に生息する鳥獣と同種であること。

9 イ 過去一定の期間に違法飼養等により押収された実績及び輸入の実績があり、現に多数が  
10 飼養されている種であること。

11 ウ 他の自然環境関連法令（種の保存法、外来生物法）により輸入規制、国内の譲渡し等の  
12 規制の対象とされていない種であること。

## 13 (2) 特定輸入鳥獣の取扱い

14 国と都道府県が連携し、標識等の特定輸入鳥獣に係る識別措置を効果的に活用することによ  
15 り、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努める。

## 16 3 愛玩飼養の取扱い

17 愛玩のための飼養の目的で鳥獣を捕獲することについては、違法な捕獲や乱獲を助長するお  
18 それがあることから、原則として許可しない。また、鳥獣は本来自然のままに保護することが  
19 望ましいという考え方に従い、その規制の強化に努めるものとする。一方、野鳥の愛玩飼養の  
20 慣習が古くからあるものの、飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等に鑑み、  
21 これまで一部認められてきた愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、今後廃止を含め  
22 て検討する。この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉の観点、  
23 国内外の生物多様性の確保等を確保の観点に加え、鳥獣の飼養に対する考え方の変化も踏まえ  
24 た鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を観点から行う。

## 25 4 傷病鳥獣救護に関する考え方

26 鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。  
27 このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も  
28 生態系の重要な一要素である。また、鳥獣の傷病には、自然の傷病によるもののほか、人間活  
29 動に起因する傷病も発生している。

30 一方、人には鳥獣を敬い命敬い、命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと  
31 人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生きものを大切に思う気持ちからな  
32 されてきた側面もある。

33 傷病鳥獣救護については、これらの考え方を踏まえつつ、絶滅のおそれのある種の保全や環  
34 境モニタリングへの活用、傷病の発生原因の究明とその予防措置等、生物多様性の保全への貢  
35 献に重点を置いて対応を検討する。



## 5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

国及び都道府県は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」、  
「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）等を踏まえ、救護手法の研修、文献又は知見の収集・整理、普及啓発等に努める。  
国は、大規模な油汚染事故等複数の都道府県にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、情報の収集、提供等により関係行政機関や関係団体等による救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制の整備や関係者への研修を行う。

## 6 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

~~高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のような人には感染しないものの、家畜と鳥獣の保護及び管理に感染するおける感染症についてもへの対応としては、鳥獣への影響、や社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。大きい高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）といった特定の感染症対策を中心として進めてきた。一方、我が国に生息する鳥獣では、これ以外にも様々な感染症の病原体を保有することが知られており、野生鳥獣に関する感染症は、希少鳥獣や野生鳥獣の個体群の保全の観点を含む、生物多様性の確保の観点並びに人の生活や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点飼養等への広範な影響を及ぼすことから、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政鳥獣の保護及び管理に当たっては、感染症対策の観点を広く取り入れ、対応していく必要がある。~~

しかしながら、国内において、野生鳥獣に関する感染症についての実態は不明な点が多いことから、野生鳥獣に関する感染症についての情報収集や鳥獣での感染状況等に関する調査等を日頃から実施していく必要がある。また、野生鳥獣に関する感染症による様々な影響をできる限り抑制又は低減するため、そのリスクを評価するとともに、できる限り早期に発生を確認し、迅速に対応を図るための監視、発生が確認された場合の対応や防疫措置など、鳥獣における感染の拡大防止及び早期収束のための措置等に関する体制を整備していく必要がある。これらの取組を進めていく際には、公衆衛生、家畜衛生及び動物愛護管理行政等の担当部局等と連携して、情報共有を図りつつ、実施することが必要である。重要である。

また、鳥獣行政担当部局においては、国の関係機関や家畜衛生担当部局においては等とも連携し、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止野生鳥獣に関する感染症対策等を実施し、国民や地域住民、捕獲従事者に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

## 7 鳥獣への安易な餌付けの防止等

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出没の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が進む増加することによるより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者によると

1 野生鳥獣間で感染症のを伝播等のする誘因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生  
2 じさせるおそれがある。

3 このため、国及び都道府県は希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、  
4 地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止  
5 についての普及啓発等に積極的に取り組む。

6 希少鳥獣の保護のために行われる給餌についても、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の  
7 拡大又は伝播につながらないように十分なに配慮を行うした上で実施する。

8 さらになお、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、等の結果として鳥獣への餌付け  
9 につながりを誘引することとなる行為は、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害につな  
10 がることある。このため、生ごみや未収穫物の誘因適切な管理等についてもなることから、  
11 鳥獣の生息状況を踏まえながら、地域社会等での普及啓発等にも努める。

## 12 8 国際的取組の推進

13 国境を越えた長距離の移動を行う渡り鳥及びその生息地の保全を図るため、関係国等と連  
14 携・協力しつつ、国際的取組の推進を図る。

15

## 9 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類における鉛中毒を防止するため、北海道をはじめとした全国各地で指定猟法禁止区域を指定する等の取組を進めてきているが、現在も鉛中毒の発生自体は確認されており、鳥類の鉛中毒による影響を防止するための取組を推進するに当たって、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。

国は都道府県の協力も得て、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛汚染の現状を科学的に把握するための全国的なモニタリング体制を構築し、科学的知見の蓄積に努める。また、モニタリングの結果も踏まえ、鉛中毒による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類<sup>きん</sup>の保護の観点から効果が見込まれる場合には、都道府県において当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

## Ⅱ 希少鳥獣の保護に関する事項

### 第一 希少鳥獣の保護及び管理

希少鳥獣の保護を適切に実施するためには、科学的な知見に基づき計画的に実施する必要がある。例えば、生息環境の劣化や消失が個体数の減少等の主な要因である種については、生息地の環境の維持・復元が必要である。また、限られた地域に生息数の大多数が集中しており、感染症等による絶滅の危険性が高い種については、保護及び管理における感染症への対応を進めるとともに、分散化を促すための新たな生息地の整備等を整備していき進めていくことも必要があるである。

また、海外では、希少な鳥獣が野生鳥獣の間で伝播する感染症に罹患することで、それらの種の保存に悪影響を及ぼす事例が確認されており、我が国においても、一部の希少種でそのような感染症による種の保存へのリスクが高まっている可能性が考えられるが、その実態は必ずしも明らかではない。そのため、野生鳥獣に関する感染症のうち、国内の希少鳥獣保護の観点からリスクの高いものについては、その状況の把握に努め、希少鳥獣の保護及び管理手法を検討していく。

一方、近年、希少鳥獣であっても、局地的に生息数が増加又は生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に係る被害が深刻なことから例もあることから、特定の地域において計画的な管理をすることが必要な鳥獣の存在が顕在化している。

このような希少鳥獣については、国が生息状況や被害状況を勘案し、希少鳥獣の保護又は管理のための計画を作成し、これに基づき措置を講ずる。

## 1 第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 2 1 計画の対象とする鳥獣

#### 3 (1) 希少鳥獣保護計画の対象とする鳥獣

4 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、生息地の集中や生息環境の悪化・分断等により  
5 種又は地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保等を図  
6 る観点から、計画的な保護を図る必要があると認められる種とする。

7 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。

#### 8 (2) 特定希少鳥獣管理計画の対象とする鳥獣

9 計画の対象とする鳥獣は、希少鳥獣のうち、局地的に生息数が著しく増加又は生息地の範囲  
10 が拡大して、農林水産業や生態系等に深刻な被害を及ぼしている鳥獣であって、生物の多様性  
11 の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の種又は地域  
12 個体群について、その安定的な維持を図りつつ、計画的な管理を図る必要があると認められる  
13 ものとする。

14 なお、計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として、対象とする鳥獣の管理に必要  
15 な地域に重点をおいて作成する。

### 16 2 計画の期間

17 計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度と  
18 する。

### 19 3 計画の対象地域区域

20 計画の**対象地域対象区域**は、対象とする希少鳥獣の保護又は管理に必要な地域を包含するよ  
21 う適切に設定する。

### 22 4 保護又は管理の目標

23 希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等を保護又は管理の目標として定め  
24 るものとし、設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、あらかじめ当該  
25 希少鳥獣の生態（繁殖率、生存率、死亡原因等を含む。）に関する調査、生息動向、生息環境、  
26 被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行う。

27 目標についての設定は、特定計画と同様に、適切な情報公開及びモニタリング調査の結果を  
28 踏まえて達成状況の評価を行い、の実施やその結果の保護事業又は管理事業への反映によるフ  
29 ィードバックシステムの下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意  
30 形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を進める。また、  
31 設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリング調査の結果を踏  
32 まえて、順応的に見直すしを行う。

33 具体的には、下記のとおり設定する。

#### 34 (1) 希少鳥獣保護計画における目標



1 生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、生息地の保護及び  
2 整備についても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定す  
3 るよう努める。

#### 4 (2) 特定希少鳥獣管理計画における目標

5 生息数、生息地の範囲等の中から、必要な事項を選択して設定する。また、被害防除対策に  
6 ついても、地域の農林水産業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう  
7 努める。

### 8 5 保護事業及び管理事業

#### 9 (1) 希少鳥獣保護計画に基づく保護事業

10 計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、  
11 計画的に保護事業を実施する。希少鳥獣保護計画には、保護事業を実施するために必要な事項  
12 として、以下の事項を盛り込む。

##### 13 ア 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項

14 保護の目標を踏まえて、希少鳥獣の保護を図るために必要な捕獲、新しい生息地の形成等  
15 を定めて実施する。

##### 16 イ 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

17 関係する地域計画等と実施段階で連携し、生息環境の維持・改善を図る。

18 また、特に生息環境として重要な地域については、極力、鳥獣保護区又は休猟区に指定し、  
19 更に保護の強化を図るため鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討する。また、各種土地利用  
20 が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するための配慮  
21 を求める。さらに、新たな生息地の形成を行う場合においては、生息地の予定地を適切な状  
22 態にするための方法及び内容を記載する。

#### 23 (2) 特定希少鳥獣管理計画に基づく管理事業

24 計画の目標を達成するため、都道府県や市町村（種によっては関係国や国際機関）と連携し、  
25 地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町村や地域社会等の  
26 意見等も踏まえ、計画的に管理事業を実施する。特定希少鳥獣管理計画には、管理事業を実施  
27 するために必要な事項として、以下の事項を盛り込む。

##### 28 ア 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

29 管理の目標を踏まえて、特定希少鳥獣の管理を図るために必要な捕獲等について、その方  
30 法、内容等を定めて実施する。

##### 31 イ 被害防除対策に関する事項

32 被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、管理の効果を  
33 十分なものとする上で不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ、管理  
34 事業を実施する。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤威嚇音や威  
35 嚇音等煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解  
36 消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、地域の関係機関・部

1 局や関係者の協力を得て実施する。

2 なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて、構造  
3 の改良や組合せ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図る。

## 4 6 計画の記載項目

---

### 5 (1) 希少鳥獣保護計画の記載項目

---

6 希少鳥獣保護計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

- 7 1) 計画策定の目的及び背景
- 8 2) 対象とする鳥獣の種類
- 9 3) 計画期間
- 10 4) 希少鳥獣の保護が行われるべき区域
- 11 5) 希少鳥獣の保護の目標
  - 12 ① 現状
  - 13 ② 目標
- 14 6) 希少鳥獣の保護のための方策に関する事項
- 15 7) 希少鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項
- 16 8) その他希少鳥獣の保護のために必要な事項

17 人工増殖、野生復帰などの方法及び内容、モニタリングなどの調査研究、計画の実施  
18 体制等について必要な事項を定めるよう努める。

### 19 (2) 特定希少鳥獣管理計画の記載項目

---

20 特定希少鳥獣管理計画に記載する項目は、基本的には次のとおりとする。

- 21 1) 計画策定の目的及び背景
- 22 2) 対象とする鳥獣の種類
- 23 3) 計画期間
- 24 4) 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域
- 25 5) 特定希少鳥獣の管理の目標
  - 26 ① 現状
  - 27 ② 目標
- 28 6) 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項
- 29 7) 特定希少鳥獣の被害防除対策に関する事項
- 30 8) その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

31 モニタリング等の調査研究、計画の実施体制等について必要な事項を定めるよう努め  
32 る。

## 33 7 計画の作成及び実行手続

---

### 34 (1) 検討会・連絡協議会の設置

---

35 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から  
36 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。

## 1 (2) 関係地方公共団体との協議

---

2 希少鳥獣の保護又は管理について、関係行政機関と連携して実施するため、計画案について  
3 は、法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第7項に基  
4 づき計画の対象とする希少鳥獣が分布する都道府県及び市町村と協議する。

## 5 (3) 利害関係人の意見の聴取

---

6 法第7条の3第5項及び第7条の4第3項において読み替えて準用する第7条第5項に規定  
7 する利害関係人の意見聴取については、計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林  
8 水産業団体、自然保護団体、狩猟者団体等の機関又は団体が利害関係人として選定されるよう  
9 留意し、公聴会の開催その他の方法により行う。また、対象地域での希少鳥獣による農林水産  
10 業等への被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会の意見の聴取にも努める。

## 11 (4) 計画の決定及び公表・報告

---

12 計画が決定された後は、速やかに公表するとともに、関係地方公共団体に通知する。

## 13 (5) 計画に関する実施計画の作成

---

14 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って実施する事業を実行する取組を、  
15 年度ごとの、年度別実施計画としてとりまとめ、公表するよう努める。

## 16 (6) モニタリング

---

17 対象鳥獣の生息動向（生息数、生息密度、分布域、性別構成、齢構成、食性、栄養状態等）、  
18 生息環境、被害等の程度等のうち、計画の実施結果に関する評価に必要な事項についてモニタ  
19 リングし、計画の進捗状況を点検する。また、モニタリング結果の概要については、公表する。  
20 なお、既存の調査結果等の活用、都道府県等との連携等により、モニタリングの実施に係る  
21 効率化に努める。

## 22 8 計画の見直し

---

23 計画が終期を迎えたとき等には、モニタリングや既存の調査結果等から、計画の目標の達成  
24 度や保護事業又は管理事業の効果・妥当性について評価し、その結果を踏まえ、計画の継続の  
25 必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その  
26 概要を公表する。

## 27 9 計画の実行体制の整備

---

28 前述の検討会・連絡協議会の設置等により、大学、研究機関、鳥獣の保護及び管理の専門家  
29 等と連携を図り、地域住民の理解や協力を得ることにより、施策の一貫性が確保される体制を  
30 整備する。

## Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

### 第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年令和4年4月1日から平成34年令和9年3月31日までとする。

~~ただし、平成28年熊本地震（平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。）の影響により鳥獣保護管理事業計画を作成することが困難な場合には、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、現行の鳥獣保護管理事業計画を延長できるとし、その場合、当該計画の延長後の計画期間の翌日から平成34年3月31日までとする。~~

### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。）、特別保護地区（以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。）及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

#### 1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

#### 2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。

また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

(1) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は20年以内とするが、鳥獣保護区の指定区分と生息する鳥獣の生息状況にあわせて適切な期間を設定する。

なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、随時存続期間の見直しを行う。

(2) 鳥獣保護区の区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から



1 当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生  
2 物多様性の保全にも資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。

3 (3) 鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復  
4 や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域に  
5 ついて積極的に特別保護地区の指定に努める。

6 (4) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等の  
7 他の制度によってまとまった面積が保護されている地域であって、鳥獣の保護上重要な地  
8 域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、休猟区、特定猟  
9 具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも連携が図られるよう努める。

10 (5) 地域の実情に応じ、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教  
11 育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

12 (6) 市街地の周辺において、都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要  
13 がある場合は、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等に  
14 より鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

15 (7) 生息地が分断された鳥獣の保護を図るための生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であっ  
16 て鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区を指定することにより鳥獣の移動経路  
17 としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域については、生息地回廊の保  
18 護区の指定に努める。

### 19 3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

20 鳥獣保護区は、次の区分に従って指定する。

21 なお、行政界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連  
22 絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の  
23 現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。

#### 24 (1) 森林鳥獣生息地の保護区

25 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生  
26 物多様性の確保にも資するものとする。

27 森林鳥獣生息地の保護区は、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね 10,000ha  
28 （北海道にあつては 20,000ha）ごとに一箇所を選定し、面積は 300ha 以上の指定に努めてきた  
29 ところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指  
30 定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続  
31 期間の更新等を検討する。

32 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまと  
33 まりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。

34 ア 多様な鳥獣が生息する地域

35 イ 鳥獣の生息密度の高い地域

36 ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

37 1) 天然林

- 1           2) 林相地形が変化に富む地域
- 2           3) 溪流又は沼沢を含む地域
- 3           4) 餌となる動植物が豊富な地域

#### 4 (2) 大規模生息地の保護区

---

5           行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大  
6 規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

7           指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たり  
8 の面積は10,000ha以上とする。

9           ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

10          イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

11          ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域

#### 12 (3) 集団渡来地の保護区

---

13          集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定され  
14 るものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち  
15 必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

16          指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、そ  
17 の際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休  
18 息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

19          ア 現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

20          イ かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復  
21 が必要かつ可能と考えられるもの

#### 22 (4) 集団繁殖地の保護区

---

23          集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、  
24 草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定する。

25          指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能  
26 な限り含める。

#### 27 (5) 希少鳥獣生息地の保護区

---

28          希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、こ  
29 れらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

#### 30 (6) 生息地回廊の保護区

---

31          生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥  
32 獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての  
33 機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指  
34 定する。

35          指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範

1 圃等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている  
2 地域等を相互に結びつける等により、効果的な配置に努める。

#### 4 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

---

5 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境  
6 の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活  
7 動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の  
8 保護区を指定する。

### 4 特別保護地区の指定

---

10 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることか  
11 ら、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の  
12 法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に  
13 進める。

14 このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地  
15 及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。  
16 なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させる  
17 とともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接する  
18 のではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

#### (1) 森林鳥獣生息地の保護区

---

20 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1  
21 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

#### (2) 大規模生息地の保護区

---

23 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核  
24 的<sup>きん</sup>地区について指定するよう努める。

#### (3) 集団渡来地の保護区

---

26 渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的<sup>きん</sup>地区について指定するよう  
27 努める。

#### (4) 集団繁殖地の保護区

---

29 保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類<sup>せい</sup>の繁殖を確保するため必要と認められる中  
30 核的<sup>きん</sup>地区について指定するよう努める。

#### (5) 希少鳥獣生息地の保護区

---

32 保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広範囲に指定するよう努める。

#### (6) 生息地回廊の保護区

---

1 保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努  
2 める。

### 3 (7) 身近な鳥獣生息地の保護区

---

4 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

## 5 特別保護指定区域

---

6 集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、  
7 車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある  
8 場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

9 なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や鳥類の渡来期に限って規制す  
10 る等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

## 11 6 休猟区の指定

---

12 休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案し  
13 つつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当た  
14 っては、都道府県の地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布  
15 に偏りがないうように配慮する。なお、休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等  
16 の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検  
17 討する。

18 休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha 以上となるよう努め、さらに、休猟区面積の合計は、  
19 狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努める。

20 また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区  
21 域線により指定するよう努める。

22 なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、  
23 また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、指定の延期又は第二種特定鳥獣管理計画  
24 に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進める。

## 25 7 鳥獣保護区の整備等

---

### 26 (1) 管理施設、利用施設の整備

---

27 鳥獣保護区の整備は、以下の項目について年度別計画を立てて実施するとともに、調査、巡  
28 視等の管理の充実に配慮する。

#### 29 ア 管理施設の整備

30 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設ける等、管理のため  
31 の施設を整備する。また、必要に応じて管理棟等を設置するよう努める。

#### 32 イ 利用施設の整備

33 鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る  
34 観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。

### 35 (2) 保全事業の実施

---



1 鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生  
2 息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努  
3 める。

4 なおその場合には、鳥獣保護管理事業計画に以下の事項を記載する。

5 ア 各都道府県の実情に応じた保全事業に関する基本的な考え方

6 イ 鳥獣保護管理事業計画の計画期間において保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の  
7 概況（鳥獣保護区名、生息環境の悪化状況等の概要）

8 また、保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関  
9 係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

10

### 11 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

---

12 都道府県は、遺伝的<sup>かく</sup>攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、狩猟鳥獣の  
13 人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して、見直しを含めた慎重な対応を行う。  
14 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣（傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つこ  
15 と（以下「放野」という。）を除く。以下同じ。）に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

#### 16 1 鳥獣の人工増殖

---

17 狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とするヤマドリ、キジ等については、人工増殖についての技術等  
18 を人工増殖業者等に指導する。この場合、下記の点に配慮する。

19 (1) 都道府県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備す  
20 ること。

21 (2) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入  
22 を図ること。

23 (3) 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息  
24 する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

#### 25 2 放鳥獣等

---

##### 26 (1) 鳥類

---

###### 27 ア 基本的考え方

28 狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所  
29 あり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画  
30 に基づき必要な個体数を放鳥できる。また、その際、猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥  
31 を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕  
32 獲されることのないよう留意する。

###### 33 イ 放鳥の取扱い

34 1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

35 放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。

36 数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。
- ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、~~必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。~~
- ④ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- ⑤ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用の~~キジ~~、ヤマドリ、キジ等を育成する農家等に対して、する衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請、放鳥事業を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施見合わせる等の一時的な見合わせについて対応について検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(2) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として、放獣を行わない。

(3) 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として、放鳥獣を行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（以下、~~単に~~「捕獲許可」という。）等に関する事項として以下の事項等を盛り込む。

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

1 ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場  
2 合。

3 イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥  
4 獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大  
5 な支障を及ぼすおそれのある場合。

6 ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理  
7 のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

8 エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認める  
9 ことによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

10 なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18  
11 条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に  
12 係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人をいう。以下同  
13 じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、  
14 捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、  
15 住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能  
16 である点に留意する。

## 17 (2) 許可に当たっての条件の考え方

18 捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法  
19 の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域におけ  
20 る安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、  
21 見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

22 特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点  
23 から適切な条件を付す。

24 また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に  
25 関する適切な条件を付す。

## 26 (3) わなの使用に当たっての許可基準

### 27 ア わなの構造に関する基準

28 わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわな  
29 の輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類やカモシカ等の生息状況等を勘案して、  
30 錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

31 1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

32 ① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、  
33 原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着した  
34 ものであること。

35 ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の  
36 直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤー  
37 の直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合  
はこわなに限る。

#### イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

#### (4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

#### (5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類<sup>きん</sup>の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

## 2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

### 2-1 学術研究を目的とする場合

#### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

##### ア 研究の目的及び内容

次の1) から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。



3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

#### イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

#### ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭又は個）。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭又は個）とする。

#### エ 期間

1年以内。

#### オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

#### カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

#### キ 捕獲等又は採取等後の措置

1) 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

#### (2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

#### ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者

1 (委託を受けた者から依頼された者を含む。)

2 **イ 鳥獣の種類・数**

3 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上  
4 上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、そ  
5 の他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限り  
6 でない。

7 **ウ 期間**

8 1年以内。

9 **エ 区域**

10 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

11 **オ 方法**

12 網、わな又は手捕。

13 **カ 捕獲等又は採取等後の措置**

14 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生  
15 じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を  
16 講じることができる。

17 **2-2 鳥獣の保護を目的とする場合**

---

18 **(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的**

---

19 原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成される  
20 よう行われるものとする。

21 **ア 許可対象者**

22 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定  
23 鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

24 **イ 鳥獣の種類・数**

25 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であ  
26 ること。

27 **ウ 期間**

28 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数  
29 年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応す  
30 ること。

31 **エ 区域**

32 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

33 **オ 方法**

34 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。

35 **(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的**

---

36 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ  
37 の限りでない。

1     **ア 許可対象者**

2             国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方  
3     公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

4     **イ 鳥獣の種類・数**

5             必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

6     **ウ 期間**

7             1年以内。

8     **エ 区域**

9             申請者の職務上必要な区域。

10    **オ 方法**

11            禁止猟法は認めない。

12    **(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的**

---

13            原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ  
14    の限りでない。

15    **ア 許可対象者**

16            国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方  
17    公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

18    **イ 鳥獣の種類・数**

19            必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

20    **ウ 期間**

21            1年以内。

22    **エ 区域**

23            必要と認められる区域。

24    **オ 方法**

25            禁止猟法は認めない。

26    **2-3 鳥獣の管理を目的とする場合**

---

27    **(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的**

---

28    **ア 許可対象者**

29            原則として、銃器を使用する場合は第1種第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用す  
30    る場合においては第1種銃猟又第一種銃猟又は第2種第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の  
31    使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃  
32    器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす  
33    場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

34            ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

35            ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保  
36            されていると認められること

37            ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと

④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

#### イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）であること。

#### ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

#### エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

#### オ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

### (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（（2）において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（（2）において「予察」という。）についても許可する基準とする。

#### ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、銃器を使用する場合は、第1種第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又第1種銃猟又は第2種第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1)から4)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。

1) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

2) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合



- 1 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイ  
2 ノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合  
3 4) 法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合  
4 ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること  
5 ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保  
6 されていると認められること  
7 ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと  
8 ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

#### 9 イ 鳥獣の種類・数

10 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原  
11 則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巢  
12 を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場  
13 合に限る。

14 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）  
15 であること。第一種特定鳥獣保護計画の区域内において、当該特定鳥獣による被害等を防止  
16 する場合等については、当該計画における目標との整合に配慮する。

#### 17 ウ 期間

18 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕  
19 獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を  
20 及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

21 なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

#### 22 エ 区域

23 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲と  
24 する。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じ  
25 ないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保  
26 護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

#### 27 オ 方法

28 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型  
29 獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用  
30 する場合については、この限りではない。

31 また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努  
32 める。

#### 33 カ その他

##### 34 1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

35 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原  
36 則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。ただし、個  
37 別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕  
38 獲許可の対象とする。

##### 39 2) 被害防除対策との関係

1 原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できな  
2 いと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この  
3 限りではない。

4 3) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

5 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅  
6 少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生  
7 息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被  
8 害防止方法を指導した上で許可する。

9 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕  
10 獲許可をする。

11 4) 予察捕獲

12 予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、  
13 過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。ただし、指定管理鳥獣  
14 及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

15 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種  
16 類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身  
17 被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・  
18 作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表  
19 は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察  
20 捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広  
21 い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種  
22 特定鳥獣管理計画を策定する。

23 5) 狩猟期間中及びその前後における取扱い

24 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目  
25 的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていない  
26 と誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域  
27 の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

28 **2-4 その他特別の事由の場合**

29 それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方  
30 法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

31 **(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的**

32 **ア 許可対象者**

33 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

34 **イ 鳥獣の種類・数**

35 展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）。

36 **ウ 期間**

37 6か月以内。

1 **エ 区域**

2 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

3 **オ 方法**

4 禁止猟法は認めない。

5 **(2) 愛玩のための飼養の目的**

---

6 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は原則として認めない。ただし、都道府県知事が特別  
7 の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要で  
8 ある等）があると認める場合はこの限りではない。また、この場合においても次の基準による。  
9 なお、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

10 **ア 許可対象者**

11 自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年  
12 以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない  
13 場合に限り。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

14 **イ 鳥獣の種類・数**

15 メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当た  
16 り1羽とする。

17 **ウ 期間**

18 繁殖期間中は認めない。

19 **エ 区域**

20 住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び  
21 自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

22 **オ 方法**

23 禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、  
24 適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

25 **(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的**

---

26 **ア 許可対象者**

27 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

28 **イ 鳥獣の種類・数**

29 人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は  
30 個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

31 **ウ 期間**

32 6か月以内。

33 **エ 区域**

34 住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除  
35 く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

36 **オ 方法**

37 網、わな又は手捕。

1 (4) 鵜飼漁業への利用の目的

---

2 ア 許可対象者

3 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

4 イ 鳥獣の種類・数

5 ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

6 ウ 期間

7 6か月以内。

8 エ 区域

9 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

10 オ 方法

11 手捕。

12 (5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

---

13 ア 許可対象者

14 祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてき  
15 たものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕  
16 獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

17 イ 鳥獣の種類・数

18 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、  
19 行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できな  
20 い場合を除く。）。

21 ウ 期間

22 30日以内。

23 エ 区域

24 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

25 オ 方法

26 禁止猟法は認めない。

27 (6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

---

28 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境  
29 影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は  
30 採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目  
31 的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

32 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

---

34 3-1 捕獲許可した者への指導

---

35 (1) 捕獲物又は採取物の処理等

---



1 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち  
2 帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方  
3 法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）  
4 等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫  
5 措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された  
6 外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導  
7 する。

8 また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びニホンカモシ  
9 カについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたり国内で密猟されたりした個体の流通を  
10 防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体である  
11 ことを明確にさせる。

12 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第  
13 40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

14 錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣  
15 以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる  
16 場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合  
17 は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図  
18 る。

19 錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣  
20 の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらか  
21 じめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

## 22 (2) 従事者の指揮監督

23 法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を  
24 具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

## 25 (3) 危険の予防

26 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対  
27 策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

## 28 (4) 錯誤捕獲の防止

29 ツキノワグマの生息地域わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生  
30 息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグ  
31 マクマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け餌による誘引方法等を  
32 の工夫してに加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、  
33 ツキノワグマの錯誤捕獲した場合に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施  
34 者に対して、事前の放獣体制の整備構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実  
35 態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行  
36 うものとする。

### 3-2 許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに都道府県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

### 3-3 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

(2) 平成元年度平成元（1989）年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

(3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

(4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

### 3-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

## 1 (2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

## 6 3-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

## 12 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。

### 15 1 特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

#### 18 (1) 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### 25 (2) 静穏を保持するための地区

法第 9 条第 3 項第 4 号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

#### 27 (3) わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

### 31 2 特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身

1 や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定す  
2 るように努める。

### 3 3 猟区

#### 4 (1) 猟区の設定

5 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るた  
6 め、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

7 ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技  
8 術と能力を有する場合に設定を認める。

9 イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録  
10 を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

11 ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、  
12 猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

13 エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

#### 14 (2) その他

15 猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて  
16 狩猟者団体等とも連携し、積極的な取組を進める。

### 17 4 指定猟法禁止区域

#### 18 (1) 指定の考え方

19 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な  
20 都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

21 特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類<sup>きん</sup>の生  
22 息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施さ  
23 れ、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分  
24 析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指  
25 定猟法禁止区域の指定を進める。

26 また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の  
27 保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関  
28 及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進め  
29 る。

#### 30 (2) 許可の考え方

31 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によ  
32 って、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場  
33 合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系  
34 の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

#### 35 (3) 条件の考え方



1 指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間  
2 の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

3

## 4 第六 特定計画の作成に関する事項

---

5 鳥獣保護管理事業計画には、特定計画（以下第六において、単に「計画」という。）の作成に  
6 関する事項として、それぞれ以下の事項を盛り込む。また、広域指針が作成されている地域個  
7 群に係る計画については、当該広域指針との整合を図る。国が技術ガイドラインを作成している  
8 鳥獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にする。

### 9 1 計画作成の目的

---

10 計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣  
11 との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

### 12 2 対象鳥獣の単位

---

13 計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。

#### 14 ア 第一種特定鳥獣保護計画

15 第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮  
16 小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣で  
17 あって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当  
18 該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に  
19 増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその  
20 生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

#### 21 イ 第二種特定鳥獣管理計画

22 第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡  
23 大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の  
24 攪乱を引き起こしている鳥獣等<sup>かく</sup>であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水  
25 産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持  
26 を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮  
27 小させる必要があると認められるものとする。

### 28 3 計画期間

---

29 計画期間は、原則として3～5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との  
30 整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の  
31 事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計  
32 画の改定に合わせて、必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象と  
33 なる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等  
34 を行う。

### 35 4 対象地域区域

---

1 計画の対象地域対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定め  
2 るものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

3 計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間  
4 で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう、協議・調整を行う。

## 5 計画の目標

6 ~~科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理計画の目標を~~設定できるよ  
7 ~~うに当たっては~~、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等に  
8 ついて必要な調査を行う。

9 ~~行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理~~  
10 ~~の目標については、下記のとおり設定に努める~~。なお、~~下記の目標の設定に当たってはまた、~~  
11 ~~必要な場合に~~応じては、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対  
12 象地域の地区割を行い、それぞれの地区ごとに目標を設定する。

13 ~~また、目標の設定は、適切な情報公開及び目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息~~  
14 ~~数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生~~  
15 ~~息動向確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングの~~実施やそのす  
16 ~~るとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じて中長期的な視点での評価を行う。~~

17 ~~評価の結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科~~  
18 ~~学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢~~  
19 ~~で進める。さらに、設定された目標については、計画や年度別実施計画へフィードバックすること~~  
20 ~~により計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業の実施状況やモニタリングによる特定計画の保~~  
21 ~~護又は管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指~~  
22 ~~標は、当該地域個体群に関する生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程~~  
23 ~~度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護又は管理~~  
24 ~~の目標を設定するに反映させる。~~

## 6 保護事業又は管理事業

26 当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成する  
27 ための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多  
28 岐にわたる事業を組み合わせる。

### ア 個体群管理

#### (1) 共通事項

31 個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、  
32 年齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等の数の配分の  
33 考え方を明示する。

#### (2) 第一種特定鳥獣保護計画

35 第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るた  
36 め、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息  
37 数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、

1 場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置は、関係者  
2 で共有し、設定した目標の枠内達成を妨げない範囲で調整する。地域個体群の安定した存  
3 続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲等又は採取等は抑制的に実施する。

4 (3) 第二種特定鳥獣管理計画

5 第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提と  
6 して、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理（生  
7 息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣に  
8 ついては、無計画な捕獲等により、分布域が拡大しないように留意する必要がある。

9 **イ 生息環境管理**

10 (1) 共通事項

11 生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図る  
12 ための生息環境管理や生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を  
13 防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいよう行う生息環境管理を実施するな環  
14 境として管理していく。

15 (2) 第一種特定鳥獣保護計画

16 第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、  
17 里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地にお  
18 いては森林の育成等を実施する。

19 (3) 第二種特定鳥獣管理計画

20 第二種特定鳥獣保護計画においては、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適  
21 切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

22 **ウ 被害防除対策**

23 被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本  
24 的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網  
25 等による予防、忌避剤威嚇音や威嚇音等煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作  
26 物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

27 **7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項**

28 都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、都道府県は、あらかじめ  
29 第二種特定鳥獣管理計画においてにおける指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、  
30 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の  
31 目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲  
32 等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

33 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定については、「Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事  
34 項」で詳述する。

35 **8 計画の記載項目及び様式**

36 計画に記載する項目は、次のとおりとする。ただし、地域の実情に応じ、適宜記載項目を追  
37 加して差し支えない。

1 (1) 第一種特定鳥獣保護計画の記載項目

---

- 2 1) 計画策定の目的及び背景  
3 2) 保護すべき鳥獣の種類  
4 3) 計画の期間  
5 4) 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域  
6 5) 第一種特定鳥獣の保護の目標  
7 6) 第一種特定鳥獣の捕獲等に関する事項  
8 7) 第一種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項  
9 8) その他第一種特定鳥獣の保護のために必要な事項  
10 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制  
11 等について必要な事項を定めるよう努める。

12 (2) 第二種特定鳥獣管理計画の記載項目

---

- 13 1) 計画策定の目的及び背景  
14 2) 管理すべき鳥獣の種類  
15 3) 計画の期間  
16 4) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域  
17 5) 第二種特定鳥獣の管理の目標  
18 6) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項  
19 (指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は当該事業の実施に関する事項)  
20 7) 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項  
21 8) その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項  
22 被害防止対策、モニタリング等の調査研究、計画の実施体制、錯誤捕獲対応の実施体制等  
23 について必要な事項を定めるよう努める。

24 9 計画の作成及び実行手続

---

25 (1) 検討会・連絡協議会の設置

---

26 学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等から  
27 なる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行<sup>う</sup>  
28 とともに、関係者の合意形成に努める。検討に当たっては、目標の設定と評価、対象鳥獣の保  
29 護又は管理のために必要な事業、モニタリング方法等について、自然科学と社会科学の両面か  
30 ら検討できる体制の整備に努める。

31 (2) 関係地方公共団体との協議

---

32 計画を策定する都道府県は、保護事業又は管理事業の一端を担うことになる計画対象区域に  
33 係る市町村（教育委員会を含む。）と協議する。また、都道府県の行政界を越えて分布する地  
34 域個体群の保護又は管理を関係地方公共団体が連携して実施する場合は、法第7条第7項（第  
35 7条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に基づき、計画の対象とする地域  
36 個体群がまたがって分布する都道府県等と協議する。



1 なお、夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することを想定している場合にあつて  
2 は、第二種特定鳥獣管理計画の作成段階から、都道府県公安委員会との情報共有を行う。

### 3 (3) 利害関係人の意見の聴取

4 利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。都道府県におい  
5 て計画の内容や地域の実情に応じ、関係行政機関、農林水産業団体、自然保護団体、狩猟者団  
6 体等の必要な機関又は団体が利害関係人として選定されるよう留意する。また、対象地域での  
7 鳥獣による被害状況の把握のみならず被害を受けている地域社会等の意見の聴取にも努める。

8 なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ  
9 都道府県知事と情報の共有を行う。都道府県知事は、国の機関が実施する指定鳥獣管理捕獲等  
10 事業を含む第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は当該部分を変更しようとするときは、その内  
11 容が適切なものとなるよう、あらかじめ十分に時間的余裕をもって、当該の国の機関の長と協  
12 議をする。

### 13 (4) 計画の決定及び公表・報告

14 計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに、環境大臣に報  
15 告する。

### 16 (5) 計画に関する年度別実施計画の作成

17 計画の目標を効果的・効率的に達成するため、計画に沿って事業を実行する取組を、年度ご  
18 との別実施計画（以下「実施計画」という。）としてとりまとめ、公表するよう努める。実施  
19 主体は、都道府県及び市町村とし、必要に応じて集落単位等の取組が記述できるように工夫す  
20 る。鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が策定する被害防止計画がある場合は、これと整合を  
21 図る。指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

## 22 10 計画の評価・見直し

23 計画が終期を迎えたときは、設定された指標に対応するモニタリングにより、計画の目標の達  
24 成度や保護事業又は管理事業の効果を評価し、必要に応じて課題の抽出や改善策の検討を行う。  
25 それらの評価結果を踏まえて順応的に計画の見直しを行う。なお、計画の評価結果については、その  
26 概要を公表する。

## 27 11 計画の実行体制の整備

28 保護又は管理を適切に進めるため、個体群管理、生息環境管理、被害防止対策を担う人材の  
29 確保及び育成に取り組むほか、関係部局の施策との連携を図る。また、施策の一貫性が確保さ  
30 れる体制を整備するため、前述の検討会・連絡協議会の設置等により大学、研究機関、鳥獣の  
31 管理の専門家等と連携するとともに、地域住民の理解や協力を得る。特に、指定管理鳥獣捕獲  
32 等事業を実施する場合は、鳥獣の管理に関する専門的職員を配置する。国は、都道府県の支援  
33 に努める。

## 34 35 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 鳥獣保護管理事業計画には、法第 78 条の 2 に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関  
2 する以下の事項を参酌して盛り込み、十分参照した上で、地域の实情に応じて実施する。

## 3 1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

### 4 (1) 鳥獣生息分布等調査

5 都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査す  
6 る。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図  
7 を作成する。

### 8 (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

9 都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況  
10 を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年 1 月中  
11 旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必  
12 要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等  
13 より、調査精度の向上に努める。

### 14 (3) 狩猟鳥獣生息状況調査

15 主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。  
16 狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を  
17 把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、  
18 当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣について  
19 は、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩  
20 猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

### 21 (4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

22 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び  
23 被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合  
24 にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

## 25 2 法に基づく諸制度の運用状況調査

### 26 (1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

27 鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の  
28 生息状況、生息環境、被害等の計画的・継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を  
29 検討・決定し、専門家等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は、調査目的に応じて、  
30 鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し、安全に  
31 配慮しながら実施する。

### 32 (2) 捕獲等情報収集調査

33 法鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事  
34 業での捕獲）についておいては、捕獲を行った者から、~~捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置~~

1 情報法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応  
2 じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集  
3 すべき基本的な項目を定め、報告させる。捕獲努力量、目撃数等も報告させているところで  
4 あるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・  
5 項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組  
6 みについて見直しを図る。特に、指定管理鳥獣については、これら収集した捕獲等の結果情報  
7 から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥  
8 獣捕獲等事業の効果等を評価する。

9 また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲され  
10 た際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事  
11 する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）  
12 を可能な限り報告させるの報告を求めるものとする。

### 13 (3) 制度運用の概況情報

14 都道府県が、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握する。都道府県はこの情報を鳥獣保  
15 護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

## 16 3 新たな技術の研究開発・普及

### 17 (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

18 銃猟について、従来の巻き狩りのみならず、誘引狙撃や夜間銃猟等、様々な猟法を組み合わ  
19 せた捕獲技術を開発する。わな猟について、新しい猟法の開発やICT等を活用した捕獲技術開発  
20 の普及及び錯誤捕獲の少ないくりわなやはこわなの改良を進める。また、これまで使用され  
21 ていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

22 また、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について、その開発を進める進め、  
23 普及に努める。

### 24 (2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

25 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らか  
26 にし、防護柵ICT等の新たな技術も活用しながら、被害の防止、鳥獣の忌避や防鳥網等による予  
27 防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切ななどの技術開発を進め、  
28 普及に努める。また、鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の  
29 管理、耕作放棄地の解消等等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め  
30 るめ、普及に努める。

### 31 (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

32 捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術開発を進める進め、普及に努める。

## 34 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

35 鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項として以下の事項を盛

1 り込む。

2

### 3 1 鳥獣行政担当職員

---

4 都道府県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登  
5 録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう  
6 努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、  
7 司法警察員鳥獣の制度を積極的保護若しくは管理又は狩猟の適正化に活用しつつ効果的な関す  
8 る取締りをりの事務を行う。

### 9 2 鳥獣保護管理員

---

#### 10 (1) 鳥獣保護管理員の活動について

---

11 鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する  
12 調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。鳥獣保護管理員  
13 は、鳥獣保護管理事業の実施に関し、非常勤として都道府県の事務を補助するものであって、  
14 ボランティアとは異なることから、雇用のための必要な報酬は確保する。

#### 15 (2) 鳥獣保護管理員の任命について

---

16 鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、  
17 鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

#### 18 (3) 鳥獣保護管理員の総数について

---

19 各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を  
20 前提にせず、勤務内容に応じて、必要な人数の配置を検討する。

### 21 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

---

22 鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り、適所に配置する。  
23 また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が  
24 図られるよう研修等に努める。

#### 25 (1) 人材の育成及び配置

---

##### 26 ア 都道府県職員の育成及び配置

27 鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された都道府県職員は、法に基づく各種計画の作  
28 成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、都道府県や国、大学等が実施  
29 する研修等を受講する。都道府県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警  
30 察員としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修  
31 又は情報の提供等を行う。

##### 32 イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

33 都道府県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。  
34 当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更



1 新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

## 2 ウ 市町村職員の育成

3 都道府県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被  
4 害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関  
5 する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

## 6 エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

7 都道府県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥  
8 獣の管理については、都道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者等の技術向上のための講習会等の  
9 開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、  
10 捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。また、近年増加する  
11 市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努め  
12 る。

### 13 (2) 狩猟者の数の確保と育成

14 都道府県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社  
15 会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割につ  
16 いて普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための  
17 方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

## 18 4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

19 鳥獣保護センター等は、これまで傷病鳥獣の保護等を通じた鳥獣に関する各種調査研究及び  
20 普及啓発を含む鳥獣保護管理の拠点とすることを目的に、設置、整備されてきた。

21 近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、こ  
22 れまでの機能に加え、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥獣保護及び  
23 管理の総合的な拠点として位置づけ、鳥獣保護管理センター等として既存施設の機能強化又は  
24 新たな施設整備等に努める。

## 25 5 取締り

26 狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締り  
27 を行うため、以下の方策を講じる。

28 なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力を努める。

29 (1) 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

30 (2) 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

31 ア 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこ  
32 と。

33 イ 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩  
34 猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。

35 (3) 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は  
36 採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締  
37 りを重点的に行うよう配慮する。

- 1 (4) 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、  
2 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上  
3 で領置等の捜査を行う。
- 4 (5) 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加  
5 工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。
- 6 (6) 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕  
7 獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重  
8 点的に行うよう配慮する。
- 9 (7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥  
10 獣保護管理員の動員体制を整備する。
- 11 (8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者とし  
12 てのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習  
13 会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。
- 14 (9) 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能  
15 な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。
- 16 (10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、  
17 一層の連携強化に努める。

## 18 6 必要な財源の確保

---

19 鳥獣保護管理事業の財源として、都道府県においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）  
20 における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。指定  
21 管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

## 23 第九 その他

---

24 以下について、必要な事項を記載するよう努める。

### 25 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

---

26 都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護管理事  
27 業をめぐる現状と課題を整理する。

### 28 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

---

29 地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定  
30 の地域については、その地域の保護及び管理の方向性を別途示すことができる。この場合には、  
31 鳥獣保護管理事業計画にその地域の名称、区域及び概要を示した上で、他地域とは別に方向性  
32 を示す。

### 33 3 狩猟の適正化

---

34 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護  
35 区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

## 4 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣救護については、以下の考え方を踏まえて対応する。

### (1) 目的や手法の明確化

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、感染症を含む傷病の発生原因の究明によるよりすることで効果的な予防措置を実施すること等、救護の目的及び意義を明確化することが重要である。特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する等の対応を図る。なお、大量死や異常な行動をとる個体の発生等生態系の異常及び感染症の発生状況の把握につながる情報を収集する観点から、情報の収集・把握の一元化等を図る必要がある。

### (2) 獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

傷病鳥獣の救護にあつては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民民間の参画等による普及啓発を得ていくことが重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。

### (3) 傷病鳥獣の個体の処置について

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、（１）で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は（１）で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

### (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握し、する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人獣共通・家畜の間で伝播する感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

#### (5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不相当又は困難な場合には遺伝的な<sup>かく</sup>攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への野生鳥獣の間で伝播する感染症の伝播を予防する。

### 5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

### 6 感染症への対応

~~鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。~~

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、国民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

#### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

~~人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。~~



1 —野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、  
2 死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努め  
3 る。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、や野鳥との接し方等について、住  
4 民への情報提供等情報提供や普及啓発等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発  
5 見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

## 6 (2) 豚熱 (CSF) , アフリカ豚熱 (ASF)

7 平成30年に国内で26年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認  
8 されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実  
9 施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を  
10 含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。なお、捕獲を実施する  
11 にあたっては、都道府県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生  
12 イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年12月環境省・農林水産省公表）」等に  
13 基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また、野生イノシシが豚熱ウイ  
14 ルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ご  
15 みの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局  
16 と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

17 アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感  
18 染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが我が国に侵  
19 入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部  
20 局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、  
21 万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。また、国内でアフリカ豚熱の感染が確  
22 認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整  
23 えておく。

## 24 (3) その他感染症

25 その他上記以外の野生鳥獣に関する感染症についてはについても、可能な限り、情報収集等  
26 を行い、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣保護及び管理に当たっての状況等により把握に努める。特  
27 に対応の必要性、対応方法等について検討する。

28 例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染  
29 者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での  
30 感染はないが国内で発生しているした場合には、周囲の鳥獣に異常がないかに家畜や希少鳥獣  
31 等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できる  
32 よう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病  
33 個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との  
34 情報共有に努める。

## 36 7 普及啓発

1 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

---

2 鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関  
3 する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際  
4 には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠  
5 な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するこ  
6 とが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう  
7 努める。

8 また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系へ  
9 の影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

10 (2) 安易な餌付けの防止

---

11 鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発  
12 は、以下の点について留意して推進する。

13 ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

14 イ 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施  
15 する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう  
16 十分な配慮を行う。

17 ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の  
18 管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

19 (3) 猟犬の適切な管理

---

20 猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の  
21 管理について狩猟者に注意を促す。

22 (4) 野鳥の森等の整備

---

23 探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得すること  
24 ができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等  
25 を整備するよう努める。

26 (5) 愛鳥モデル校の指定

---

27 鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。  
28 愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高  
29 等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学  
30 校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

31  
32 (6) 法令の普及の徹底

---

33 本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、  
34 パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。

## IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

---

### 第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

---

#### 1 目的

指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種特定鳥獣第二種特定鳥獣管理計画が作成された鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている都道府県において、当該鳥獣について、その生息状況、被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要がある場合において、都道府県又は国の機関が実施する。都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、あらかじめ、都道府県知事が、第二種特定鳥獣管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定めるとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内における指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行い、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び指定管理鳥獣捕獲等事業の内容を定める。

#### 2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目

---

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に記載する項目は、以下を基本とする。ただし、地域の実情に応じ、適宜項目を追加して差し支えない。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の記載項目

- 1) 背景及び目的
- 2) 対象とする指定管理鳥獣の種類
- 3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
  - ① 捕獲等の方法
  - ② 捕獲個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）
  - ③ 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）
- 7) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 8) 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 9) その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### 第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

---

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、以下の事項を盛り込む。

## 1 背景及び目的

第二種特定鳥獣管理計画の背景及び目的を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業を導入する背景や目的について、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県内や隣接する都府県における指定管理鳥獣による被害状況や指定管理鳥獣の捕獲数の推移、生息状況、個体数推定とそれを基にした可能な限りの将来予測、指定管理鳥獣による被害と生息状況の関係等を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業によって、関係する都道府県との連携も含め、都道府県による個体群管理のための捕獲等事業を強化する必要性を定める。

## 2 対象鳥獣の種類

対象鳥獣の種類については、環境大臣が指定管理鳥獣に指定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県において第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣であって、個体群管理の強化を図る必要があると認められる鳥獣について、対象鳥獣として定める。

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内とする。ただし、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定し、必要に応じて年度をまたぐことや1年を超えることも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定する。

## 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定める。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。実施区域が都府県境に位置する場合など、積極的に関係都道府県が連携を図り、取り組むものとする。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行う。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先する等、適切な役割分担がなされるよう考慮する。

## 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定める。また、必要に応じて捕獲場所



ごとの捕獲数を具体的に定める。

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込む。

### (1) 捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定める。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定める。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の~~回収方法等~~回収方法、防疫措置等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の活用等適切な方法を定める。

### (2) 捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第 18 条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第 14 条の 2 第 8 項第 1 号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定める。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、~~非鉛弾を使用することとし~~、その旨を定める。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める。

住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、~~放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより~~、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める。さらに、~~必要に応じて~~、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める。

なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、~~必要に応じて~~捕獲個体に関する情報収集に努める。

### (3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

夜間銃猟については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射に

より人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第 38 条第 1 項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、~~夜間銃猟~~を行う。

夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。

なお、具体的な内容については、法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、受託者が、~~夜間銃猟~~に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定める。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、隣接する都府県や関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定める。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。

### (1) 被害防止計画に基づく施策との連携

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実

施する。

## (2) 指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

## (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実にを行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類<sup>きん</sup>の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあつては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

## (4) 地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

## 第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行する。

### 1 関係地方公共団体との協議

法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 7 項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

### 2 利害関係人の意見の聴取

法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 5 項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を

得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。

### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

---

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 4 条第 5 項に基づき環境大臣に報告する。

### 4 国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

---

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第 14 条の 2 第 4 項において準用する第 7 条第 6 項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、法第 14 条の 2 第 3 項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

### 5 国の機関が実施する場合の手続

---

法第 14 条の 2 第 5 項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、法第 14 条の 2 第 5 項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第 14 条の 2 第 6 項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。



## 第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。~~なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の2第8項第2号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。~~

委託に当たっては、以下の考え方で行う。

### 1 委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

### 2 委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

### 3 従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第8条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の2第9項において準用する法第9条第8項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事

者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付する。  
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させる。

## 第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

---

### 1 夜間銃猟の委託と作業計画の作成

---

指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第 14 条の 2 第 8 項第 2 号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

#### (1) 夜間銃猟の実施日時

---

夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定める。

#### (2) 夜間銃猟の実施区域

---

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定める。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

#### (3) 夜間銃猟の実施方法

---

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努める。

#### (4) 夜間銃猟をする者

---

夜間銃猟をする全ての捕獲従事者について、氏名並びに狩猟免許並びに銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載した名簿を提出する。

#### (5) その他の夜間銃猟に関する配慮事項（住民の安全確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法等）

---

夜間銃猟を実施する際、住民等の安全確保のために特に必要なものとして受託者が講じる措

置や、周辺地域への注意喚起の方法について定める。具体的には、夜間銃猟の実施区域における住民等への事前の周知方法、実施の際の住民等の周知、発砲時の周囲の安全確保、事故発生時の対応等を定める。なお、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては、実施すべき安全管理対策等が異なることに留意する。

また、夜間銃猟を実施する地域の周辺に集落がある場合においては、事前に当該地区の合意を得る。

## 2 夜間銃猟の実施手続

夜間銃猟を実施する認定鳥獣捕獲等事業者においては、周知に必要な日数を勘案して、十分な余裕を持って、あらかじめ都道府県知事に夜間銃猟に関する作業計画を書面にて提出する。

都道府県知事においては、当該作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行い、当該事業者はその確認を受けたところに従って、夜間銃猟をする者として確認を受けた捕獲従事者に夜間銃猟をさせること。

都道府県知事は、夜間銃猟の作業計画について、受託者が現地の状況を確認しながら、実施日時や実施区域、実施方法を具体的に示していることを確認するとともに、夜間銃猟の必要性や効率性、安全性の観点からの適切性に留意しつつ、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認を行う。特に、夜間銃猟をする者については、夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合するものとして認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者のうち、夜間銃猟の捕獲従事者としての基準を満たす者であることを確認する。

なお、都道府県知事が、夜間銃猟の受託者が作成した作業計画を確認する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に沿ったものであっても、個別具体的な事情等に鑑み、安全確保の措置について不測の事態が生じ得るものであることから、確認の段階で都道府県公安委員会及び実施区域に係る市町村の意見を聴取する等、十分な調整を行う。

## 第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した都道府県及び国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者等から捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集して当該事業の成果を検証する。特に、夜間銃猟の実施後には、専門家、関係者等の意見を踏まえて当該事業の成果を評価し、夜間銃猟の効果を検証する。

さらに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等について検討する。

また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した場合においてはその結果も踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果・妥当性等も考慮し、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者も活用することが望ましく、必要に応

じて外部の専門家と連携して実施する。

国は、各都道府県における指定管理鳥獣捕獲等事業による取組の進捗状況等を把握し、情報共有に努める。



# 山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の概要について

鳥獣保護管理法\*1 第 4 条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成 28 年 10 月告示第 100 号)」を踏まえて本計画を定めるもの。

\* 1 : 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 1 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (5 年間)

## 2 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項

### (1) 鳥獣保護区、特別保護地区の指定

【県指定鳥獣保護区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 89, 213ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 80, 847ha

【うち特別保護地区の指定計画】〈第 11 次計画末〉 5, 568ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 5, 568ha

- 鳥獣保護区の指定区域で狩猟を禁止し、このうち特に生息環境の保全の必要がある区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境を保全。
- イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類の生息地等は、原則として 20 年の期間で指定・更新
- イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマが増加し、狩猟による捕獲が必要になった鳥獣保護区については、区域を縮小又は廃止

### (2) 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定【新設】

【狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画】〈第 11 次計画末〉 0ha ⇒ 〈第 12 次計画末〉 7, 720ha

- イノシシ等の増加を理由に縮小又は廃止する鳥獣保護区の区域について、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマを除き狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として新たに指定

## 3 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### (1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣	絶滅危惧種など希少な鳥獣	環境大臣指定の希少鳥獣(イヌワシなど)	⇒ (環境大臣が捕獲許可)
		県レッドリストの絶滅危惧種(フクロウなど)	⇒ 生息状況等に応じて保護を推進
狩猟鳥獣	狩猟の対象として資源的価値を有する鳥獣で環境大臣が指定(ツキノワグマなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進
外来鳥獣等	本来本県を生息地とせず、人が海外等から持ち込んだ鳥獣(アライグマなど)		⇒ 根絶・抑制するために積極的な捕獲を推進
指定管理鳥獣	全国的に生息数等が増加する鳥獣で環境大臣が指定(イノシシ、ニホンジカ)		⇒ 積極的な捕獲により適切な管理を推進
一般鳥獣	上記以外の鳥獣(ニホンザルなど)		⇒ 生息状況、被害発生状況に応じ保護・管理を推進

### (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### ① 県が定める管理計画に基づく個体数の調整を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ
- 〈捕獲する数〉対象種について定める管理計画に基づき市町村毎に定める数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

#### ② 鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害の防止を目的とする捕獲の許可基準

- 〈対象種〉現に被害を発生させ又はそのおそれのある鳥獣
- 〈捕獲する数〉被害防止の目的を達成するために必要な数
- 〈許可対象者〉銃猟免許等の狩猟免許を所持する者及びこれを従事者とする市町村等の法人

許可対象者の範囲を拡大

狩猟免許を所持していなくとも許可の対象に含める者

第 1 1 次計画の範囲	第 1 2 次計画で新たに加える範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自宅内で小型鳥獣を捕獲する被害者</li> <li>○ 卵の手取りやドライアイス処理等を行う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自らの事業地で小型箱わな等を用いてアライグマ、ハクビシン等の小型鳥獣を捕獲する農林業者</li> <li>○ 自らの事業地で囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカを捕獲する農林業者</li> <li>○ 巣の撤去に伴い、カラス、ドバト等のヒナ・卵を捕獲・採取する者</li> </ul>

#### ③ その他の目的で行う捕獲の許可基準

- ⇒ 学術研究、傷病鳥獣の保護、動物園展示、人工養殖、伝統的祭礼等の捕獲目的を遂行するために必要な対象種、捕獲する数、許可対象者等を設定

## 4 その他の記載事項

### (1) 管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)の作成方針

- 第 12 次計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシに加え、本県で生息が拡大しているニホンジカの生息数の減少と行動域の抑制を目的に管理計画を策定。

### (2) 特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域の指定

- 人への危険防止が必要な場所を特定猟具使用禁止区域に指定(10, 847ha)し、銃猟等を禁止。
- 鉛散弾による環境汚染が懸念される場所を指定猟法禁止区域に指定(338ha)し、鉛散弾の使用を禁止。

### (3) 鳥獣の生息状況の調査の実施

- 希少鳥獣の生息状況、ガン・カモ等の渡来数、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ等特に管理が必要な鳥獣の生息数・行動域等を把握するために各種調査を実施。

### (4) その他、鳥獣保護管理事業の実施体制、普及啓発など

- 鳥獣保護区の管理等を担う鳥獣保護管理員(52 名)を任命、狩猟者の育成・確保を推進。
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応、鳥獣との接し方等への普及啓発を推進。

## 山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の変更 (R2. 4. 1~) の概要について

### 1. 目的

近年、県内ではイノシシの生息域拡大に伴い、イノシシの農作物被害額が急増しているほか、鳥類やサルなどによる果樹等の農作物被害も継続的に発生している。

市町村、農業団体等からの捕獲許可期間延長の要望を踏まえ、継続的な捕獲を可能とするため「山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」の一部を変更し、鳥獣の捕獲許可期間を延長する。

### 2. 鳥獣の捕獲等に係る許可基準の一部変更について

#### (1) 鳥類の捕獲及び鳥類の卵の採取等の捕獲許可期間の変更 (延長) について

農作物や内水面漁業被害が多い時期に、継続的な捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「6 カ月以内」に変更する。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ○ スズメ、ムクドリ等 (30 日以内) | } ⇒ 6 カ月以内に変更 |
| ○ カワウ等 (90 日以内)      |               |
| ○ 鳥類の卵の採取等 (60 日以内)  |               |

#### (2) 獣類の捕獲許可期間の変更 (延長) について

イノシシ等の大型獣類は、通年の捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「1 年以内」に変更する。

タヌキ等の中型獣類は、農作物や生活環境被害が多い時期に、継続的な捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「6 カ月以内」に変更する。

- |                                    |                    |
|------------------------------------|--------------------|
| ○ <u>イノシシ、ニホンジカ</u> (90 日以内)、      | ⇒ <u>1 年以内に変更</u>  |
| <u>ニホンザル<sup>※1</sup></u> (30 日以内) |                    |
| ○ <u>タヌキ、ハクビシン等</u> (90 日以内)       | ⇒ <u>6 カ月以内に変更</u> |

※1 ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四 5 (1) 規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができるものとする。(計画を定めない場合は 30 日以内)

#### (3) 許可基準に定めていない鳥獣の規定の整備

許可基準に定めていない鳥獣による農作物被害等に迅速に対応するため、「その他の鳥獣<sup>※2</sup>」の許可基準を新たに規定し、捕獲許可期間を 30 日以内とする。

※2 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第 4 条第 1 項に規定する「鳥獣被害防止計画」の捕獲等に関する事項に記載されている鳥獣 (カモシカを除く。) に限る。

### 3. その他規定の整備

- ・ 山形県ニホンジカ管理計画の策定に伴う規定の整備
- ・ 改元に伴う元号の変更

#### ◎当該計画変更の効果

有害捕獲許可期間の延長により、農作物被害が多い時期に継続的な捕獲を可能とし、切れ目のない通年の捕獲対策の推進に寄与している。

# 山形県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画

平成 2 9 年 3 月

(平成 3 0 年 3 月一部変更)

(令和 2 年 3 月一部変更)

山 形 県

# 目次

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 前計画期末の状況	1
(2) 方針	1
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	4
(1) 前計画期末の状況	4
(2) 方針	4
(3) 特別保護地区指定計画	6
3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定	7
(1) 方針	7
(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画	7
4 休猟区の指定	7
(1) 前計画期末の状況	7
(2) 方針	7
5 鳥獣保護区の整備等	7
(1) 方針	7
(2) 整備計画	8
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	8
1 鳥獣の人工増殖	8
(1) 方針	8
2 放鳥獣	8
(1) 前計画期末の状況	8
(2) 方針	8
(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	8
(4) 放獣計画	8
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	9
(1) 希少鳥獣	9
(2) 狩猟鳥獣	9
(3) 外来鳥獣等	9
(4) 指定管理鳥獣	9
(5) 一般鳥獣	9
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可に当たっての条件の考え方	10
(3) わなの使用に当たっての許可基準	12
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	12
3 学術研究を目的とする場合	12
(1) 学術研究	12
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	13
4 鳥獣の保護を目的とする場合	13
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合	13
(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合	13



5	鳥獣の管理を目的とする場合	14
(1)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	14
(2)	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	16
6	その他特別の事由の場合	23
(1)	許可基準	23
(2)	許可しない場合の考え方	24
(3)	許可に当たっての条件の考え方	24
7	捕獲許可した者への指導	24
(1)	捕獲物又は採取物の処理等	24
(2)	捕獲等又は採取等の情報の収集	24
(3)	従事者の指揮監督	24
(4)	危険の予防	24
(5)	錯誤捕獲の防止	24
8	許可権限の市町村長への委譲	24
(1)	条例に基づく許可権限の委譲	24
(2)	被害防止計画に基づく許可権限の委譲	24
(3)	市町村の事務処理に対する助言	24
9	鳥類の飼養登録	25
(1)	方針	25
(2)	飼養登録事務の処理	25
(3)	飼養適正化のための指導内容	25
10	販売禁止鳥獣等の販売許可	25
(1)	許可の考え方	25
(2)	許可の条件	25
11	住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	25
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	26
1	特定猟具使用禁止区域の指定	26
(1)	方針	26
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画	26
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳	27
2	特定猟具使用制限区域の指定	27
3	猟区設定のための指導	27
4	指定猟法禁止区域の指定	27
(1)	方針	27
(2)	許可の考え方	28
(3)	条件の考え方	28
(4)	指定猟法禁止区域指定内訳	28
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	28
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	28
2	第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針	28
(1)	計画の作成方針	28
(2)	計画に基づく施策の方針	28
(3)	第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針	29
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	29
1	基本方針	29
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	29
(1)	方針	29
(2)	鳥獣生息分布調査	29
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	30
(4)	狩猟鳥獣生息調査	30

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	3 0
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	3 1
(1) 鳥獣保護区の指定・管理等調査	3 1
(2) 捕獲等情報収集調査	3 1
(3) 制度運用の概況調査	3 1
4 放射性物質検査	3 1
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	3 1
1 鳥獣行政担当職員	3 1
(1) 方針	3 1
(2) 設置計画	3 2
(3) 研修計画	3 2
2 鳥獣保護管理員	3 2
(1) 方針	3 2
(2) 設置計画	3 2
(3) 年間活動計画	3 3
(4) 研修計画	3 3
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	3 3
(1) 方針	3 3
(2) 研修計画	3 3
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	3 3
4 鳥獣保護センター等の設置	3 4
(1) 方針	3 4
5 指導	3 4
(1) 方針	3 4
(2) 年間計画	3 4
6 必要な財源の確保	3 4
第十 その他	3 4
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	3 4
2 狩猟の適正管理	3 5
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	3 5
4 感染症への対応	3 5
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	3 5
(2) その他の感染症	3 6
5 普及啓発	3 6
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	3 6
(2) 野鳥の森等の整備	3 7
(3) 安易な餌付けの防止	3 7
(4) 小中学生を対象にした普及啓発	3 7
(5) 法令の周知徹底	3 7
附属資料	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第1条の目的を達成するため、法第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成28年10月告示第100号)」を踏まえ、山形県第12次鳥獣保護管理事業計画を下記のとおり定めるものとする。

はじめに

本県には豊かな自然の中、多様な鳥獣相が形づくられており、全国で確認されている鳥類約550種のうち本県では約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。

本県は、県土面積（約93万ha）の約72%（約67万ha）が森林であり、この約46%が広葉樹林で構成され、これには全国一の面積（約15万ha）を誇るブナの天然林が含まれる。こうした豊かな森林は、多様な鳥獣の生息に適した環境を有し、食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカといった絶滅危惧種（環境省又は本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣をいう。以下同じ。）の希少な猛禽類の全国有数となる生息を支えている。

一方で、明治・大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ、ニホンジカが県内全域で急激に分布を回復しており、飛来数が増加しているカワウとともに農林水産業に対する被害の増加が懸念されている。このような在来種の鳥獣の急増は、アライグマなど外来鳥獣の侵入と同様に生態系に対する影響も懸念される。

また、ニホンザル、ツキノワグマが人の生活領域に出没する傾向を強めているとともに、カラスやスズメ、ムクドリなどによる農業被害は依然として大きく、人と鳥獣とのあつれきの増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、希少な鳥獣については、その生息環境を良好な状態に保全する一方、人の生活や生態系とのバランスを失わせつつある鳥獣については、急激な個体数の増加や生息域の拡大を抑制し、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、適正に保護管理事業を実施していくものとする。

## 第一 計画の期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の指定は鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度で、これまで積極的にその指定に努めてきたところであり、県全体の鳥獣保護区の指定面積は、県指定（89,213ha）、国指定（30,253ha）合計で119,466haと県土面積932,346haの約13%を占めている。

しかし、イノシシによる農業被害やツキノワグマの出没の増加に伴い、その生息地にあたる鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められるようになり、区域の縮小又は更新の取りやめに至る事例が生じている。

#### (2) 方針

##### ア 指定に関する方針

##### (ア) 新規区域の指定

イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類について、県内の生息地を確認し、その生息を保護するため、営巣地や餌場等、当該種の繁殖等に必要となる区域を把握し、それらが含まれるよう鳥獣保護区の新設又は区域の拡大に努めるものとする。生息環境を安定して保全するため、新設の場合の存続期間は原則として20年とする。

##### (イ) 既存区域の指定更新

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として存続期間の更新を行うものとする。

この場合、森林鳥獣生息地や大規模生息地のうち、希少な猛禽類の生息地であって生息

環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は山形県自然環境保全条例（昭和48年3月24日山形県条例第21号）第7条第1項の規定により指定した山形県自然環境保全地域（以下、「自然環境保全地域」という。）の区域を含む鳥獣保護区については、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

ただし、鳥獣保護区に生息する鳥獣によって周辺地域に被害を発生させることが確認され、狩猟による捕獲圧を確保する必要があると判断される場合、その鳥獣保護区の区域を縮小し又は更新取りやめを検討するものとする。なお、この場合、法第12条第2項の規定により被害を発生させる狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定することを検討するものとする。

## イ 指定区分ごとの方針

### （ア） 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類をはじめ、森林に生息し又は森林を餌場にする鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であつて生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

### （イ） 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であつて生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

### （ウ） 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

### （エ） 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

### （オ） 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅危惧種にあたる鳥獣若しくは準絶滅危惧種（NT）、情報不足（DD）又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として環境省又は本県が作成した最新のレッドリストに掲載されている鳥獣の生息地であつて、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

### （カ） 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

### （キ） 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。



(3) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣保 護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						
				29年度	30	元	2	3	計(B)	
森林鳥獣生息地	箇所		32	箇所						0
	面積		68,020ha	変動面積						0ha
大規模生息地	箇所		1	箇所						0
	面積		13,795ha	変動面積						0ha
集団渡来地	箇所		1	箇所						0
	面積		353ha	変動面積						0ha
集団繁殖地	箇所		1	箇所						0
	面積		276ha	変動面積						0ha
希少鳥獣生息地	箇所			箇所						0
	面積			変動面積						0ha
生息地回廊	箇所			箇所						0
	面積			変動面積						0ha
身近な鳥獣生息地	箇所		19	箇所						0
	面積		6,769ha	変動面積						0ha
計	箇所		54	箇所						0
	面積		89,213ha	変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域を減少する鳥獣保護区						
	29年度	30	元	2	3	計(C)	29年度	30	元	2	3	計(D)
箇所						0	1	1	1	2		5
変動面積						0ha	5ha	960ha	11ha	602ha		1,578ha
箇所						0	1					1
変動面積						0ha	8ha					8ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0	1					1
変動面積						0ha	20ha					20ha
箇所	0	0	0	0	0	0	3	1	1	2	0	7
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	33ha	960ha	11ha	602ha	0ha	1,606ha

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計(E)	計画期間中 の増△減*	計画終了時 の鳥獣保護 区**
		29年度	30	元	2	3			
森林鳥獣生息地	箇所		1		1		2	-2	30
	変動面積		4,061ha		2,699ha		6,760ha	-8,338ha	59,682ha
大規模生息地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	-8ha	13,787ha
集団渡来地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	353ha
集団繁殖地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	276ha
希少鳥獣生息地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
生息地回廊	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所						0	0	19
	変動面積						0ha	-20ha	6,749ha
計	箇所	0	1	0	1	0	2	-2	52
	変動面積	0ha	4,061ha	0ha	2,699ha	0ha	6,760ha	-8,366ha	80,847ha

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

既指定鳥獣保護区の変更計画											
年度	設定区分	鳥獣保護区名	番号	所在地	変更区分	指定面積の移動			変更後指定期間	変更理由	
						移動時の面積	移動面積	移動後の面積			
H29	大規模生息地	飯豊山	4	小国町	期間更新	13,795	-8	13,787	H29.11.1から R19.10.31まで	20年	錯誤
				飯豊町							
	森林鳥獣生息地	桂谷	13	鶴岡市	期間更新	393	0	393	H29.11.1から R19.10.31まで	20年	
		立谷沢	26	庄内町	期間更新	1,804	0	1,804			
		柴倉	29	小国町	期間更新	1,881	0	1,881			
		葉山	37	大蔵村	期間更新	1,090	0	1,090			
愛染峠	38	白鷹町	期間更新	1,737	-5	1,732		錯誤			
身近な鳥獣生息地	左沢	51	大江町	期間更新	94	-20	74	H29.11.1から R9.10.31まで	10年	錯誤	
H30	森林鳥獣生息地	蔵王	11	山形市	区域変更	6,204	-960	5,244	H30.11.1から R20.10.31まで	20年	鳥獣の生息状況の変化
				上市市							
	山寺雨呼山	12	山形市 天童市	満了	4,061	-4,061	0			鳥獣の生息状況の変化	
身近な鳥獣生息地	鮎貝	55	白鷹町	期間更新	550	0	550	H30.11.1から R10.10.31まで	10年		
R1	森林鳥獣生息地	鳥海	10	酒田市	期間更新	2,418	0	2,418	R1.11.1から R21.10.31まで	20年	
				遊佐町							
		高坂	34	真室川町	期間更新	2,406	0	2,406	R1.11.1から R21.10.31まで	20年	
		木地山、野川	35	長井市	区域変更	2,909	-11	2,898	R1.11.1から R11.10.31まで	10年	ダム工事に伴う減小
大平山	39	白鷹町	期間更新	520	0	520	R1.11.1から R11.10.31まで	10年			
R2	森林鳥獣生息地	関山	32	東根市	満了	2,699	-2,699	0			鳥獣の生息状況の変化
		今神	33	戸沢村	期間更新	648	-6	642	R2.11.1から R22.10.31まで	20年	錯誤
	身近な鳥獣生息地	大沼	47	山形市 山辺町	期間更新*	941	-596	345	R2.11.1から R12.10.31まで	10年	鳥獣の生息状況の変化
		三瀬	48	鶴岡市	期間更新	120	0	120	R2.11.1から R22.10.31まで	20年	
		田麦野	54	天童市	期間更新	35	0	35	R2.11.1から R12.10.31まで	10年	
R3	身近な鳥獣生息地	基点	56	村山市	期間更新	384	0	384	R3.11.1から R13.10.31まで	10年	
合計	20箇所				44,689	-8,366	36,323				

\* 縮小により指定解除される地域について、銃猟による危険を防止するための措置を講じる。

2 特別保護地区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められる区域を指定する特別保護地区の指定面積は、県指定(5,568ha)、国指定(4,600ha)合計で10,168haと鳥獣保護区指定面積119,486haの約9%となっている。

特別保護地区は、主に山岳の山頂部や稜線部、河川の最上流部を含めた区域であって、人が居住する地域から離れた区域を指定していることから、鳥獣による被害の発生等を理由にした区域の縮小又は指定取りやめの事例はない。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

鳥獣保護区内において、希少な猛禽類の営巣地であるなど、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区の指定に努めるものとする。特別保護地区の存続期間は鳥獣保護区の存続期間と同一の期間とする。

(イ) 期間満了となる区域の指定

第12次鳥獣保護管理事業の計画期間中において期間満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況等に応じ、原則として再び指定を行うものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類の営巣地など、良好な鳥獣の生息環境となっている区域の新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該鳥獣保護区において必要と認められる中核的地区に対する新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の移動路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について、住民生活への影響を十分考慮のうえ、指定の必要性を検討する。

(3) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分	特別保護地区 設定の目 標	既設特別保護 地区 (A)	本計画期間に指定する特別保護地区					計(B)
			29年度	30	元	2	3	
森林鳥獣生息地	箇所	8		1	2			3
	面積	4,279ha	変動面積	944ha	438ha			1,382ha
大規模生息地	箇所	1		1				1
	面積	1,289ha	変動面積	1,289ha				1,289ha
集団渡来地	箇所							0
	面積		変動面積					0ha
集団繁殖地	箇所							0
	面積		変動面積					0ha
希少鳥獣生息地	箇所							0
	面積		変動面積					0ha
生息地回廊	箇所							0
	面積		変動面積					0ha
身近な鳥獣生息地	箇所							0
	面積		変動面積					0ha
計	箇所	9		1	1	2	0	4
	面積	5,568ha	変動面積	1,289ha	944ha	438ha	0ha	2,671ha

	本計画期間に区域拡大する特別保護地区					本計画期間に区域を減少する特別保護地区 (設定区分の変更を含む)						
	29年度	30	元	2	3	計(C)	29年度	30	元	2	3	計(D)
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

区 分		本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)					計画期間中 の増△減*	計画終了時 の特別保護 地区**
		29年度	30	元	2	3		
森林鳥獣生息地	箇所		1	2			3	0
	変動面積		944ha	438ha			1,382ha	0ha
大規模生息地	箇所	1					1	0
	変動面積	1,289ha					1,289ha	0ha
集団渡来地	箇所						0	0
	変動面積						0ha	0ha
集団繁殖地	箇所						0	0
	変動面積						0ha	0ha
希少鳥獣生息地	箇所						0	0
	変動面積						0ha	0ha
生息地回廊	箇所						0	0
	変動面積						0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所						0	0
	変動面積						0ha	0ha
計	箇所	1	1	2			4	0
	変動面積	1,289ha	944ha	438ha			2,671ha	0ha

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

ア 特別保護地区の指定計画

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに特別保護地区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな特別保護地区の指定を検討していくものとする

イ 既指定特別保護地区の再指定計画

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区	設定後の 設定期間	
	設定区分	番号	鳥獣保護区名称	面積 ha	面積 ha		
H29	大規模生息地	4	飯豊山	13,795	1,289	H29.11.1から R19.10.31まで	20年
H30	森林鳥獣生息地	11	蔵王	5,244	944	H30.11.1から R20.10.31まで	20年
R1	森林鳥獣生息地	10	鳥海	2,418	178	R1.11.1から R21.10.31まで	20年
		35	木地山、野川	2,898	260	R1.11.1から R11.10.31まで	10年
R2	該当なし						
R3	該当なし						
合 計			4箇所	24,355	2,671		



### 3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定

#### (1) 方針

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）を指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

#### (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

(第5表)

年度	狩猟鳥獣捕獲禁止区域予定の名称	番号	所在地	区分	指定面積	指定期間		備考
					(ha)			
H30	蔵王	1	山形市	新規	960	H30.11.1から R10.10.31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
	山寺雨呼山	2	山形市 天童市	新規	4,061			
R2	関山	3	東根市	新規	2,699	R2.11.1から R12.10.31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
合計	3箇所				7,720			

### 4 休猟区の指定

#### (1) 前計画期末の状況

県内に休猟区はない。

休猟区の指定効果について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から休猟区の指定を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少していることを理由に、第10次鳥獣保護事業計画以降、休猟区の指定は行っていない。

#### (2) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において、新たな休猟区の指定は原則として行わない。ただし、本県が第二種特定鳥獣に指定する狩猟鳥獣が被害を発生させることを理由に鳥獣保護区を縮小し又は更新を取りやめる場合、鳥獣保護区の従前の区域を休猟区に指定し、法第14条第1項による特例を適用させることを検討することとする。また、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、狩猟鳥獣等が明らかに減少している区域が見つかった場合は、休猟区の指定を検討するものとする。

### 5 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区等（狩猟鳥獣捕獲禁止区域を含む）について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努める。

新規に指定する鳥獣保護区等がある場合は、狩猟期間前に境界を優先して標識類の設置を行い、区域の拡大又は縮小を行う場合は、移動する境界の標識類を移動させ、又は新規補充するものとする。

存続期間の更新を行わない鳥獣保護区等がある場合は、原則として、狩猟期間前に標識等を撤去するものとする。

観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区等全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区等内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

## (2) 整備計画

### ア 管理施設の設置箇所数等(新規及び更新)

(第6表)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量
標識類 制札	10	50	4	65	6	35	5	25	1	10
木標	4	10	2	15	2	5	1	5	1	5

### イ 利用施設の整備

(第7表)

区 分	実施年度	整備予定保護区の名称	整備内容	備考
観察路、観察舎等の整備	平成14年度	蔵王鳥獣保護区	野鳥の森観察小屋の修繕	

### ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鳥獣保護管理員等	箇所数	56	56	56	56	56
	人数	52	52	52	52	52

## 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

### 1 鳥獣の人工増殖

#### (1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているヤマドリ、キジ等について人工増殖を行う者に対し、以下に配慮して指導するものとする。

ア 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

イ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

### 2 放鳥獣

#### (1) 前計画期末の状況

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているキジ、ヤマドリについて自然状態における生息動向等を検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17年度から放鳥を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。

調査の結果、放鳥休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、県として第10次鳥獣保護事業計画以降、キジ・ヤマドリの放鳥は行わないこととしている。

#### (2) 方針

第12次鳥獣保護管理事業計画期間中において、県として人工増殖した個体の放鳥は行わない。

個体数減少により増加させる必要が生じた狩猟鳥類がある場合、人工増殖及び放鳥による遺伝的になく乱の防止を図る観点から、法第12条第2項による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限等、当該鳥類の保護規制により個体数の回復を図ることを優先するものとする。

#### (3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

なし。

#### (4) 放獣計画

狩猟鳥獣である哺乳類について、原則として人工増殖した個体の放獣は行わないものとする。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

ア 本県における希少鳥獣（以下、「山形県希少鳥獣」という。）とは、本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類、Ⅱ類又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に該当する鳥獣であって、法第2条第4項により環境省令で定める希少鳥獣及び同条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣を除くものとする。

（第9表）

	山形県希少鳥獣	山形県レッドリスト 掲載カテゴリ
鳥類	カラスバト、ヒクイナ、ヘラシギ、コアジサシ、ハシブトウミガラス、ウミガラス、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、イヌワシ、ブッポウソウ、チゴモズ、アカモズ、コシアカツバメ、セッカ、コジュリン	絶滅危惧ⅠA類 (CR)
	ハクガン、シジュウカラガン、コクガン、オオハム、コウノトリ、クロサギ、カラシラサギ、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、キバシリ、オオジュリン	絶滅危惧ⅠB類 (EN)
	ヨシゴイ、タンチョウ、ナベヅル、ケリ、シロチドリ、オオジシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ツミ、アオバズク、トラフズク、ヤマセミ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、ホシガラス、ヒバリ、コヨシキリ、コマドリ、イワヒバリ、セグロセキレイ、ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
	飛島と周辺の島々のウミネコ繁殖個体群	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
獣類	ニホンジネズミ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

※ 最新のレッドリストは2018年度改定版

イ 山形県希少鳥獣については、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて適切な保護を図る。

#### (2) 狩猟鳥獣

ア 狩猟鳥獣については、生息状況等や被害状況等の把握に努め、必要に応じて保護又は管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 被害防止の目的で行う捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及びその推進により、地域個体群の存続を図りつつ、被害の防止を図る。

#### (3) 外来鳥獣等

国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された外来鳥獣及び県内に本来生息地を有しておらず、人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲を推進し被害の防止を図る。

#### (4) 指定管理鳥獣

ア 法第2条第5項により、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況や被害状況等の把握に努め、適切な管理を図る。

また、関係行政機関からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産等又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき捕獲等の目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の一般鳥獣については、調査等により生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

- ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画(法第7条の4に基づき環境大臣が定める計画)に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(第10表)

捕獲等又は採取等の目的	許可する場合の基本的考え方
①学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
②鳥獣の保護を目的とする場合	
1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合	第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。
2) その他鳥獣の保護を目的とする場合	ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 鳥獣行政担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。 イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
③鳥獣の管理を目的とする場合	
1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために



		必要な範囲内で行われるものとする。
	2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
④その他特別な事由を目的とする場合		上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。
	1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
	2) 愛玩のための飼養の目的	個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別な事由があると知事が認めるものに限る）で捕獲する場合。 なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。
	3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
	4) 鶺鴒飼養への利用の目的	鶺鴒飼養者が飼養に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
	5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
	6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請にあっては、以下の基準を満たす場合に許可する。

(第11表)

使用目的	基準
(ア) 獣類の捕獲等を目的とする許可申請の場合((ウ)の場合を除く)	1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。
(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合	くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア)1)の基準に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
(ウ) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申請の場合	箱わなに限るものとする。

※ (イ)について、有害鳥獣捕獲の場合、第四の5(2)ウ(イ)e(b)ii(ii)に規定。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項の規定に基づく標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少な猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 許可基準

(第12表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準				捕獲方法	捕獲等又は採取等後の措置
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間		
<p>学術研究 研究の目的及び内容が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア)主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない</p> <p>(イ)鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(ウ)主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>(エ)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p>	知事 (区域を管轄する総合支庁長の所管)	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	研究の目的を達成するために必要な種類又は数 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究をする場合には、適切な種類又は数とする。	研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域(特定猟具を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	1年以内	<p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>(イ)殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。</p> <p>なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短時間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p>	<p>捕獲・採取後の措置が原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(ア)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。</p> <p>(イ)個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p> <p>(ウ)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。</p>

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

ア 許可基準

(第13表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法	
標識調査（環境省足環を装着する場合）	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又はこれらから委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む）	鳥類各種 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、1,000羽以内、その他の者においては、500羽以内。 ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	1年以内	原則として、網、わな、手捕	

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画の定めがないため、これに基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲の許可は行わないものとする。

(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

ア 許可基準

(第14表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む）	必要と認められる種類及び数	申請者の職務上必要な区域。	1年以内	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的		国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む）、鳥獣保護管理員、野生鳥獣救護所運営者		必要と認められる区域。			

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可基準

(第15表)

捕獲の目的	許可基準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法
ニホンザル管理計画に基づく数の調整	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とすること。	ニホンザル捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域	1年以内	銃、わな（銃の場合は散弾銃の使用を原則とする。群れの全体数の捕獲を目的に囲いわなを用いる場合はニホンザル管理計画の定めによる。）
ツキノワグマ管理計画に基づく数の調整	市町村長とすること。	ツキノワグマ捕獲数はツキノワグマ管理計画に基づき年度毎に定める数以下であること。	市町村の区域	春季（3月～5月中旬）のうち30日以内	銃
イノシシ管理計画に基づく数の調整	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とすること。	イノシシ捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域	1年以内	銃、わな（原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外であって、（オ）の規定による。）

(ア) 許可対象者

原則として銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者、及びこれらの者を従事者とする法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ）とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網又はわな）による法人に対する許可であって、次の(a)～(d)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も従事者として許可の対象とする。

- a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 県が定める第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣（以下、「第二種特定鳥獣」という。）を対象とする。
- b 捕獲等の数は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき年度毎に定める数とする。市町村が市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を定めた鳥獣にあっては、その鳥獣を対象に市町村が個体数の調整を実施する場合、市町村実施計画に定める数を当該年度の上限とする。

(ウ) 期間

- a 原則として1年間以内とする。ただし、ツキノワグマについては、30日以内とする。
- b 第二種特定鳥獣以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。

(エ) 区域

- a 原則として市町村の区域内に限るものとする。ただし、市町村境において捕獲等を実施する等、必要と認められる場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。
- b 鳥獣保護区における捕獲等は、特に第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲等に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に必要性が認められる場合を除き捕獲等を許可しないこと。

(オ) 方法

a 銃

- (a) ライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンザル、イノシシの捕獲等は、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限ること。
- (b) ニホンザルについては散弾銃の使用を原則とする。ライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- (c) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。  
また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

b わな

- (a) わなによるイノシシの捕獲等においては、ツキノワグマやカモシカ等についての錯誤捕獲の発生を防止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等に関し、iの基準を満たすことを条件に許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)

i 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
- ・わな上部に一辺 30cm 以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例：リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

- (b) くくりわなは、種を特定して捕獲等することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が多く、捕獲後の対応が困難となる状況が生じており(附属資料1参照)、捕獲等又は放獣作業における人身事故の発生が懸念される。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

(カ) その他の条件等

- a 第二種特定鳥獣に関する捕獲基準等については、(ア)～(オ)のほか、第二種特定鳥獣管理計画で定める。
- b 捕獲体制については、イの規定を満たしていることが確認できること。
- c 許可事務手続きの詳細については、山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領に定める。

イ 捕獲体制の整備等

(ア) 指導方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成に向けて適切かつ安全な捕獲等の実施を図る。

また、捕獲等を実施する地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。

特に市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

指導する実施体制	対象鳥獣名	捕獲の対象区域
捕獲班の編成	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ	被害発生市町村の区域
捕獲班の編成	ニホンザル、イノシシ	被害発生市町村の区域を超える広域的な区域

(ウ) 安全確保のための指導事項

- a 捕獲等の実施にあたっては、事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期すること。



- b 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期すること。
- c 隣接市町村等広域的な地域で捕獲等を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切かつ安全な捕獲に万全を期すること。
- d 捕獲等の従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつけること。
- e 捕獲等の従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入すること。
- f 捕獲等に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつけること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害((2)において「被害」という。)の防止の目的の許可においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合((2)において「予察」という。)についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

イ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

- a 農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。
- b 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、特に適正な管理に努めるものとする。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

- a 鳥獣の生態や被害地域の状況を踏まえ、有識者や地域の実情に詳しい地元猟友会員等の助言を得ながら、上記方針に基づき適切かつ効果的な防除方法の検討を図るものとする。
- b 農林水産業等への被害、生活環境又は生態系への影響を及ぼす鳥獣について、被害防除対策を実施するとともに、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣においては地域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等適切な管理に努めるものとする。

ウ 被害防止の目的による捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

a 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できない場合に必要範囲で行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は原則として行わないものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る観点から、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- b 許可しない場合の考え方  
 第四の2(1)によるものとする。
- c 許可に当たっての条件の考え方  
 第四の2(4)によるものとする。
- d 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項  
 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。  
 また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により適正に実施されるよう対処するものとする。
- (a) 錯誤捕獲防止の推進  
 i 県内において、有害鳥獣捕獲におけるわな設置が増加し、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。  
 ii 対象種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。
- (b) 事故防止の推進  
 i わなを使用した捕獲を行う場合、人身被害を助長しないよう、設置場所については人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。  
 ii わなでの捕獲については、子グマがわなに錯誤捕獲され、周辺に親グマがいる場合があるため、箱わな又はくりわなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。
- (イ) 許可基準

(第17表)

許可権者	鳥獣名等	許可基準									
		許可対象者	期間	区域	方法	留意事項					
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	aのとおり	cのとおり	dのとおり	銃、箱わな、網	fのとおり					
	カルガモ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ				6カ月以内		銃、網				
	ツキノワグマ（現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。）				30日以内		銃、箱わな				
	ノウサギ						銃、網				
知事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト				aのとおり		cのとおり	dのとおり	銃、箱わな、網	fのとおり	
	サギ類、カワウ								6カ月以内		銃、網
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類（カルガモ除く）								30日以内		銃、箱わな
	ツキノワグマ								30日以内		銃、わな
	ニホンザル								1年以内（※2）		銃、わな
	イノシシ								1年以内		銃、わな
	ニホンジカ								6カ月以内		銃、箱わな
	タヌキ、ハクビシン								30日以内		銃、わな
	アライグマ	6カ月以内	法定猟法以外の方法								
	その他の鳥獣（※1）	30日以内	銃、わな								
	鳥類の卵の採取等	6カ月以内	法定猟法以外の方法								
市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	30日以内	対象鳥獣の種類による方法									

(※1)「その他の鳥獣」については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する「鳥獣被害防止計画」の捕獲等に関する事項に記載されている鳥獣(カモシカを除く。)に限る。

(※2)ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四5(1)規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を1年以内とすることができるものとする。(計画を定めない場合は30日以内)

#### a 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた個人又は法人であって、銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者(装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。)、銃器の使用以外の方法による場合(法定猟法以外の方法であって、鳥類の卵の採取等を行う場合その他別に定める場合を除く。)は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法(網及びわな等)による捕獲許可申請であって、次の(a)～(d)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする。

(a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

i 住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内において捕獲する場合。

ii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。

(b) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

(c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合であって、以下のi～iiiの条件を全て満たす場合。

i ツキノワグマ等他の鳥獣の錯誤捕獲を生じさせないよう囲いわなの構造や管理方法に配慮すること。

ii 農地に近い場所で捕獲等する場合、鳥獣を誘引して被害を拡大させないよう農地に侵入防止柵を設置する等の防除策を施すこと。

iii 安全に止め刺しができることを確認できること。(銃器により止め刺しを行う場合は、銃猟免許を所持する者と共同で捕獲許可を申請すること。)

(d) 法人に対する許可であって、以下のi～ivの条件を全て満たす場合。

i 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。

ii 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。

iii 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。

iv 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

#### b 鳥獣の種類・数

(a) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

(b) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のi又はiiに該当する場合のみ対象とするものとする。

i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ii 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(c) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であるものとする。

(d) 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記(a)～(c)は適用しない。

- (e) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- c 期間
- (a) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。
- (b) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。
- (c) 狩猟期間中及びその前後15日間における狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、通年により捕獲しないと被害が甚大になることを理由に市町村が捕獲を実施する場合、住宅等の建物内など狩猟と誤認されるおそれのない場所において捕獲する場合等、特別な事由がない限り許可しないものとする。
- d 区域
- (a) 原則として、被害が発生している市町村の区域内に限るものとする。  
ただし、市町村境において捕獲を実施する等、必要な場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。
- (b) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に被害の防止に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。  
なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に有害捕獲の必要性が認められる場合を除き捕獲を許可しない。
- e 方法
- (a) 銃
- i ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。ただし、ニホンザルには散弾銃の使用を原則とし、ニホンザルの捕獲についてライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- ii 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。  
また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。
- iii 指定管理鳥獣については、使用する銃の威力や捕獲方法を踏まえ、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限り行う場合に銃器による捕獲を認めるものとする。
- (b) わな
- i 箱わなによるツキノワグマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで被害をおよぼした個体以外のツキノワグマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もあるため、箱わなの設置期間は原則として15日以内とし、短期間で撤去することが望ましい。
- ii わなを利用したイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等地域個体群に影響が懸念される種についての錯誤捕獲が発生することを抑止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可するものとする。（イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照）
- (i) 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。
- ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
  - ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。（附属資料2参照）
  - ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わ

な及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。

- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例：リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

(ii) くくりわなは、種を特定して捕獲することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じている。(附属資料1参照)、これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されるばかりでなく、捕獲又は放獣作業における人身事故の発生が課題となる。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、有害鳥獣の許可捕獲の場合には、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

なお、本計画期間において、ニホンジカの有害鳥獣捕獲におけるくくりわなの使用は原則として認めないものとする。

f 留意事項

(a) ツキノワグマに関する捕獲基準等については、下記のほか、山形県ツキノワグマ管理計画で定める。

i ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。

(i) 市街地及びその周辺に出没した場合

(ii) 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合

(iii) 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される時

ii 子連れの子ツキノワグマは、原則として母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが人身に被害等を与えるおそれがある場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。

(b) その他

i 有害鳥獣捕獲の体制については、エ「有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等」の定めによる。ただし、建物内及びその敷地内において捕獲する者又は免許を受けていない者を除く。

ii その他許可事務手続きの詳細については、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に定める。

エ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

指導する実施体制	対象鳥獣名	捕獲の対象区域
捕獲班の編成	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	被害発生市町村の区域
捕獲隊の編成	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、鳥類	被害発生市町村の区域を越える広域的な区域

(ウ) 指導事項の概要

a 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲





(イ) 予察表に係る方針等

上記予察表に示す鳥獣について、その地域において被害発生時期に農林水産物等の被害が予察される場合、予察捕獲を許可するものとする。

年間を通じて予察される被害農林水産物等を鳥獣の種類別、四半期別、地区別に明記した被害発生予察表を作成し、これに対応するために必要な捕獲数、方法、区域、時期、日数について予め捕獲を許可するものとする。

予察捕獲の実施状況及び被害等の発生状況は毎年点検し、必要な場合に専門家等の意見を聴いて予察捕獲を実施する者に助言を行う。また、予察捕獲を実施する者は、被害発生予察表に係る被害等の発生状況について毎年点検し、その結果に基づき、必要に応じて次年度に予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の計画的な実施に努めるものとする。

(ウ) 予察捕獲の許可基準

a 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合

b 予察捕獲の対象種

過去5年間以上の期間にわたり、本県において強い害性が認められた種として上記予察表に示す鳥獣とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

なお、第二種特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として予察捕獲を行うものとする。

c 予察捕獲の許可対象者

法人を原則とする。

d その他の許可基準

鳥獣の種類ごとに許可する捕獲の方法、区域、時期、日数及びその他の許可基準はエ(イ)による。

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第20表)

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	捕獲方法	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6か月以内	銃、網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
愛玩のための飼養の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者から依頼された者が愛玩使用のための捕獲許可を受けたことが無い場合に限る）又は当該者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所を有するものとする。	メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽限り許可するものとする。	原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）	1か月以内（繁殖期間を除く）	網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所を有するものとする。	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合には放鳥予定地の個体とする。	原則として、住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6か月以内	網、箱わな、手捕	
鶺鴒飼養への利用の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	鶺鴒飼養業者又はこれらの者から依頼を受けた者	鶺鴒飼養への利用の目的を達成するために必要な数	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6か月以内	手捕	ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	30日以内	銃、網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、又は管理その他公益に資すると認められる目的	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。				

注の  
おと

#### 注 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。

- (2) 許可しない場合の考え方  
第四の2(1)によるものとする。
- (3) 許可に当たっての条件の考え方  
第四の2(4)によるものとする。

### 7 捕獲許可した者への指導

#### (1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第19条で定められた場合を除く。）

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすること。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にすること。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

#### (2) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るため、第二種特定鳥獣、指定管理鳥獣及びその他特に情報の収集を必要とする鳥獣について、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告（写真又はサンプルの添付を含む）を求めるものとする。

また、錯誤捕獲の情報についても収集に努め、特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

#### (3) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

#### (4) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導するものとする。

#### (5) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマについて錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状（ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな）や餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲の防止を徹底するものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体

制等の整備に努めるものとする。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料1写真参照。

## 8 許可権限の市町村長への委譲

### (1) 条例に基づく許可権限の委譲

有害鳥獣捕獲申請に対してより迅速な処理を図るため、山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年山形県条例第36号。以下「特例条例」という。）に基づき、狩猟鳥獣のうち、10種※の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に委譲する。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限り）

### (2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成し、同法第4条第7号により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

### (3) 市町村の事務処理に対する助言

県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、基本指針、鳥獣保護管理事業計画及第二種特定鳥獣管理計画に従い適切に業務が施行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

## 9 鳥類の飼養登録

### (1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

### (2) 飼養登録事務の処理

飼養登録については、特例条例に基づき、市町村が事務処理を行う。

### (3) 飼養適正化のための指導内容

県は、山形県ホームページ等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、市町村において、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう助言するものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着登録票（足環）の既存等による再交付は原則として行わず、既存時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

## 10 販売禁止鳥獣等の販売許可

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

## 11 住宅集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害防止の目的で、住宅集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、



法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉銃を使用する場合には法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

第11次鳥獣保護管理事業計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

#### ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年6月法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人稠衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

#### ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第21表)

区 分	既指定特定猟具使用禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
		29年度	30	元	2	3	計(B)	29年度	30	元	2	3	計(C)	
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	107												
	面積	29,627ha	変動面積											
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	3												
	面積		変動面積											
計	箇所	107												
	面積	29,627ha	変動面積											

	本計画期間に区域を減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に解除又は期間満了となる特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**	
	29年度	30	元	2	3	計(D)	29年度	30	元	2	3	計(E)			
箇所								1					1	-1	106
面積								70ha					70ha	-70ha	29,557ha
箇所															3
面積															
箇所								1ha					1ha	-1ha	109
面積								70ha					70ha	-70ha	29,557ha

注) A、\*及び\*\*の面積計について、わな猟禁止区域が銃猟禁止区域と重複しているため、実面積としている。

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第22表)

年度	猟具区分	支庁区別	所在地	特定猟具禁止区域名称	指定面積 (ha)	設定期間	備考		
29	銃	村山	山形市、天童市、中山町	落合・寺津	195	H29.11.1～R9.10.31	再指定		
			上山市	前川ダム	48				
			東根市	若木	22				
			尾花沢市	銀山	10				
			朝日町	上郷ダム	132				
	銃	最上	大江町	大山	123				
			新庄市	大谷地	237				
			最上町	日山	443				
			置賜	米沢市	万世			1,762	
			庄内	鶴岡市	岩ノ沢			172	
庄内	酒田市	酒田錦町	87						
30	銃	村山	山形市、天童市	立谷川	492	H30.11.1～R10.10.31	再指定		
			河北町	元泉	72				
			新庄市	下田地区	154				
	銃	最上	舟形町	福寿野	29				
			真室川町	秋山	329				
	銃	置賜	高島町	和田川	18				
	銃	庄内	酒田市	寺田	156				
	庄内町		立川	88					
銃	置賜	川西町	大舟			満了			
元	銃	村山	山形市、上山市、山辺町	須川沿い	1,890	R元.11.1～R11.10.31	再指定		
			山形市	愛宕山	113				
			山形市	船町	15				
			寒河江市	長岡山	93				
			上山市	宮川	223				
			朝日町	白倉	104				
	銃	置賜	米沢市、川西町	鬼面川	95				
	米沢市		西向沼	15					
	南陽市		白竜湖	24					
	銃	庄内	鶴岡市	外内島・日枝	105				
	鶴岡市		内川	17					
	鶴岡市		柳久瀬	56					
酒田市	飛鳥沼		19						
2	銃	村山	山形市、上山市	酢川	155	R2.11.1～R12.10.31	再指定		
			山形市	隔間場	61				
			上山市	虚空蔵山	46				
	銃、わな	置賜	尾花沢市	新鶴子ダム	28				
	米沢市		大樽川	55					
	銃	庄内	飯豊町	椿	138				
	鶴岡市、三川町		長沼	131					
3	銃	村山	寒河江市、中山町	最上川河川公園	120	R3.11.1～R13.10.31	再指定		
			寒河江市	中郷	111				
			村山市	大沢川・大旦川	127				
			東根市	白水川ダム	45				
			銃、わな	置賜	尾花沢市			徳良湖	157
			大石田町		田沢			66	
	銃	最上	新庄市、鮭川村	最上中部牧場	260				
	新庄市		福田山	210					
	舟形町		スルス沢	91					
	銃	庄内	鮭川村	米	40				
	銃		置賜	飯豊町	飯豊少年自然の家			44	
	銃		鶴岡市	手向	174				
	銃		鶴岡市	田麦俣	1,450				
合 計					10,847				

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

第12次鳥獣保護管理事業計画の期間において、指定の計画はない。

## 3 猟区設定のための指導

県内において、猟区の設定はない。設定を希望する者があった場合には、猟区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。

## 4 指定猟法禁止区域の指定

## (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、特に鉛製銃弾については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的と

する銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第 23 表)

指定猟法	名 称	所在地	指定面積 (ha)	存続期間
鉛散弾を使用する猟法	上郷ダム上流部	朝日町	57	平成16年11月1日から当分の間
	酒田余目	酒田市、庄内町	281	平成16年11月1日から当分の間

## 第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内において、第一種特定鳥獣保護計画を作成する予定はない。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

(1) 計画の作成方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣について、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に第二種特定鳥獣管理計画を作成するものとする。

なお、第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を定め、対策を進めていくものとする。

(2) 計画に基づく施策の方針

第二種特定鳥獣管理計画の作成にあたっては、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずるものとする。管理にあたっては、モニタリングを実施し、その結果を管理事業に反映させるフィードバックシステムを導入しながら、専門家や地域の関係者の合意形成を図りつつ、順応的に目標の見直しを行うものとする。

また、隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その管理を実施していく。

イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めて目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(第24表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H28	管理及び被害軽減	ニホンザル	H29.4.1～ R4.3.31	県全域	
H28	管理及び被害軽減	ツキノワグマ	H29.4.1～ R4.3.31	県全域	
H27	管理及び被害軽減	イノシシ	H28.4.1～ R3.3.31	県全域	
R元	管理及び被害軽減	ニホンジカ	R2.4.1～ R7.3.31	県全域	

## (3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針

市町村は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度、市町村実施計画を策定し、第二種特定鳥獣の管理を総合的に実施するものとする。市町村実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する第二種特定鳥獣管理連絡協議会等で情報交換を図りながら、近隣市町村との調整を図ることとする。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動すること等から市町村実施計画の策定は行わないこととし、第二種特定鳥獣管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第25表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
H29～R3	管理及び被害軽減	ニホンザル	単年度	市町村の区域	
H28～R2	管理及び被害軽減	イノシシ	単年度	市町村の区域	

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣保護管理事業を実施するうえで必要な資料を得るため、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護及び管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣のうち、特に保護又は管理を要する鳥獣について、保護管理事業への活用に資するため、その分布状況、生息数等の把握に努める。

#### (2) 鳥獣生息分布調査

山形県レッドリスト改定のために実施した希少野生生物分布調査等の資料の活用、専門家からの聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、上記の調査に加え、国等の機関が調査し作成した資料の活用等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護を実施するための資料とする。

また、里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査や市町村アンケート、外来生物の初期防除を目的とした調査の実施等により、ハクビシンやアライグマ等、管理を要する鳥獣の分布状況や行動変化を把握し、防除対策の実施等、適正な管理を実施するための資料とする。

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
山形県希少鳥獣等	H29～R3	既存資料の収集整理、聞き取り調査、現地踏査等を行い、鳥獣生息分布を把握する。	県内全域	4月～3月
里山に出没する大型獣類	H29～R3	自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。	鶴岡市南西部	5月～11月
ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	H29～R3	市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。	県内全域	8月～3月

## (3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第27表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域	H29～R3	定点観察法より、種別の生息数を把握し、保護対策を検討する。	毎年1月中旬に実施する。

## (4) 狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。

(第28表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
キジ ヤマドリ	H29～R3	出猟者に対しアンケート調査を実施し、キジ、ヤマドリの出合数を把握し、捕獲の制限、放鳥等について検討する。	毎年11月15日に実施する。

## (5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて、群れの出没動向、個体数の推定及び増減変化、生息分布の変化等を把握するためのモニタリングを行い、これにより得られたデータを管理事業にフィードバックさせながら、第二種特定鳥獣管理計画による順応的な管理に活用する。

(第29表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容・調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ	H29～R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。</li> <li>捕獲等実施者から指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に係る捕獲報告書の提出を得て、捕獲努力量の算出、生息数の推定等に活用する。</li> <li>自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。</li> <li>市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。</li> <li>ニホンジカについては、スポットライトセンサス、音声録音調査、糞塊調査及び目撃情報の収集・整理、侵入経路の推定を行う。</li> </ul>	
ツキノワグマ		<ul style="list-style-type: none"> <li>春季における捕獲実施時に目視調査を行うとともに、カメラトラップ調査を実施し、県内における生息数の推定を行う。</li> <li>里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の生息密度や行動の変化を監視・分析する。</li> <li>許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。</li> <li>捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。</li> <li>警察に通報された目撃情報を収集し、出没しやすい場所に関する情報提供等に活用する。</li> </ul>	
ニホンザル		<ul style="list-style-type: none"> <li>許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。</li> <li>市町村に対してアンケート調査を実施し、群れの加害度や行動の変化等を把握する。</li> <li>捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。</li> <li>里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の行動の変化を監視・分析する。</li> </ul>	



### 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

#### (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第30表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
令和4年度～8年度に期間が終了する鳥獣保護区	H29～R3	定点観察法、ラインセンサス法等により、鳥獣の生息状況を把握する。現地調査により、生息環境を把握する。	
次年度に期間が終了する鳥獣保護区			
鳥獣保護区指定候補地及び鳥獣保護区全般		現地調査、聞き取り調査により、鳥獣の生息動向を把握する。	

#### (2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲）については、捕獲を行った者から捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、幼獣・成獣の別等について報告を得ることで、管理の効果等の把握に活用する。特に指定管理鳥獣については、出猟日における目撃数の報告も得ることにより、単位努力量当たりの捕獲数の算定や個体数の推定を行い、指定管理鳥獣捕獲等事業の効果測定や捕獲目標の設定等に活用する。

#### (3) 制度運用の概況情報

県は、上記調査の実施等により、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するとともに、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

### 4 放射性物質検査

平成23年3月の東京電力株式会社福島第1原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質濃度モニタリング検査を実施するとともに、適切な情報提供に努める。

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政を実施するために必要な担当職員を、本庁環境エネルギー一部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

## (2) 設置計画

(第31表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 環境エネルギー部 みどり自然課自然環境担当	3	2	5	本計画期間中の行政需要等を検討し、配置する。			本庁 ①鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事 ②環境審議会自然環境部会に関する事 ③鳥獣保護区等の指定・管理に関する事 ④鳥獣の救護及び野生復帰に関する事 ⑤野生鳥獣生息動向調査に関する事 ⑥野生鳥獣放射性物質濃度モニタリング調査に関する事 ⑦狩猟の適正化に関する事 ⑧野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関する事 ⑨高病原性鳥インフルエンザに関する事 ⑩鳥獣保護思想の普及に関する事
出先 村山総合支庁保健福祉環境部環境課 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	— — — —	3 2 2 2	3 2 2 2				①鳥獣の救護に関する事 ②野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関する事 ③高病原性鳥インフルエンザに関する事 ④鳥獣保護思想の普及に関する事 ⑤狩猟免許に関する事 ⑥狩猟の取締りに関する事 ⑦鳥獣保護区等の指定・管理に関する事

## (3) 研修計画

(第32表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備考
自然保護行政担当者会議	県	4月	1回	全県	10人	自然保護行政に関する知識の習得等	
北海道東北ブロック自然保護主管課長会議	各県	11月	1回	ブロック	2人	鳥獣保護管理行政に関する情報収集等	
鳥獣行政担当者会議	国	9月 2月	2回	全国	2人	同 上	
野生動物研修	国	5月	1回	全国	1人	野生動物保護行政に関する知識の修得	

## 2 鳥獣保護管理員

## (1) 方 針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとし、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

## (2) 設置計画

(第33表)

基準設置数 (A)	平成24年度末		年 度 計 画 (当該年度に新規に増員(△減員)となる人数)						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計(C)	充足率(C/A)
52人	52人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	52人	100%

(3) 年間活動計画

(第 34 表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理 各種鳥獣調査	←												→	
鳥獣保護思想の普及	←												→	必要に応じて随時
狩猟者等への指導									←				→	

(4) 研修計画

(第 35 表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
鳥獣保護管理 員研修会	県	6 月	4 回	総合支庁 管轄地域	52人	鳥獣保護管理員の資質向上及 び専門知識の習得	

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方 針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者及び鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

(2) 研修計画

(第 36 表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	内 容 ・ 目 的	対 象
指定管理鳥獣 管理研修会	県	随 時	1～4回	全 県	指定管理鳥獣管理のための の先進的な知識・技能に関 する研修又は研究	狩猟者等
鳥獣被害対策 指導者養成研 修会	県	通 年	5回程度	全 県	鳥獣の生態、被害対策の知 識及び技術に関する研修	市町村職員（鳥獣被害対 策実施隊員を含む）、農 業共済組合職員、農業協 同組合職員、県職員等
野生動物研修 会	県、 (公社) 山形県 獣医師会	11月頃	1回	全 県	野生鳥獣の生態や関わり 方、被害対策に関する研修	獣医師等

(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策

有害鳥獣捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者の高齢化及び減少が地域において課題となっているため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、新規狩猟者の育成・確保のための対策を講じるものとする。

ア 狩猟免許試験の休日実施及び県内3会場での試験実施（庄内・置賜・村山地区）

イ 狩猟免許試験受験予定者に対する講習会の開催



野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図り生態系のバランスをとっていくため、関係者が連携し、野生鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要となっている。

## 2 狩猟の適正管理

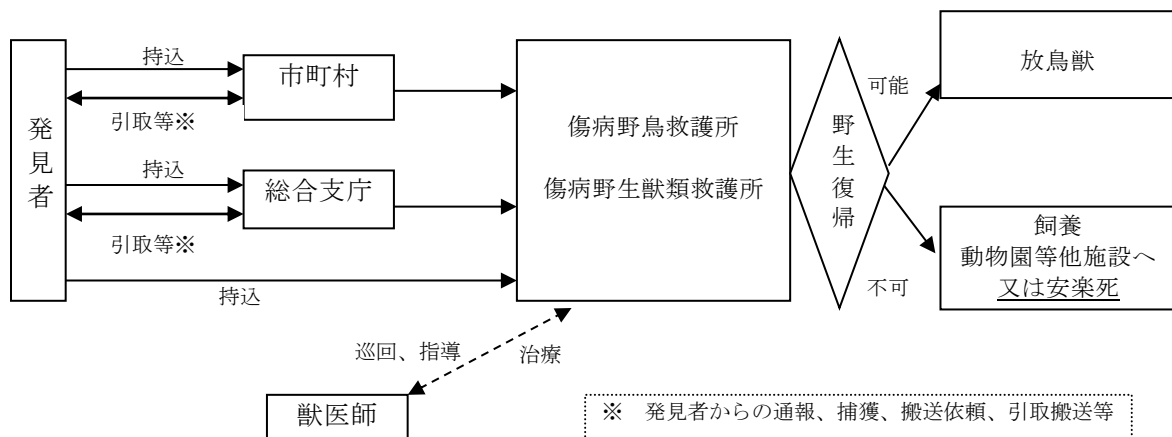
狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の適用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

## 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- (1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るため、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。
- (2) 治癒した鳥獣の適正な野生復帰を図るため、適当な個体に対し訓練を実施するとともに、現在、救護所で保護している野生復帰不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。
- (3) 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。
- (4) 外来鳥獣等及び農林水産業等への被害の原因となる鳥獣については、原則として救護の対象としないものとする。
- (5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。
- (6) 救護に当たっては人獣共通感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

<野生鳥獣救護フロー図>



## 4 感染症への対応

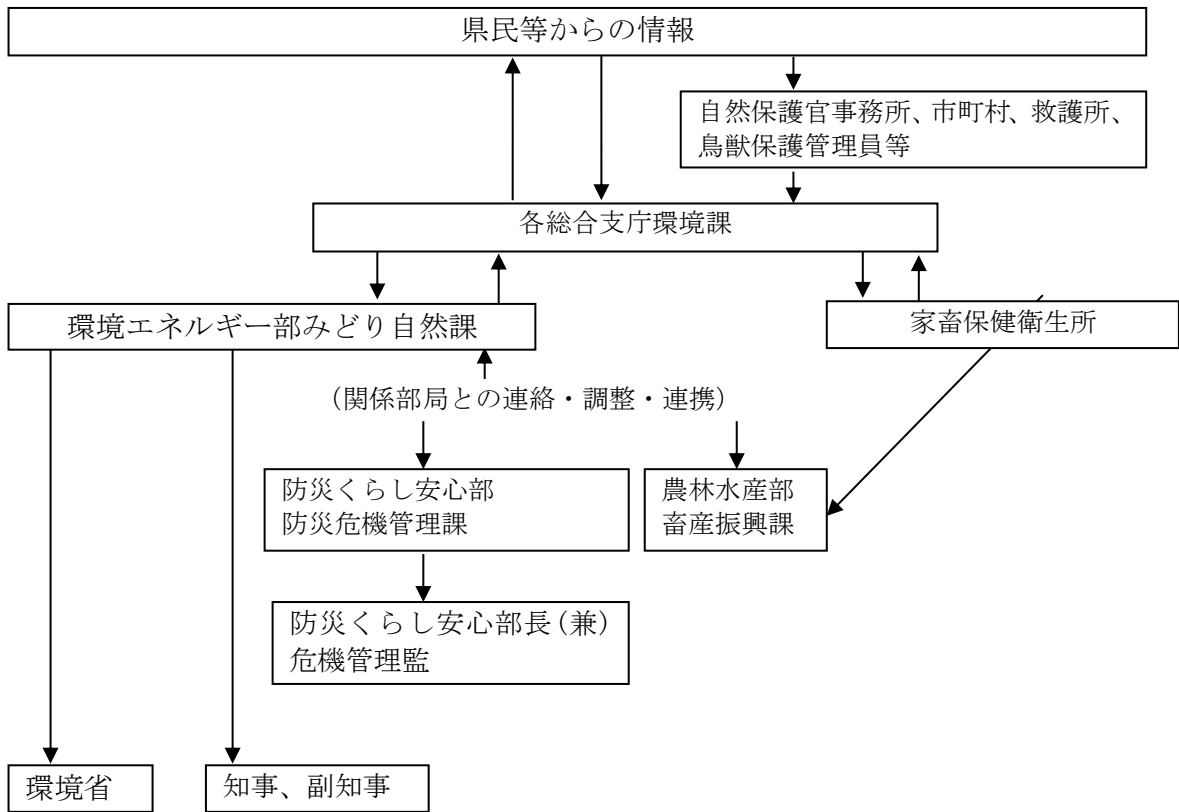
### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症のうち特に高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル（平成 30 年 12 月改訂）」に基づき、県民への情報提供を通じて理解の普及を図り予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。



<高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥が発見された場合の連絡体制>



(2) その他の感染症

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

青少年を対象として愛鳥週間ポスターコンクールを実施するとともに、鳥類のヒナへの関わり方に関する周知や環境関連イベント等における生物多様性の保全に関する普及啓発活動を通して、鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。

一方、野生鳥獣と人との適切なバランスを保つには、捕殺が必要な場合があることについて理解を普及させていくとともに、こうした活動の一環として、狩猟の魅力や意義について普及を図っていく。

イ 事業の年間計画

(第38表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間ポスターの募集・展示	←		→										
鳥類のヒナへの関わり方の周知	←		→										
生物多様性の保全や狩猟の意義に関する普及啓発			←						→				

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第39表)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛鳥週間行事	1) 愛鳥週間ポスターコンクールの実施 ・ 県内の小、中、高校生から愛鳥週間ポスターを募集し、入賞作品を選定する。 ・ 入賞作品を表彰するとともに、特選作品を全国審査会(愛鳥週間用ポスター原画コンクール)に応募する。 2) 愛鳥ポスターコンクール入賞作品の巡回展示 ・ 愛鳥週間の期間を含め、県内各地で巡回展示を実施する。				

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和49年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るため、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第40表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	備考
野鳥の森	昭和49年度	上山市坊平	124ha	観察路、観察小屋、東屋	

(3) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

(ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

(イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。

(ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

イ 年間計画

(第41表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
安易な餌付け防止に係る普及啓発	←													→	必要に応じてホームページで実施	県民一般

(4) 小中学生を対象にした普及啓発

ア 方針

小中学生に対し鳥獣愛護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターコンクールの開催及び入賞作品の巡回展示を行うとともに、鳥獣保護に関する活動に取り組む学校に対しては、積極的に顕彰を薦め、生物多様性を保全する取組みの普及を図っていく。

(5) 法令の周知徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲・採取等の規制の制度等について、狩猟者向けに行う講習会等の機会を通じて周知徹底を図るとともに、鳥獣飼養登録制度等、県民に関係のある事項について、山形県ホームページ等により、その周知を図るよう努めるものとする。

イ 年間計画

(第42表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲制度に関する法律の周知	←													→	ホームページ、パンフレットなど	県民一般
飼養登録制度の徹底	←													→		
狩猟制度						←							→			

# 附 属 資 料

## 目 次

- 1 ツキノワグマの錯誤捕獲事例
- 2 クマの脱出口イメージ
- 3 シカ・イノシシ等の全国被害状況
- 4 県内のイノシシ捕獲状況
- 5－1 ニホンジカの日撃位置
- 5－2 ニホンジカの日撃情報

## ツキノワグマの錯誤捕獲事例について(山形県・他県例)



① イノシシ捕獲用「箱わな」による狩猟期における錯誤捕獲事例(山形県内)



② イノシシ捕獲用「箱わな」による有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲事例(山形県内)



③ サル捕獲用「箱わな」による有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲事例(山形県内)

「くくりわな」による錯誤捕獲例(他県事例)  
※写真は錯誤捕獲個体の放獣作業中のもので、  
麻酔が効いている状況。  
「くくりわな」によりクマの前足首途中にワイヤー  
がかかっている状態(赤丸部分)。



## イノシシ捕獲用わな脱出口設置イメージ

イノシシ捕獲用わな  
両開きタイプ



幅30cm程度で切り取り  
クマが錯誤捕獲された時の  
脱出口を設ける。  
左右どちらでも可

※片開きタイプの場合も  
上記と同じように脱出口を  
設けてください。



野生鳥獣による農作物被害の推移（鳥獣種類別）

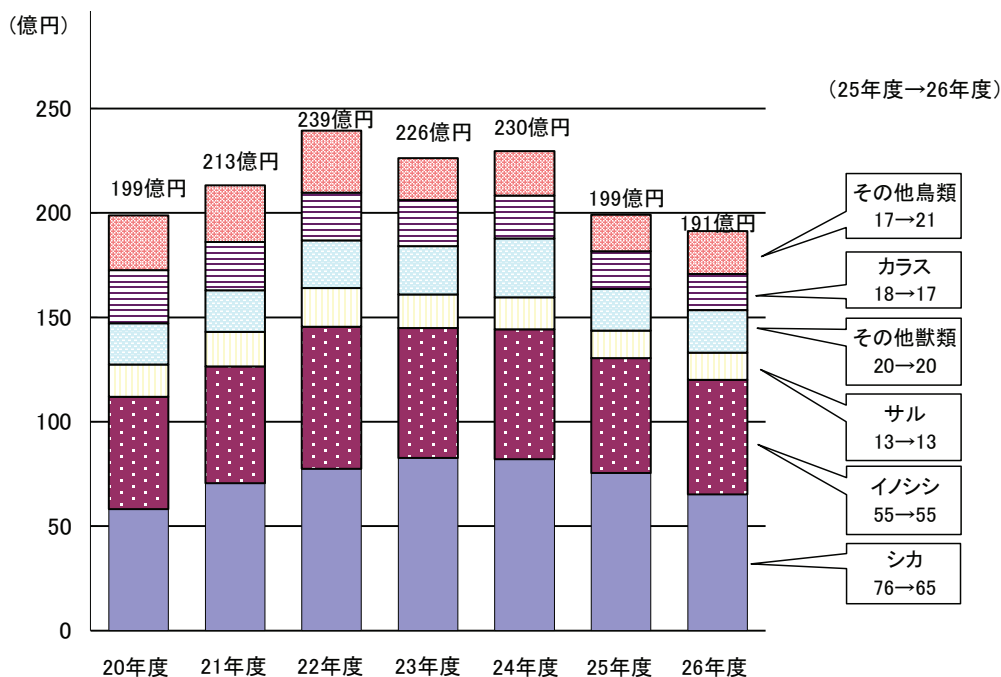
(単位：千ha、百万円、%)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額 (シェア)
鳥類	カラス	6.4	2,060	5.9	1,811	5.6	1,732 (45.8)
	ヒヨドリ	2.3	650	1.3	346	1.7	639 (16.9)
	カモ	0.4	484	0.5	484	0.6	546 (14.4)
	スズメ	2.6	393	2.4	408	2.2	366 (9.7)
	ムクドリ	1.4	275	1.3	246	1.2	250 (6.6)
	ハト	1.1	155	0.9	126	0.7	135 (3.6)
	その他鳥類	0.7	176	0.8	130	0.6	117 (3.1)
	小計	14.9	4,193	13.0	3,551	12.6	3,785 (100.0)
獣類	シカ	62.3	8,210	48.3	7,555	50.7	6,525 (42.5)
	イノシシ	12.0	6,221	10.9	5,491	10.6	5,478 (35.7)
	サル	3.5	1,536	2.7	1,315	2.4	1,306 (8.5)
	ハクビシン	0.8	433	0.7	439	0.7	461 (3.0)
	クマ	1.0	388	0.7	274	0.9	391 (2.5)
	アライグマ	0.4	333	0.4	339	0.5	334 (2.2)
	カモシカ	0.3	338	0.2	300	0.2	250 (1.6)
	タヌキ	0.3	147	0.4	151	0.6	140 (0.9)
	ネズミ	0.5	689	0.6	70	0.4	76 (0.5)
	ヌートリア	0.4	99	0.3	85	0.2	62 (0.4)
	ウサギ	0.4	75	0.3	52	0.3	51 (0.3)
	その他獣類	0.6	304	0.6	287	1.1	275 (1.8)
	小計	82.4	18,771	66.0	16,358	68.7	15,349 (100.0)
	合計	97.3	22,964	79.0	19,909	81.2	19,134

注1：都道府県の報告による(都道府県は、市町村からの報告を基に把握を行っている)。

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



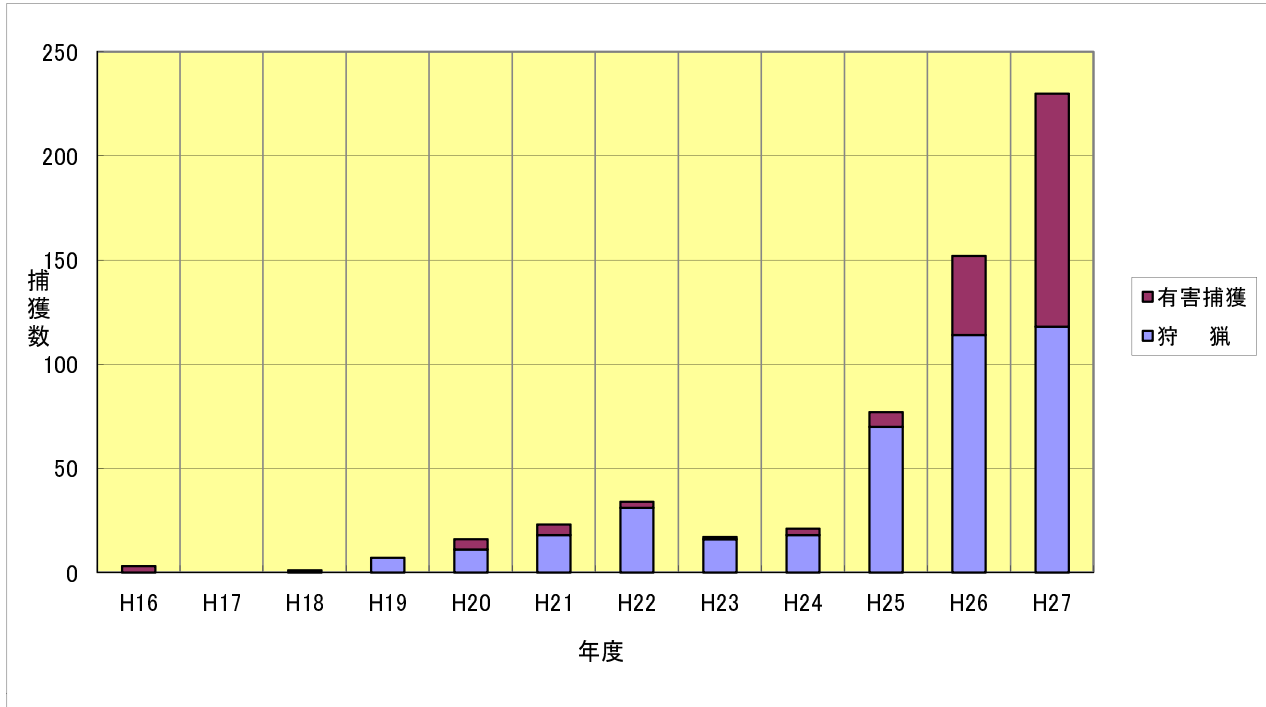
資料：農林水産省「全国の野生鳥獣類による

注1：都道府県からの報告による。

注2：ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

農作物被害状況について(平成26年度)

県内におけるイノシシ捕獲数の推移(H16～H27)



単位:頭

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
狩 獵	0	0	1	7	11	18	31	16	18	70	114	118	404
有害捕獲	3	0	0	0	5	5	3	1	3	7	38	112	177
捕 獲 計	3	0	1	7	16	23	34	17	21	77	152	230	581

資料：環境省「鳥獣統計」

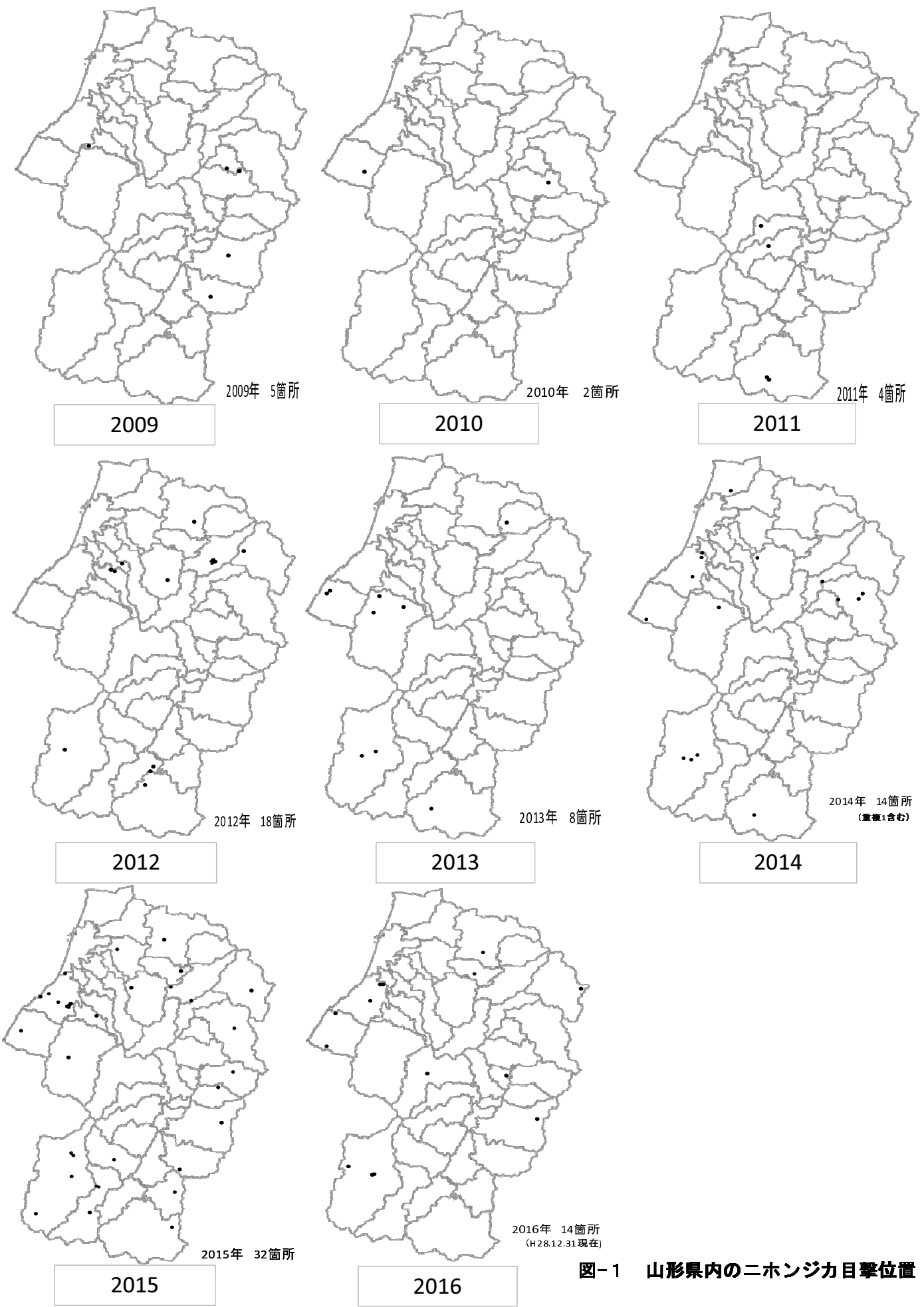


図-1 山形県内のニホンジカ目撃位置

